

閱覽用

令和2年 3月定例会（  
3月 2日 開会  
3月19日 閉会

飯網町議会 会議録

## 令和2年3月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（3月2日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	6
○開会及び開議の宣告	7
○町長あいさつ	7
○会議録署名議員の指名	13
○会期の決定	13
○議案第6号から議案第21号の一括上程、説明、質疑、付託	14
○議案第22号の上程、説明、付託	35
○議案第23号から議案第27号の一括上程、説明	38
○議案第28号から議案第37号の一括上程、説明	41
○議案第38号の上程、説明、質疑、付託	56
○議案第39号の上程、説明、質疑、付託	57
○議案第40号の上程、説明、質疑、付託	58
○議案第41号の上程、説明、質疑、付託	60
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	61

○陳情の付託	62
○散会の宣告	62

第2号（3月4日）

○議事日程	64
○本日の会議に付した事件	64
○出席議員	64
○欠席議員	65
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	65
○事務局職員出席者	65
○開議の宣告	66
○議案第28号の質疑、付託	66
○議案第29号の質疑、付託	113
○議案第30号の質疑、付託	114
○議案第31号の質疑、付託	114
○議案第32号の質疑、付託	115
○議案第33号の質疑、付託	115
○議案第34号の質疑、付託	116
○議案第35号の質疑、付託	116
○議案第36号の質疑、付託	117
○議案第37号の質疑、付託	117
○散会の宣告	118

第3号（3月5日）

○議事日程	119
-------	-----

○本日の会議に付した事件	119
○出席議員	119
○欠席議員	119
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	119
○事務局職員出席者	120
○一般質問一覧表	121
○開議の宣告	122
○一般質問	
青 山 弘	123
原 田 幸 長	139
伊 藤 まゆみ	154
渡 邊 千賀雄	169
瀧 野 良 枝	189
○散会の宣告	210

#### 第 4 号 ( 3月19日)

○議事日程	212
○本日の会議に付した事件	213
○出席議員	213
○欠席議員	213
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	213
○事務局職員出席者	214
○開議の宣告	215
○諸般の報告	215
○常任委員会審査報告、質疑	215

○常任委員会付託案件に対する討論、採決	231
○議案第23号の質疑、討論、採決	258
○議案第24号の質疑、討論、採決	259
○議案第25号の質疑、討論、採決	259
○議案第26号の質疑、討論、採決	260
○議案第27号の質疑、討論、採決	261
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	262
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	263
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	264
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	267
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	269
○議員派遣の件	271
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	272
○町長あいさつ	272
○閉議及び閉会の宣告	274
○予算決算常任委員会 審査報告書	275
○総務産業常任委員会 審査報告書	277
○福祉文教常任委員会 審査報告書	289
○会議録署名	300

飯綱町告示第17号

令和2年3月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 2年 2月21日

飯綱町長 峯村 勝盛

1 期 日 令和 2年 3月 2日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	清 水 満
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	青 山 弘
15番	大 川 憲 明		

不応招議員（なし）

令和2年3月飯綱町議会定例会

( 第 1 号 )

## 令和 2 年 3 月飯綱町議会定例会

### 議事日程（第 1 号）

令和 2 年 3 月 2 日（月曜日）午前 1 0 時開会

町長あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 6 号 飯綱町多目的交流施設条例
- 日程第 4 議案第 7 号 飯綱町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 8 号 飯綱町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 9 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 1 0 号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 1 1 号 飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 1 2 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 1 3 号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 1 4 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 1 5 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 1 6 号 飯綱町農林畜産物直売施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 1 7 号 飯綱町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 1 8 号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 1 9 号 飯綱町ふれあいパーク条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 2 0 号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 2 1 号 飯綱町飯綱福祉センター条例を廃止する条例

- 日程第 1 9 議案第 2 2 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 2 0 議案第 2 3 号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 1 議案第 2 4 号 令和元年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 2 5 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 6 号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 7 号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 8 号 令和 2 年度飯綱町一般会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 9 号 令和 2 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 3 0 号 令和 2 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 3 1 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 3 2 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 3 3 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 4 号 令和 2 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 5 号 令和 2 年度飯綱町水道事業会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 6 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 7 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 8 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について【多世代交流施設】
- 日程第 3 6 議案第 3 9 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について【三本松直売所】
- 日程第 3 7 議案第 4 0 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について【横手直売所他】
- 日程第 3 8 議案第 4 1 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について【小規模多機能施設】
- 日程第 3 9 議案第 4 2 号 財産の取得について
- 日程第 4 0 陳情
- 陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情
- 陳情第 2 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書

陳情第 3号 子ども医療費無料化の制度創設及び子どもや障がい者等の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置に関する意見書についての陳情

陳情第 4号 自然エネルギーへの転換促進を求める陳情書

陳情第 5号 消費税率5パーセントへの引き下げを求める陳情

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	清 水 満
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	青 山 弘
15番	大 川 憲 明		

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	合 津 俊 雄
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 本 孝 利
農 業 委 員 会 長	清 水 藤 一	選 挙 管 理 委 員 長	三 ツ 井 吉 次
総 務 課 長	原 章 胤	企 画 課 長	徳 永 裕 二

税務会計課長	永野光昭	住民環境課長	梨本克裕
保健福祉課長	山浦克彦	産業観光課長	土屋龍彦
建設水道課長	土倉正和	教育次長	桜井俊次
飯綱病院事務長	大川和彦	総務課長補佐	高橋秀一

---

**事務局職員出席者**

事務局長	笠井順一	事務局書記	荒井智雄
------	------	-------	------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さんおはようございます。

今、世界中で新型コロナウイルスの流行が収まらない状態であります。

国内はもとより、県内においても松本保健福祉事務所管内で2名の感染者が出ております。

国内の検査体制が整えば、まだまだ感染者が国内でも増えるのではないかと危惧される中であります。

このような中で、3月定例会が行われることになっておりますが、皆さんも最終日まで体調に気をつけ、是非、議会を無事に終わらせていただくようご協力をお願いしたいと思います。

議員の皆さんも行政の皆さんも是非、体調を崩さないようにして3月定例会が無事終わるよう協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和2年3月飯綱町議会定例会を開会いたします。

---

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和2年飯綱町議会3月定例会の開会に当たりましてご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、3月定例会を招集いたしましたところ、大変ご多用の中、定刻までにご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

昨年の台風被害、今年になっても記録的な雪不足など、異常気象と思える現象が続いております。これからどんな状況になっていくのか大きな不安もございますが、不断の防災体制の維持強化を図るとともに、非常備蓄品の点検や確保など、一定の被害を想定した対応策が必要で

あると感じております。

新型コロナウイルス感染症も心配な状況であります。医療現場からマスクが不足しているとの相談もきております。今後の感染状況にもよりますが、注意深く対応していきたいと思っております。

さて、今3月定例議会は令和2年度の新年度予算をご審議いただく議会でもあります。ご提案に先立ちまして基本的な考え方、主な事業等につきまして申し上げます。

飯綱町は、平成17年に合併して今年で15年目を迎えております。この間、平成19年7月には新潟中越沖地震により震度6強という地震に見舞われました。一部には混乱もありましたが、被害を最小限度にとどめ乗り越えてまいりました。

中学校の改築、小学校の再編、保育園の統合と改築、農業用水、道路等の生産基盤整備、子育て支援策の充実、主たる産業である農業の一層の振興、役場庁舎の増改築など、合併当時の課題とされていた事項はある程度の解決をしてきたと判断しております。

そんな中にありまして、令和2年度は飯綱町がこれから目指していく方向や新たな魅力づくりをスタートさせる新年度と思っております。柱として掲げている目標は、飯綱町の第2次総合計画にあります「日本一のりんごの町」と「日本一女性が住みたくなる町」の達成であります。

役場庁舎の建設など進行中のものもありますが、いわゆる箱物的な公共施設の建築は一段落するという判断をしております。今後は整備した施設の有効利用を図るとともに、新たな交流や産業を生み出していく、そんなスタートの年にしたいと強く思っております。

令和2年度の一般会計予算の総額は85億円といたしました。主な事業について申し上げます。

総務費では、庁舎建設事業の8億4,508万7,000円を、ふるさと納税事業では返礼品費用など8,112万5,000円を計上しました。前年度、大きく伸びた寄付金の目標を1億3,000万円に設定しました。

企画費では、昨年度から進めておりました景観計画策定を行う費用として139万2,000円を計上し、景観マップ等の作成を行います。景観条例等の制定は今後の検討課題として取り組ん

でいく予定にしておりますが、景観に対する飯綱町の方針は示されていくと思っております。

地方創生事業関連として、旧三水第二小で4,895万1,000円、旧牟礼西小で1億4,589万4,000円を改修等で計上しております。両小学校における後利用がいよいよ本格的に始まり、新たな起業を伴う事業やサテライトオフィスの利用、スポーツを通しての新たな交流など、従来とは少し趣の違った活性化が図れると思っております。

民生費におきましては、地域福祉推進事業で5,556万3,000円を計上し、社会福祉協議会への支援強化、委託事業の充実などを進めてまいります。

老人福祉費で長野広域連合への新たな負担金として506万5,000円計上しております。これは、長野広域が所管している老人福祉施設の運営費用を負担するものですが、従来は長野広域が自身の基金により対応してきたものです。基金の枯渇により関係市町村で応分の負担をすることになりました。早い時期での社会福祉法人等への移管が検討されており、矢筒荘についてもいづれ協議があるかと思っております。

学童保育費として、赤東児童クラブの古い遊具の撤去と新たに遊具を設置する費用として734万8,000円を計上しました。地域からの強い公園整備の要望に応えたものであります。

衛生費では、飯綱病院への助成金として3億7,000万円を計上いたしました。地域の中核的な病院として存続していくために必要な支援と認識しております。なお、3億7,000万円の中には国からの交付税等が含まれており、実質的な町の負担としては1億2,000万円程度と思っております。

農業費では、地方創生事業の一環として取り組んでおります、三本松地籍における直売所等の農業拠点施設整備で1億8,915万6,000円を計上いたしました。景観的にも素晴らしく、集客力のある場所であります。農産物の販売のみならず、広く飯綱町の特産品や観光、商工業のPRの場としても発展してほしいと願っております。

農地費では、県営事業費で6,713万円を計上し、芋川用水、高坂地区のため池工事を進めるとともに、倉井用水等の実施設計に取り掛かります。団体営事業として2,758万9,000円を計上し、大門川など4水路の改修を予定しています。また、緊急県単事業では4事業を計画し、

その設計料 480 万円を予算計上しております。工事費は、全額県が負担してくれる事業であり、町にとっては極めてありがたい事業であります。県の対応に感謝しているものであります。

林業費では、農作物有害鳥獣対策費として 2,415 万 7,000 円を計上いたしました。昨年を 1 千万円程上まわる予算額であり、侵入防止柵の資材支給が重点となっております。

商工費では、商工振興対策事業として住宅リフォーム支援事業に 800 万円、創業支援補助金で 300 万円、新たに牟礼駅前夏祭り補助金で 30 万円をそれぞれ計上いたしました。

商工費の公園整備事業として、登山客の増加に対応すべく、霊仙寺山及び飯縄山の登山道路の整備と道路標識設置工事の費用として 523 万 9,000 円を計上しております。

土木費では、橋梁長寿命化対策事業で 1 億 850 万円、国の交付金を財源とする地方道改修費として 5 路線で 2 億 8,200 万円を計上しております。また、除雪事業費として凍結防止剤散布車を購入することとし、関係予算を計上しております。

教育費では、この 4 月から英語教育が教科となることから、ALT や小学校の英語専科講師等の費用で 923 万円程の予算を計上しております。

小学校整備事業で、三水小学校のランチルーム等の整備事業で 2,702 万 6,000 円計上しておりますが、国の補正予算において令和元年事業として採択されましたので、今年度の補正予算で対応し、新年度予算分は減額補正させていただきます。交付決定が予算編成後であり、調整がつかなかった面はありますが、ご理解をいただきたいと思っております。

給食の調理場施設管理費では 6,548 万 6,000 円を計上し、調理員のフルタイムまたはパートタイム会計年度任用職員への移行等を含め、待遇の改善を進めております。

最後に予算には直接関係してきませんが、人口増対策を徹底して進めるために「人口増対策室」を設置することといたしました。企画課に配置する計画ではありますが、就農相談、移住相談、就業相談、起業相談、空き家相談、結婚相談など、役場庁内における横断的な連携や協調はもとより、社会福祉協議会や NPO 等の各種団体と交流を持つなど、幅広い活動により人口増を図っていきたいと思っております。

特別会計は、国民健康保険事業特別会計など 6 件提案しております。

各会計とも大きな変動はなく例年並みの内容となっておりますが、介護保険事業特別会計におきまして、消費税の税率改正に伴い低所得者層の保険料が軽減されております。

後期高齢者医療特別会計におきましては、令和2年度から保険料が改定されます。2年ごとに改定されるものですが、今回の改定では均等割は40,907円で変わらず、所得割が8.3パーセントから8.43パーセントに改定されました。

公営企業会計では、病院事業会計など3件提案しております。公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計は、新年度から飯綱町下水道事業会計として地方公営企業会計の適用を受けることとなります。

水道事業会計も含め3事業は自立した運営を目指すものでありますが、一般会計からの支援は例年並みを計上しております。

条例関係は16件提案しております。公の施設の設置や指定管理の手続き等に関するものが5件、職員の給与や服務、定数等に関するものが4件、国民健康保険税や介護保険料に関するものが2件、町営住宅に関するものが2件、その他が3件であります。

議案第9号でご提案しております職員の給与に関する条例の一部改正は、人事院勧告に準じた住居手当の改正であります。支給額の減額に対して1年に限り緩和措置を講じております。

国民健康保険税条例の一部改正は、基礎課税額の引上げと減額の対象となる所得基準の引上げであります。いずれも関係法律の施行令の改正に伴うものであります。

介護保険条例の一部改正は、関係法律施行令等の改正に伴い行うものですが、低所得者層を対象として保険料の軽減を行うものであります。詳細な説明は担当から行いますが、令和元年度から行われている軽減措置であり、新年度における軽減は対象者が1,065人、軽減額の合計が470万円程と試算しております。

議案第18号で提案しております飯綱町若者住宅管理条例の一部改正は、原田地区の住宅を若者住宅に加え、事業を開始するための改正であります。

議案第19号は、飯綱町ふれあいパークにマレットゴルフ場を開設するための改正であります。町民の利用は基本的には無料とする運用を考えております。

補正予算関係であります。一般会計補正予算（第7号）のほか、特別会計5件の提案をしております。

一般会計の補正予算ですが、国の補正予算がらみで歳入歳出予算にそれぞれ2億8,667万7,000円を増額し、総額を91億5,656万8,000円といたしました。

民生費の子育て支援センター費であります。令和2年度事業として建設を予定しておりましたが、令和元年度の地方創生拠点整備交付金として採択される見込みが立ち、令和元年度事業として実施することになりました。

小学校と中学校における情報システム化を促進するためにWi-Fi整備を計画しておりましたが、関係事業について採択される見通しがつき、必要経費を予算化しました。小学校2校で5,038万4,000円、中学校で3,433万7,000円です。

また、三水小学校ランチルーム等の空調設備事業についても採択の内定があり、関係事業費3,182万9,000円を計上いたしました。

いずれも、年度末の国の補正予算による事業採択であります。国庫補助金と補助残に対する財源措置も講じられていることから、財政運営の面からも対応することにいたしました。事業実施は令和2年度へ繰越しになりますが、ご理解をいただきたいと思っております。

特別会計予算の補正ですが、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業の会計においては、各会計とも年度末における保険料や補助金、繰入金等の確定と、それに伴う支出の調整が主な内容となっております。

農業集落排水事業と公共下水道事業の補正は、それぞれの基金を公営企業会計である下水道事業基金への移行が主な内容であります。

その他で5件を提案しておりますが、公の施設の指定管理者の指定に関するものが4件、原田地区の住宅供給公社からの住宅取得に関する財産の取得が1件です。

条例が16件、補正予算が6件、新年度予算が10件、その他5件の計37件と多くの案件を提案しております。いずれの案件につきましても、ご提案の際には詳細にご説明申し上げますが、十分にご審議の上、原案どおりのご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、最終日には人事案件を提出する予定にしておりますのでよろしくお願い申し上げます。  
以上申し上げます、開会のご挨拶といたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大川憲明） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定によって、10番、清水満議員、11番、樋口功議員、12番、渡邊千賀雄議員を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（大川憲明） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇〕

○議会運営委員長（清水満） 10番、清水満です。

本日招集されました令和2年3月飯綱町議会定例会の会期及び日程につきまして、説明申し上げます。

2月21日、午前9時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から3月19日までの18日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行い、一部案件につきましては採決まで行います。

また、本会議2日目の4日は、会議時間を1時間繰り上げて午前9時より各予算の質疑及び委員会付託を行います。

一般会計予算の質疑については款ごとに行い、各特別会計予算の質疑につきましては予算書の順に行います。

一般質問は、5日に会議時間を1時間繰り上げて午前9時より行います。通告者は5名です。  
質問者におかれては、1問1答方式にのっとり、1問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますのでご配慮をお願いします。

各常任委員会審議は、6日、9日、10日に開催し、予算決算常任委員会は16日に開催します。

19日の最終日は、時間を3時間繰り下げ午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（大川憲明） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

---

○議長（大川憲明） 監査委員から、令和元年11月分から令和2年1月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので報告いたします。

---

◎議案第6号から議案第21号の一括上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第3、議案第6号 飯綱町多目的交流施設条例、

日程第4、議案第7号 飯綱町職員定数条例の一部を改正する条例、

日程第5、議案第8号 飯綱町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例、

日程第6、議案第9号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、

日程第7、議案第10号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例、

日程第 8、議案第 11 号 飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例、

日程第 9、議案第 12 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例、

日程第 10、議案第 13 号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、

日程第 11、議案第 14 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、

日程第 12、議案第 15 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例、

日程第 13、議案第 16 号 飯綱町農林畜産物直売施設条例の一部を改正する条例、

日程第 14、議案第 17 号 飯綱町営住宅条例の一部を改正する条例、

日程第 15、議案第 18 号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例、

日程第 16、議案第 19 号 飯綱町ふれあいパーク条例の一部を改正する条例、

日程第 17、議案第 20 号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例、

日程第 18、議案第 21 号 飯綱町飯綱福祉センター条例を廃止する条例、

以上、条例の制定 1 件、条例の一部改正 14 件、条例の廃止 1 件を一括して議題といたします。

なお、質疑、委員会付託は、議案ごとに行います。

議案第 6 号から議案第 21 号の提案理由の説明を求めます。徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 6 号）

○企画課長（徳永裕二） それでは、議案第 6 号 飯綱町多目的交流施設条例の提案理由についてご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書の 1 ページ上段をご覧くださいと思います。

制定理由でございますが、町内におけるしごとの創出及び都市との交流を促進する拠点施設として、旧三水第二小学校及び旧牟礼西小学校を整備したことから、施設の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものでございます。

主な制定内容につきましては、名称及び位置、指定管理者による管理、使用の許可等、使用料等ほかで、施行期日は本年 4 月 1 日でございます。

また、本条例の制定に伴い、旧三水第二小学校及び旧牟礼西小学校の体育館等の設置及び管理等に関する条例である飯綱町社会体育等施設条例を廃止する旨、附則で規定しております。

以上、提案いたしました案件の説明といたします。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第7号・8号・9号・10号・11号・12号）

○総務課長（原章胤） それでは、議案第7号 飯綱町職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書並びに議案の提案説明書1ページ中段をご覧ください。

主な改正理由は、本年4月1日から下水道事業会計を公営企業会計に適用させることから、町長の事務部局の職員定数を削減し、新たに下水道事業職員の定数を定めるものであります。

主な改正内容は、町長の事務部局の職員100人を98人とし、水道事業の職員6人を水道・下水道事業の職員8人とするものであります。

また、4月1日から会計年度任用職員制度が施行されることから、同条例第1条中の一般職の非常勤職員を会計年度任用職員に改めるものであります。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

続きまして、議案第8号 飯綱町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書並びに議案の提案説明書1ページ下段からお願いいたします。

改正理由でございますが、本年4月1日から一般職非常勤職員につきましては、会計年度任用職員に移行することから、新たに職員となった場合のサービスの宣誓につきましては、任用手続きが様々であることなどから、常勤の職員とは別に簡略化できる方法とするものであります。

主な改正内容は、会計年度任用職員は、従来の規定にかかわらず任命権者は別段の定めをすることができる旨の規定を追加するもので、宣誓書の提出をもって宣誓に替えるものであります。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

続きまして、議案第9号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書並びに議案の提案説明書2ページ上段をお願いします。

改正の理由は、人事院勧告に準じた住居手当の改正で、主な改正内容は、家賃額の下限を引き上げ、現行12,000円から16,000円。また、住居手当額の上限を引き上げ、現行27,000円から28,000円に改正するものです。

ただ、今回の改正により、新住居手当額が旧住居手当額と比較して減額になる者が全体の約7割を超えることから、減額額が1,000円を超える場合は旧住居手当額から1,000円を控除する激変緩和措置を1年間設けるものです。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

続きまして、議案第10号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書並びに議案の提案説明書2ページ中段をお願いします。

改正の理由は、小中学校の学級担任等の給与につきましては、県費教員と町費講師の均衡を図るためには同条例の適用が困難であることから例外規定を設けるもので、改正の内容は、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与を規則で定める旨の規定を追加するものであります。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

続きまして、議案第11号 飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書並びに議案の提案説明書2ページ下段からお願いします。

改正の理由は、公の施設に係る指定管理者の指定手続きにつきましては、公募によることを原則としつつ、合理的な理由がある場合は自治体の判断に委ねられることとされています。

しかし、現条例は公募する場合の手続きは定められていますが、公募の原則や公募によらない手続きも可能とする規定がないことから、必要な整備を行うものであります。

主な改正内容は、指定管理者の公募に関する規定を追加し、同条例を引用している7つの条

例については、改正により条ずれが生じますので附則で改正を行います。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

続きまして、議案第12号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。  
議案書並びに議案の提案説明書3ページ中段をお願いします。

改正の理由は、本年4月1日より農業集落排水事業特別会計と飯綱公共下水道事業特別会計が公営企業会計適用となることから、各事業基金の設置が不用となります。改正内容でございますが、飯綱町農業集落排水事業基金、飯綱町飯綱公共下水道事業基金を同条例から削除するものであります。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第13号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第13号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。議案書並びに提案説明書の3ページ下段及び条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

改正理由ですが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い改正するものです。改正法は、災害援護資金の貸付を受けた者が置かれている状況に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町村における合議制の機関の設置等についての内容となっております。

主な改正内容ですが、償還金の支払猶予について、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付を受けた者が支払期間に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払いを猶予することができるとするものです。

施行令等により規定されていましたが、貸付を受けた者にとって償還計画を考えるに当たっては重要な制度であることから法律上明確とされました。

やむを得ない理由とは、施行令第12条により、盗難、疾病、負傷その他市町村がやむを得ない

いと認める事情があることとされています。また、「その他市町村がやむを得ないと認める事情」は、市町村の判断によるところでありますが、災害援護資金の貸付を受けた者が経済的困窮の状態に実質的に陥っている場合や行方不明の場合も含まれるものと考えられるとされております。

償還免除の対象範囲の拡大ですが、災害援護資金の貸付を受けた者が死亡したとき、または精神若しくは身体に著しい障がいを受けたため、災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときに加え、災害援護資金の貸付を受けた者が破産手続開始の決定、または再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部、または一部の償還を免除することができるとするものです。

合議制の機関の設置でございます。災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関として、第 16 条により支給審査委員会の設置をするものです。

支給審査委員会の設置につきましては、町に災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。

2 項として、支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

3 項として、前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は町長が定める。施行期日は、公布の日からとするものです。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第 14 号）

○住民環境課長（梨本克裕） 議案第 14 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書 4 ページ中段をご覧ください。議案の提案説明書により説明させていただきます。

改正の理由は、国民健康保険法施行令の一部改正によるものです。

主な改正内容でございますが、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額について引き上げるもので、医療分につきましては課税限度額を 61 万円から 63 万円に、介護納付金分について 16 万円から 17 万円に引き上げるものであります。

軽減措置につきましては、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を 28 万円から 28 万 5 千円に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を 51 万円から 52 万円に引き上げるものであります。

施行日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第 15 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第 15 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をいたします。議案書並びに提案説明書の 4 ページ下段をお願いいたします。

改正理由ですが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い改正するものです。

この改正は、令和元年 10 月の消費税 10 パーセント引上げに併せての低所得者の保険料の軽減強化です。令和元年度は、年度途中、6 月議会定例会において一部改正いただいたところですが、完全実施される令和 2 年度と段階的な条例の一部改正となっており、今回提案するものです。

今回の主な改正内容ですが、第 1 号被保険者の第 1 段階被保険者の保険料基準額に対する割合を、0.375 パーセントから 0.3 パーセントに改正し、介護保険料年額 21,828 円を 17,460 円に改正。また、第 1 号被保険者の第 2 段階被保険者の保険料基準額に対する割合を、0.625 パーセントから 0.5 パーセントに改正し、介護保険料年額 36,384 円を 29,100 円に改正。第 1 号被保険者の第 3 段階被保険者の保険料基準額に対する割合を、0.725 パーセントから 0.7 パーセントに改正し、介護保険料 42,204 円を 40,740 円に改正をするものです。

施行期日は、公布の日です。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 16 号）

○産業観光課長（土屋龍彦） 議案第 16 号 飯綱町農林畜産物直売施設条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明させていただきます。議案の提案説明書 5 ページをご覧ください。

改正内容は 2 点ございまして、1 点目は、飯綱町三本松農林畜産物直売施設の付帯施設として飯綱町三本松店舗兼倉庫施設を加えるものでございます。

2 点目は、本議会で上程しております飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正に伴う引用条文の条ズレを改正するものでございます。

改正理由について説明をいたします。牟礼農林産物直売組合が所有する直売所ムーちゃんの施設について、町は組合と買取り協議を進め同意を得ており、売買契約の締結及び所有権の移転は本年度内に完了する予定です。町は、当該施設を飯綱町三本松農林畜産物直売施設の付帯施設として位置づけ、町へ所有権が移転した後、三本松農林畜産物直売施設の指定管理者が付帯施設を利用していく予定です。

本条例改正で追加した直売所ムーちゃんの施設は、基本的には倉庫として活用しますが、飯綱町三本松農林畜産物直売施設が 5 月末にオープンするまでの期間は、直売店舗として活用する予定です。

条ズレの改正理由については、議案第 11 号と同様ですので省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 17 号・18 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 17 号 飯綱町営住宅条例の一部を改正する条例の提案説明をいたします。議案書並びに提案説明書の 5 ページ中段をご覧ください。

改正理由は、公営住宅管理標準条例案の一部改正に伴い、保証人を確保できないために町営住宅の入居に支障となることがないように改正するものです。

主な改正内容は、保証人に関する規定を削除するものであります。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日です。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第 18 号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例の提案説明をいたします。議案書並びに提案説明書の 5 ページ中段をご覧ください。

改正理由は、飯綱町大字黒川字原田地区の若者住宅建設に伴うものです。

主な改正内容は、若者住宅建設に伴い名称、位置を加えるものであります。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日です。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大川憲明） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇・説明〕（議案第 19 号）

○教育次長（桜井俊次） 議案第 19 号 飯綱町ふれあいパーク条例の一部を改正する条例をお願いいたします。議案書及び議案の提案説明書 5 ページ下段から 6 ページ上段をご覧ください。

まず、改正理由でございますが、飯綱町ふれあいパーク内においてマレットゴルフ場開設に伴う改正となります。

主な改正内容でございますが、1 として、マレットゴルフ場の使用に係る料金を設定するものでございます。使用料につきましては、1 ゲーム一人につき 300 円と設定するものです。

2 点目としまして、元気の館西側にありました屋外ゲートボール場については、マレットゴルフ場として整備しましたので、条例から屋外ゲートボール場に関する事項を廃止するものです。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

なお、町民のマレットゴルフ場使用料につきましては、飯綱町ふれあいパーク管理規則の改正により免除とする予定です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 大川飯綱病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇・説明〕（議案第 20 号）

○病院事務長（大川和彦） 議案第 20 号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案の第 20 号及び議案の提案説明書の 6 ページ中段をご覧ください。

改正理由でございますが、人間ドックの日帰りの料金を見直しするものでございます。

主な改正内容ですけれども、議案書の 2 ページ及び 3 ページをご覧くださいますと、第 3 条別表中、6 項、人間ドック等の（2）、日帰りの 3 番目の一般人間ドック料金を、40,000 円から 43,000 円に改めるものでございます。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第 21 号）

○総務課長（原章胤） それでは、議案第 21 号 飯綱町飯綱福祉センター条例を廃止する条例についてご説明いたします。議案書並びに議案の提案説明書 6 ページ中段をお願いします。

廃止の理由は、庁舎建設事業により飯綱福祉センターの住民への使用が本年 1 月 1 日から中止しています。今後、使用に係る許可等については不要となるため、同条例第 11 条により廃止の同意を得るものであります。

施行期日は、公布の日であります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩に入ります。再開は 11 時 5 分とします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前11時 5分

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第6号 飯綱町多目的交流施設条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 7条について3つ質問します。

まず、7条の2行目に「町長の定めるところにより」とあります。この町長の定めるところというのは、書面によるということが入っているのか確認したい。

2つ目、3番の貸店舗とありますが、この貸店舗は事務室、あるいはオフィスに当たるのか確認したい。

3つ目、その下の「ただし」の行で、「町長が必要と定めるときは、これを更新することができる」とありますが、更新希望がテナントにあっても町長が必要としないと認めないということが含まれるか、この3つをお答えください。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。まず1点目の、「町長が定めるところにより」というところですが、これは規則において書面を出していただくように定めていくというものでございます。

それから、貸店舗でございますけれども、貸店舗につきましては条例の後ろに別表が付いておりますが、ここに貸店舗というところで記載をしてあるものでございまして、旧三水第二小学校で申し上げますとフードオフィス、それから普通のオフィス、旧牟礼西小学校で申し上げますと普通のオフィス、あとランドリーですとかカフェのキッチン、こういったところを貸店舗という言い方をしております。

それから、「町長が必要と認めるときは、これを更新することができる」ということで、もちろん必要と認めるときという記載がありますので、必要でない場合は更新を認めないというこ

ともあり得るかと思えます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 8条の3、貸店舗の使用者の電気、ガス及び上下水道の使用料についてですが、これは個別にメーターが付いているのか、あるいは定額になっているのかお願いします。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。先ほど申し上げました別表の中のフードオフィスにつきましては、食品を扱ったり加工品などを加工したりといったことも出てきますので、こちらについては使用の頻度が高いものですから子メーターを付けていく方針でおります。一般的な事務のオフィスに関しては、使う量が決まっているものですから定額という方向で考えております。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 9条の3と4、「ただし」の部分ですが、「町長の承認を得たときは、この限りでない」とありますが、施設を貸す、あるいは権利を譲渡する等々、あるいはその下の4の目的以外の用途、このことに対して「町長の承認を得たときは、この限りでない」とあるのですが、例えばどのようなことを想定して「この限りでない」と入れてあるのか。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。3項、4項の関係のご質問をいただきました。「ただし、町長の承認を得たときは」ということで、想定される場合ですけれども、内装を自分でかなりの金額や手をかけてしまったような場合、その後、同じような形で使っていただける方があるとすれば、本当はもう一度許可を取り直していただくと良いかとは思いますが、場合によっては、そのような場合には使用の権利を譲渡するとか、施設を貸すということも認めていくということで、このただし書きは設けてございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今の回答ですと、施設そのものを町に返すときに元に戻さなくても、たくさん費用をかけて改造してしまったからそれはいいということで、町長が認めればいいという回答ではないかと思いますが、要するに、これだとまた貸しもオッケーととれますが、どんなことを想定しているのかをお聞きしています。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。費用をかけてしまったり、手をかけてしまったりしたという場合、返していただくときに元に戻さなくてもいいというお話だったかと思います。

そうではなくて、費用をかけてしまったという場合、返す手続きをとらずに、あと借りていただける方が見つかるのであれば、そのまま貸していただくことも場合によっては認めるという意味で記載をしております。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 確認します。具体的なことをお聞きしますが、また貸しはオッケーではなくて、つまり次に借りる人を紹介するというように受け取った方がよろしいのでしょうか。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。基本的には、また貸しは認めないという方針ですが、場合によって、どうしても出てくるのが全くないとは言えないということで、ただし書きで記載しています。基本的には、一旦、自分が使用許可を得た権利というものを人に譲るということは認めない、これは大原則だと思います。

ただ、あまり費用をかけすぎてしまって、まだ減価償却も残っていると、そういうものに関して何らかのどうしてもやむを得ない理由が生じた場合には、一時の間、人に貸して空けておく期間をなくすとか、そのようなことのためにただし書きを設けさせていただいたところがございます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第7号 飯綱町職員定数条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第8号 飯綱町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊千賀雄です。今回の条例改正は非常に大事なことだと思いますが、今、服務の宣誓が行われていると思いますが、今回の条例改正は、宣誓書の署名方法に

ついでの内容だと思います。ですから、これ以外は前と同じということですか。

それと、簡略した方法で行えるよう、そしてまた、できる規定のように言われていますが、簡略化しない正式な方法で行うことも考えられるかどうか、その辺について伺います。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 4月1日から一般職非常勤職員については会計年度任用職員に移行されるということございまして、基本的に公務員という立場になります。このサービスの宣誓の条例に基づきますと、常勤の職員と同じで上級の公務員の面前で宣誓書の署名をしてからそれぞれ仕事に就かなければいけないということが原則でございます。会計年度任用職員は様々な成り立ちでなっておりますので、上級職員の面前で署名というのはなかなか厳しいため、宣誓書の提出をもって署名に代えるという簡略化で宣誓したことにしたい。別段の定めをすることができるといっていますが、今後もできるではなく、そういう形でやっていきたいということでございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 確認ですけれども、できる、できないではなくてやっていくということですね。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） はい。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第9号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第10号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 11 号 飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 11 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 12 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 12 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定

しました。

議案第 13 号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 13 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 14 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 14 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 15 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 15 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 16 号 飯綱町農林畜産物直売施設条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 16 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 17 号 飯綱町営住宅条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 17 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 18 号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 18 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 19 号 飯綱町ふれあいパーク条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 19 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することに

したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 20 号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 議席番号8番。人間ドックの日帰り料金 40,000 円を 43,000 に改めるということですが、43,000 円に改めた金額の根拠と公立病院の近隣の日帰り料金がお分かりになったらお答えいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） お答え申し上げます。平成 28 年に C T の装置を更新させていただきました。大変高性能な C T を入れさせていただきました、より高度な検査ができるようになったわけですが、そのときになるべく廉価な設定をして皆さんに幅広く使っていただくことを目的に、当初、その分を見込まずに設定してきました。

これは自費の人間ドックでございますので、例えば勤務先の契約の人間ドックとは異なりまして、ご自身が自費で申し込まれる人間ドックに当たるものでございます。C T の検査は、1 万円を少し超えるものでございますので、3 割相当を増額させていただき、3,000 円という設定をさせていただいております。

近隣の病院のドックの状況につきましては、今資料を持ちあわせておりませんが、飯綱病院の人間ドックの料金設定は比較的廉価であると思っておりますので、もし必要であれば、近隣の調べられるものはお持ちしたいと思っております。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 20 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 21 号 飯綱町飯綱福祉センター条例を廃止する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 21 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 22 号の上程、説明、付託

○議長（大川憲明） 日程第 19、議案第 22 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第 22 号）

○総務課長（原章胤） それでは、議案第 22 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明いたします。議案書並びに議案の提案説明書 6 ページ下段から順次お願いいたします。

補正の概要でございますが、補正予算額 2 億 8,667 万 7,000 円を増額し、補正後の予算額を 91 億 5,656 万 8,000 円とするものです。

なお、繰越明許費の設定につきましては、記載のとおり 16 件であります。

また、地方債の補正につきましては、事業費が固まりましたので 5 起債について限度額を変更するものであります。

それでは、7 ページ下段の主な歳入補正を申し上げます。

12 款 分担金及び負担金では、農地農業施設災害の補助率増高により、所有者負担金を 112 万円減額するものであります。

14 款 国庫支出金では、児童手当負担金で支給対象児童数の減により 250 万円の減。また、保育所運営費負担金では、管外に通う保育施設の認定こども園、幼稚園への運営費負担金に 129 万 4,000 円増額。次に、国の補正予算に伴う子育て支援センター事業の地方創生推進交付金、拠点整備に 1 億 2,000 万円の増額補正でございます。社会資本整備総合交付金、地方創生道整備推進交付金は、国庫補助金枠の確定からそれぞれ減額するものであります。学校施設環境改善交付金は、両小学校の空調設備工事に対する交付金で 606 万 7,000 円の増額補正でございます。公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金は、国の補正予算による小中学校 G I G A スクール構想の実現に向けた校内通信ネットワーク整備、W i - F i 整備事業の補助金で 3,863 万 8,000 円を補正するものです。災害復旧事業費国庫補助金は、農地災害復旧費の補助率増高ほかで 622 万円の増額補正でございます。

15 款 県支出金では、国保保険基盤安定負担金の確定により 105 万 1,000 円の減。地方への移住を促進する就業補助金、U I J ターン就業移住支援金交付事業補助金は、交付対象者の確定により 450 万円の減。台風 19 号ほかに伴う被災農業者支援型の強い農業・担い手づくり総合支援の交付金に 217 万 9,000 円の増額補正であります。



150 万円の減額でございます。

8 款 土木費、道路維持費は、入札差金の整理で 100 万円の減。地方道改修費は、国庫補助金枠の決定による事業費補正で 7,300 万円の減でございます。

10 款 教育費、小学校教育振興費、中学校振興費の補正は、国の補正予算による W i - F i 整備事業費で合計補正額 8,472 万 1,000 円であります。また、小学校建設費は、三水小学校ランチルームほかの空調設備事業に合計 3,182 万 9,000 円の増額補正であります。

11 款 災害復旧費、台風 19 号に伴う災害復旧工事に 110 万円の増額補正であります。

14 款 予備費 2,891 万 7,000 円は、財源調整であります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大川憲明） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 22 号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

---

#### ◎議案第 23 号から議案第 27 号の一括上程、説明

○議長（大川憲明） お諮りします。

日程第 20、議案第 23 号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、

日程第 21、議案第 24 号 令和元年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 22、議案第 25 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）、

日程第 23、議案第 26 号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）、

日程第 24、議案第 27 号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、

以上 5 件は、補正予算案件であります。

これより一括して5件の提案理由の説明を受け、最終日の3月19日に質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、議事を進行いたします。

議案第23号から議案第27号の提案理由の説明を求めます。梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第23号・24号）

○住民環境課長（梨本克裕） それでは、議案第23号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書10ページ中段をご覧ください。議案の提案説明書により説明させていただきます。

補正予算の概要でございますが、補正前の予算額14億6,451万9,000円に歳入歳出それぞれ234万4,000円を減額し、補正後の予算額を14億6,217万5,000円とするものです。

主な補正内容でございますが、歳入において、県支出金、他会計繰入金については、当初予算作成時に見込額だったものを確定額に、雑入等は実績額としたことによって、合わせて234万4,000円の増とするものです。

歳出については、昨年度の普通交付金において695万9,000円の返還金が発生したため増とし、予備費で調整するものです。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第24号 令和元年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書10ページ下段をご覧ください。議案の提案説明書により説明させていただきます。

補正予算の概要でございますが、補正前の予算額1億5,609万3,000円に歳入歳出それぞれ180万1,000円を増額し、補正後の予算額を1億5,789万4,000円とするものです。

主な補正内容でございますが、歳入については、後期高齢者医療保険料が244万1,000円の増。一般会計繰入金につきましては、事務費負担分及び保険基盤安定負担金の額の確定により、合わせて64万円の減額となります。

歳出においては、広域連合納付金の額が確定したことにより、180万1,000円の増額となります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第25号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第25号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について提案説明をいたします。議案書並びに提案説明書の11ページ中段をご覧ください。

補正概要ですが、今回、211万円の増額をして、補正後の予算額を歳入歳出12億8,139万7,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入としまして、第1号被保険者保険料で126万6,000円の減額。介護給付費国庫負担金8万2,000円の減額。地域支援事業国庫補助金211万円。介護給付費県負担金8万2,000円。一般会計繰入金、低所得者保険料軽減ですが126万6,000円を増額とするものです。

歳出では、介護給付費準備基金積立金を265万8,000円増額とし、国庫補助金の精算還付金、平成30年度地域支援事業分ですが54万8,000円減額とするものです。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第26号・27号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第26号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の提案説明をいたします。提案説明書の11ページ下段をご覧ください。

補正の概要は、補正前の予算額3億7,742万6,000円、補正予算額2,500万円の増額、補正後の予算額4億242万6,000円でございます。

主な補正内容は、歳入は、分担金及び負担金40万円の増額。使用料及び手数料の現年度分96万円の減額。同滞納繰越分56万円の増額。農業集落排水事業の基金繰入金で2,500万円を

増額しました。

歳出では、諸支出金、公営企業会計移行による基金廃止に伴い、下水道事業基金に 2,500 万円を増額しました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 27 号 令和元年度 飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)の提案説明をいたします。提案説明書の 12 ページ中段をご覧ください。

補正の概要は、補正前の予算額 5 億 6,400 万 1,000 円、補正予算額 2,167 万円の増額、補正後の予算額 5 億 8,567 万 1,000 円でございます。

主な補正内容は、歳入は、分担金及び負担金 43 万 1,000 円。使用料及び手数料 280 万 3,000 円。前年度繰越金 9 万 6,000 円の収入額の精査から合計 333 万円を減額しました。公共下水道事業の基金廃止に伴う基金繰入金 2,500 万円を増額しました。

歳出では、公共下水道事業管渠建設費の工事監理委託料で 1,110 万円を増額としました。諸支出金、公営企業会計移行による基金廃止に伴い、下水道事業基金に 1,057 万円を増額しました。

また、繰越明許の設定は、1 款 特定環境保全公共下水道事業費、事業名 管渠建設費 飯綱町公共下水道管路施設工事(袖之山及び牟礼西部)及び同工事監理委託料です。

繰越額 2 億 7,750 万円。内訳は、国費 1 億 5,000 万円、地方債 1 億 1,840 万円、一般財源 910 万円です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第 28 号から議案第 37 号の一括上程、説明

○議長(大川憲明) お諮りします。

お諮りします。

日程第 25 から日程第 34 までは、令和 2 年度飯綱町一般会計、特別会計、企業会計の予算議案であります。

予算案件 10 件を一括して議題としたいと思います。

なお、議案ごとの質疑及び委員会付託につきましては、本会議 2 日目の 3 月 4 日に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、議事を進行します。

議案第 28 号から議案第 37 号の提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第 28 号）

○総務課長（原章胤） 議案第 28 号 令和 2 年度飯綱町一般会計予算についてご説明いたします。

それでは、提案説明書別冊 1 をお願いいたします。

まず、3 ページをご覧ください。一般会計の歳入歳出予算総額は 85 億円で、前年度比 1 億 4,000 万円、1.6 パーセントの減であります。

4 ページになりますが、予算の概要は、庁舎建設事業や若者住宅建設事業、地方創生事業の継続と子育て、福祉・産業の活性化、人口増対策などに係る費用を中心としています。

それでは、9 ページをお願いします。3 の町税収入の状況ですが、町税の収入につきましては 10 億 2,693 万 2,000 円で、前年度当初予算と比べ 258 万 6,000 円、0.3 パーセントの増であります。

内訳では、町民税が所得の減少を見込み 4 億 6,610 万 3,000 円、1.6 パーセントの減。一方、固定資産税は、令和 3 年で評価替えを迎えることから前年度並みの 4 億 6,779 万 6,000 円、1.4 パーセントの増としています。

次に、軽自動車税では、税率の高い新税率の登録台数が増えていることから 4,707 万 3,000 円、9 パーセントの増を見込んでいます。

町たばこ税は、電子たばこなどの普及もありますが、消費量が安定してきていることから前年度と同額を見込み 3,600 万円を計上しています。

入湯税は、令和 2 年度から施設管理者が替わりますが、ここ数年の動向から納税者数を微減

と予想し 996 万円、1.2 パーセントの減としています。

10 ページをご覧ください。地方交付税は 31 億 4,000 万円で、前年度当初予算に比べ 3,000 万円の減としています。

普通交付税については、合併算定替え、段階的縮減最終年の 5 年目で算定基準から 90 パーセント減少されますが、国が示した地方財政計画を参考に、基準財政需要額の伸び率が個別算定経費の市町村分が 2 パーセント、包括算定経費が 2.5 パーセント増と見込まれることや、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担分と会計年度任用職員制度の施行に伴う財政支援も計上されることから、前年度予算時と同額の 29 億円を見込んでいます。

特別交付税では、地方創生推進交付金に係る各種事業の経費のほか、地域おこし協力隊員の経費など、特別交付税で措置されるものがありますが、事業が終了してきていることを考慮し、3,000 万円減の 2 億 4,000 万円を見込んでいます。

また、普通交付税の一部振替措置であります臨時財政対策債については、地方財政計画では発行の抑制が示されていることから、前年度当初予算で 3,000 万円減の 2 億円の発行可能額を見込んでおります。

次に、11 ページをご覧ください。一般会計の地方債発行額は、繰越予定額を含め 12 億 8,400 万円で、前年度補正後に比べ 9,220 万円の増となっています。このうち、後年度交付税で元利償還金が保障されている臨時財政対策債の発行額は 2 億円で、地方債発行額全体の 15.6 パーセントを占めています。

また、普通債は 10 億 7,910 万円で、うち交付税算入率の高い合併特例債は、主に庁舎建設事業や道路整備事業で 4 億 5,040 万円を予定しています。その他、交付税措置のある公共事業債 2 億 2,590 万円、推進交付金事業のまち・ひと・しごと創生交付金事業債 1 億 9,910 万円、学校教育施設等整備事業債 6,420 万円、緊急防災・減災事業債 5,910 万円などです。

戻りまして 6 ページ、7 ページをご覧ください。14 款 国庫支出金は、7 億 1,671 万円で、障がい者自立支援給付費などに対する障がい者総合支援負担金、地方道改修事業や橋梁長寿命化事業に対する社会資本整備総合交付金、風坂汐水線路盤再生事業などの地方創生道整備推進

交付金や新庁舎地中熱利用事業の二酸化炭素排出抑制対策事業などの補助金増により、前年度比 1.5 パーセント、1,040 万 5,000 円の増となっています。

15 款 県支出金は、3 億 7,496 万 8,000 円、前年度比 4.3 パーセント、1,529 万円の増となっています。

17 款 寄付金は、ふるさと納税で 1 億 3,000 万円を予定しています。

18 款 基金からの繰入金は、13 億 4,225 万 5,000 円、前年度比 18.4 パーセント、2 億 812 万円の増であります。主な内訳は、財政調整基金 3 億 4,885 万 4,000 円、減債基金 2 億 6,987 万 1,000 円、ふるさと応援基金 5,000 万円、地域振興基金 5,685 万 7,000 円、子育て応援基金 1,520 万円、庁舎建設基金 3 億 4,808 万 7,000 円、地域福祉基金 1,831 万円をそれぞれ繰り入れる予定であります。

次に、歳出をお願いします。議案の提案説明書別冊 2 をお願いします。5 ページからご覧ください。

2 款 総務費、表彰費について、令和 2 年度は合併して 15 年を迎えることから、町民講座の日に表彰式を行ってまいります。また、下段の庁舎建設事業は、令和 2 年度は新庁舎の完成ほかに 8 億 4,508 万 7,000 円を計上しました。

6 ページ中段のふるさと納税事業は、寄付金目標額を 1 億 3,000 万円とし、報償品費ほか合計経費 8,112 万 5,000 円を計上しました。

7 ページ、9 款 消防費の防災対策費では、りんごパークセンターに非常用電源設備経費 770 万円を計上しました。

8 ページ、総務費、まちづくり事業費では、町制 15 周年企画に 155 万円、第 2 次総合計画策定事業に 269 万 3,000 円を計上しました。

9 ページ、アイバス運行事業では、高齢者のコミュニティバス乗降を助けるヘルパー業務に 50 万円を計上しました。

10 ページ、地方創生事業、いいつな「いきがい創造」プロジェクト事業では、旧牟礼西小学校の自然健康体験交流拠点整備の継続費用に 1 億 618 万円を計上しました。また、下段の多世

代プロジェクトでは、多世代交流施設の指定管理料に 638 万円を計上しました。

11 ページ、しごとの創業・都市交流拠点利活用促進事業では、旧三水第二小学校と牟礼西小学校の施設を多目的交流施設として運営するための経費等に 2,979 万 5,000 円を新規に計上しました。

12 ページ、資産税事務費では、令和 3 年度が評価替えとなるため、その関連事業費に 1,888 万 7,000 円を計上しました。

次に、16 ページ、4 款 衛生費、環境対策費では、環境基本計画や地域新エネルギービジョンに基づいた施策に 453 万 4,000 円、17 ページ、可燃ごみ収集費では、ごみ減量化計画に基づいた施策などの推進に 1,861 万 4,000 円を計上しました。

次に 20 ページ、3 款 民生費、社会福祉事務費では、第 4 期地域福祉計画などの策定費用に 241 万 5,000 円、地域福祉推進事業では、多世代交流施設と旧第二小学校の多目的交流施設にパワリハ器具の設置、またデイサービスセンター等の機械改修費に 1,600 万円、65 才以上の高齢者先進安全自動車取得の補助継続に 210 万円を計上しました。

22 ページ、介護保険支援対策事業では、であるきバスカードくるるの運賃負担金 300 万円を今年度から民生費で予算化しました。

23 ページ、健康増進事業費では、骨髄等ドナー支援事業への助成を新規で 30 万円計上。

24 ページ、母子保健事業費では、産後ケアの支援に新たに宿泊型を追加し 52 万 5,000 円を計上しました。

27 ページ、6 款 農林水産業費、果樹振興事業費では、ワイン用ブドウ苗木補助を新規で 60 万円計上しました。農業振興負担金補助金では、そばの奨励金単価の拡充と農業資金の短期融資に対し 5 年間の利子助成に新規で 15 万円を計上。

28 ページ、地域農業担い手育成支援事業では、新規就農者や認定農業者など担い手支援事業に 1,708 万 5,000 円を計上し、農業体験交流事業では、交流人口の増加を目指して小中学生のホームステイなどの費用に 213 万 2,000 円を計上しました。

29 ページ、地域特産品開発事業では、フルーツ加工所建設に向けた検討や四季なりイチゴの

産地化などの研究に 1,640 万 3,000 円を計上しました。世界に誇る力強い産業形成事業では、三本松の加工所建設などに 1 億 8,915 万 6,000 円を計上しました。

30 ページ、県営事業では、北信五岳道路の改修や芋川用水の改修、倉井用水などの改修工事設計ほかに 6,713 万円計上しました。

31 ページ、多面的機能支払い交付金では、新規に平出地区を予定。団体営事業費では、毛野裏の沢水路改修に 803 万円、大門地区水路改修に 1,100 万円を計上しました。

32 ページ、農作物有害鳥獣対策費では、奈良本・上赤塩地区のイノシンほか有害動物の農地侵入防止柵の資材支給に 1,078 万円を計上しました。

33 ページ、7 款 商工費、商工振興対策事業では、住宅リフォーム支援事業に 800 万円。東高原ゾーン整備事業費では、スノーシーズンの東高原への誘客に貸し切りバスの運行費用を新規で 112 万 2,000 円、老朽化による危険な建物サニーハイランド管理棟の解体に 1,853 万 2,000 円を計上しました。

36 ページ、8 款 土木費、橋梁長寿命化修繕事業では、2 カ所の橋梁の修繕に 8,900 万円。道路新設改良費では、継続事業の工事費に 3,650 万円。地方道改修費では、2 億 8,200 万円を計上しました。

37 ページ、住宅管理費では、人口増対策の継続事業として原田地区若者住宅 1 棟の取得に 6,200 万円を計上しました。

39 ページ、10 款 教育費、三水小学校管理費では、令和 2 年度から小学校での英語教育が 3 年生から 6 年生で全面実施されることに伴い、2 小学校を受け持つ英語専科講師 1 名の予算を新規で計上しました。

40 ページ、41 ページの小中学校教材費の補助は、保護者の経済負担の軽減から継続して予算計上しています。

40 ページ、小学校整事業費の空調設備費につきましては、町長の挨拶にございましたが、国の補正予算により元年度事業として採択されましたので、令和 2 年度で減額補正させていただきます。

45 ページ、子育て応援祝い事業では、基金を活用して 1,535 万 4,000 円を計上。

49 ページ、学校給食関係費では、材料費の町補てん、町産の農産物を積極的に利用した献立による、おいしい給食の提供に必要な予算を計上しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大川憲明） ここで暫時休憩とします。再開は午後 1 時 10 分とします。

休憩 午後 1 2 時 6 分

再開 午後 1 時 10 分

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開します。

本来であれば、議案第 29 号に入るところですが、先ほどの議案第 20 号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例の中で、荒川議員の質問に対し、追加の答弁がありますので大川病院事務長お願いします。大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） 先ほどの荒川議員のご質問に対しまして、調べてまいりましたのでお答え申し上げたいと思います。

近隣病院のドックの費用の実態ということでございますが、安いところでは信越病院の 3,300 円から長野市民病院で 41,800 円、長野日赤で 40,000 円、新生病院で 43,300 円といった状況でございます。

本来、人間ドックは保険診療ではございませんので、価格の設定は自由設定になりますので、高くても安くても構わないということになるわけでございますが、当院の料金設定につきましては、保険の診療報酬の点数の積み上げを原則として、それを参考に料金設定しておりますので、先ほども申し上げましたとおり、CT の検査だけでも 1 万円ほどするものでございますので、それを含んでも 43,000 円ということですので、かなり廉価な設定をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（大川憲明） 荒川議員、よろしいですか。

それでは、引き続いて土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 29 号）

○建設水道課長（土倉正和） それでは、議案第 29 号 令和 2 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算の提案説明をいたします。予算書は 209 ページ、提案説明書別冊 2 の 50 ページでご説明いたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 168 万 7,000 円です。

歳入の主なものは、使用料手数料で 160 万 4,000 円。財産収入の基金利子で 3 万円。繰越金 5 万円です。

歳出の主なものは、汚水処理施設管理費で電気料 35 万 7,000 円。機器修繕で 41 万円。浄化槽管理委託料で 42 万 3,000 円。総額で 158 万 7,000 円です。

基金積立に 10 万円を計上いたしました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 大川飯綱病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇・説明〕（議案第 30 号）

○病院事務長（大川和彦） 議案第 30 号 令和 2 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算についてご説明申し上げます。議案の提案書別冊 2 の 51 ページをご覧ください。

令和 2 年度の事業目的は、例年どおりでございますが、在宅に出向いての訪問看護サービス、介護支援サービスを提供することとしております。

令和 2 年度は、5,076 万 1,000 円の収支均衡予算でございます。対前年度比 350 万 4,000 円の増でございます。

事業収入は、訪問看護ステーション事業収入で 3,494 万円。繰入金として 1,328 万円。繰越金で 250 万円。諸収入として 4 万円、寄付金 1 万を予定しております。内訳は、介護収入で 2,050 万 5,000 円。その内訳といたしまして、訪問看護で 1,680 万円。居宅介護支援で 369 万円でございます。

医業収入で 1,440 万円を見込んでおります。

令和 2 年度は、元年度の 10 月より消費税の改定がございましたので、それによる介護保険の

改正に伴う収入の増と利用者の増を見込んでいるところでございます。

支出の内訳でございますが、衛生費で5,075万円。諸支出金として1,000円。予備費として1万円を予定しています。衛生費の訪問看護ステーション費5,075万円は、主に人件費等でございますが、対前年度比350万4,000円の増となっております。令和2年度では、正規職員1名の増員を予定しておりますので、それに伴う増額でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第31号・32号）

○住民環境課長（梨本克裕） 議案第31号 令和2年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書では245ページから、議案の提案説明書別冊2では52ページをご覧ください。議案の提案説明書に基づいて説明させていただきます。

予算総額は、12億9,727万3,000円です。前年対比6,154万6,000円の減となっております。

主な歳入は、国民健康保険税が2億5,188万7,000円、前年度比86万9,000円の減でございます。内訳としましては、現年課税分で2億4,425万1,000円。滞納繰越分で750万円。退職被保険者等の関係で現年課税分6,000円。滞納繰越分13万円でございます。

県支出金は、9億4,988万5,000円、前年度比5,000円の減となっております。普通交付金として9億3,919万9,000円。特別交付金として1,068万6,000円を見込んでおります。

繰入金は、9,178万7,000円、前年度比1,307万9,000円の減でございます。保険基盤安定繰入金として6,538万8,000円。一般会計からの繰入金として2,639万9,000円を見込んでいます。

主な歳出は、総務費で1,990万3,000円、前年度比1,116万3,000円の減でございます。総務管理費として1,460万7,000円。徴税費として504万3,000円。国保運営協議会費として17万1,000円。趣旨普及費として8万2,000円でございます。

保険給付費は、9億4,376万1,000円、前年度比563万1,000円の増でございます。療養諸費として8億3,854万6,000円。高額療養費で1億65万1,000円。移送費2,000円。出産育児

諸費で 336 万 2,000 円。葬祭費で 120 万円でございます。

国民健康保険事業納付金は、3 億 1,535 万 1,000 円、前年度比 3,215 万 9,000 円の減でございます。医療分として 2 億 1,407 万円。後期高齢者支援分として 7,828 万 7,000 円。介護納付金として 2,299 万 4,000 円でございます。

保健事業費は、1,435 万 2,000 円、前年度比 44 万 4,000 円の増でございます。特定健康診査等事業費として 1,185 万 2,000 円。保険事業費として 250 万円です。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第 32 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の 277 ページからになります。

予算総額は、1 億 6,219 万 9,000 円、前年対比 610 万 6,000 円の増でございます。

予算書の 278 ページをご覧ください。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料 1 億 1,003 万 5,000 円、前年度比 569 万 3,000 円の増でございます。

主な歳出については、議案の提案説明書別冊 2 の 54 ページをご覧ください。

総務費は、1,259 万 4,000 円、前年度比 47 万 1,000 円の増でございます。

長野県後期高齢者医療広域連合への納付金で 1 億 4,924 万 5,000 円、前年度比 563 万 5,000 円の増でございます。広域連合負担金の中で、保険料の納付金として 1 億 1,003 万 5,000 円。事務費の納付金として 498 万 8,000 円。保険基盤安定納付金として 3,421 万 8,000 円でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第 33 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第 33 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算について提案説明をいたします。別冊 2 の提案説明書の 55 ページをご覧ください。また、予算書では 299 ページから 346 ページ、介護保険事業特別会計になります。

予算総額は、12億6,557万1,000円、前年比1,240万8,000円の増でございます。前年比0.99パーセント増となっています。

歳入につきましては、予算書309ページの歳入の予算表をご覧ください。

保険料については、2億4,967万3,000円。65歳以上の第1号被保険者の保険料です。特別徴収4,025人、普通徴収280人でございます。

使用料及び手数料は、433万4,000円。介護予防教室等における利用料でございます。食の自立支援事業7,789食、450円を見込んでおります。

国庫支出金は、310ページ負担金、補助金を合わせて2億9,701万1,000円でございます。介護給付費に係るもの及び地域支援事業、介護予防・日常生活支援・総合事業等に係る負担金等になります。

支払基金交付金は、311ページ、3億1,723万6,000円。2号被保険者の保険料になります。

県支出金は、312ページ、負担金と補助金を合わせて1億7,803万3,000円でございます。

繰入金につきましては、2億1,927万6,000円で、一般会計繰入金1億9,927万6,000円と準備基金繰入金2,000万円からとなっています。

歳出につきまして、予算書315ページからですが、別冊2の提案説明書の55ページの主要事業の概要をご覧ください。括弧内の金額は前年比の増減額になっております。

1款 総務費は、職員の給与関係経費でございます。

2款 保険給付費、823万2,000円減の11億1,330万5,000円となっており、括弧内が増減です。主に介護サービスに対する保険給付として、要介護者及び要支援者を対象とする給付費、国保連合会への審査支払手数料、高額介護、高額医療合算サービスに係るもの、特定入居者介護サービスとして、食費、居住費に対して利用者の負担を軽減するものです。

4款 地域支援事業は、1,144万4,000円増の8,290万5,000円。主に要介護状態になることの予防と高齢者の自立支援を目的に実施するものです。

主要事業の概要としまして、総合事業、介護予防・生活支援サービスや一般介護予防に係るもので、881万8,000円増の6,555万6,000円。訪問型や通所型のサービス、お元気クラブ、

高齢者介護慰労金等でございます。

任意事業としまして、家族介護支援等でございますが、27万7,000円減の383万5,000円となっております。

生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業は、生活支援・介護予防サービスコーディネーター2名分等で1,171万4,000円となっております。

地域包括ケアシステムの構築に向けて認知症総合支援74万3,000円。地域ケア会議の推進12万8,000円。在宅医療・介護連携事業27万3,000円を計上しております。

9款 地域包括支援センター費では、466万8,000円増の2,921万円でございます。

一般会計繰入金は、1億9,927万6,000円で介護給付費、地域支援事業給付費等での繰入金1億9,529万5,000円。低所得者保険料軽減分、保険料所得10段階のうちの1から3段階の保険料率を軽減している分ですが、398万1,000円となっております。

以上、介護保険事業予算概要について説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第34号・35号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第34号 令和2年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算の提案説明をいたします。予算書は349ページ、提案説明書別冊2の56ページでご説明いたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ20万円です。

歳入は、一般会計繰入金で20万円です。

歳出は、土地の維持管理に要する経費に20万円を計上しました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第35号 令和2年度飯綱町水道事業会計予算の提案説明をいたします。予算書361ページ、提案説明書別冊2の57ページをご覧ください。

はじめに予算書361ページ、事業の予定量ですが、給水戸数4,230戸、牟礼地区2,600戸、三水地区1,630戸。年間総給水量109万立方メートル、牟礼地区68万立方メートル、三水地区

41 万立方メートル。1 日平均給水量 3,000 立方メートル、牟礼地区 1,870 立方メートル、三水地区 1,130 立方メートルです。

収益的収入及び支出の予定額は、別冊 2 の 57 ページです。

収益的収入・支出、それぞれ 3 億 1,285 万 7,000 円。その内訳は、牟礼会計が 1 億 9,842 万 2,000 円、三水会計が 1 億 1,443 万 5,000 円です。

主な収入は、給水収益で 2 億 769 万円、牟礼会計が 1 億 3,321 万円、三水会計が 7,448 万円です。

他会計負担金は、4,406 万 5,000 円で、牟礼会計が 2,254 万円、三水会計が 2,152 万 5,000 円です。

営業外収益は、5,891 万 5,000 円です。

支出の主なものは、施設維持管理費及び企業債利息の支払いで、営業費用 2 億 8,017 万 6,000 円。施設維持管理費の牟礼会計が 4,295 万 1,000 円、三水会計が 2,443 万 6,000 円です。

人件費は、牟礼会計が 1,565 万 3,000 円、三水会計が 1,101 万 6,000 円です。

減価償却費は、牟礼会計が 1 億 864 万 8,000 円、三水会計が 6,420 万円です。

営業外費用は、2,531 万 8,000 円。

企業債利息は、牟礼会計が 1,197 万 2,000 円、三水会計が 801 万 6,000 円です。

消費税は、牟礼会計が 400 万円、三水会計が 100 万円です。

主な事業は、牟礼地区で電源変換機修繕、汚濁計等の修繕などです。三水地区は、ろ過地表洗制御盤の改造、バルブ修繕などです。

続いて、資本的収入は、新規加入負担金等で 121 万 7,000 円、会計別内訳は牟礼会計が 68 万 2,000 円、三水会計が 53 万 5,000 円です。

資本的支出ですが、総額 3 億 280 万 3,000 円、会計別内訳は牟礼会計が 2 億 1,667 万 4,000 円、三水会計が 8,612 万 9,000 円です。

浄水施設改良費は、牟礼会計が 550 万円、三水会計が 1,557 万円です。

配水管布設費は、牟礼会計が 1 億 3,892 万円、三水会計が 1,959 万 6,000 円です。

営業設備費は、牟礼会計が 517 万円、三水会計が 56 万 5,000 円です。

配水施設拡張費は、牟礼会計が 1,100 万円、三水会計が 1,100 万円です。

主な事業は、牟礼地区で、しなの鉄道高架水管橋更新工事や管路接続工事などです。三水地区では、ろ過砂交換工事、配水管布設替え工事等でございます。また、両地区で、管路台帳システムの導入でございます。

企業債償還金として 9,548 万 2,000 円、牟礼会計が 5,608 万 4,000 円、三水会計が 3,939 万 8,000 円です。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の 3 億 158 万 6,000 円は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇・説明〕（議案第 36 号）

○病院事務長（大川和彦） 議案第 36 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。議案の提案説明書別冊 2 の 58 ページをご覧ください。

令和 2 年度は、収支ともに 23 億 9,000 万円の収支均衡予算となっております。

病院事業収益のうち、医業収益は 19 億 2,467 万 6,000 円。医業外収益が 3 億 8,006 万円。介護収益で 8,526 万 4,000 円を見込んでおります。対前年で 4,000 万円の増でございます。

医業外収益のうち、2 億 2,242 万円が一般会計からの繰入金で、収益的収支 3 条予算への配分額でございます。前年比で 2,701 万 4,000 円の増となっております。

続いて、病院事業費用でございますが、医業費用は 23 億 1,318 万 6,000 円。医業外費用が 5,631 万 4,000 円。予備費、特別損失で 2,050 万円を見込んでおります。前年との比較では、医業費用が 5,049 万 8,000 円の増。医業外費用では 1,049 万 8,000 の減。合計は、収入と同様に 4,000 万円の増でございます。

続きまして、資本的収支でございます。資本的収入は、1 億 8,908 万円に対前年 5,971 万 4,000 円の減でございます。資本的支出では、3 億 2,516 万 2,000 円に対前年 4,705 万 2,000 円の減

でございます。差引きマイナス 1 億 3,608 万 2,000 円の収支不均衡予算となっております。収支で不足する額につきましては、損益勘定留保資金で補てんするものとしております。

資本的収入の内訳でございますが、企業債が 4,130 万円。他会計負担金が 1 億 4,758 万円。寄付金、投資償還収入でそれぞれ 10 万円を予定しております。なお、他会計負担金は全額一般会計からの繰入金で、資本的収支 4 条予算への配分額となっております。繰入金は、3 条、4 条予算合わせまして 3 億 7,000 万円で、前年と比べ 600 万円の増額となっております。

資本的支出につきましては、企業債償還金が 2 億 8,060 万 1,000 円、対前年 841 万 4,000 円の増であります。設備改良費では、4,146 万 1,000 円で、対前年 3,863 万 8,000 円の減となっております。令和 2 年度の設備改良につきましては、医療ガス設備等の施設改修で 6,578 万円と医療機械等の整備で 3,488 万 3,000 円を予定しております。主なものは、健診システム 1,743 万 2,000 円、多用途透析用監視装置で 500 万円、移動型 X 線装置で 400 万円等となっております。

長期貸付金につきましては、看護師修学資金の貸与金でございまして、300 万円を予定しております。令和元年度末時点で 6 名の方が修学資金を利用しております。今後とも将来の看護師確保に努めてまいります。本年度、利用されている看護師が採用試験を受けていただいておりますので、その中で若干内定者が出ておりますので、差引きましても 300 万円を予定しているという状況でございます。

基金につきましては、医療充実基金の積立てとしまして 10 万円を見込んでおります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 37 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 37 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計予算の提案説明をいたします。予算書 435 ページ、提案説明書別冊 2 の 59 ページをご覧ください。

はじめに予算書 435 ページ、事業の予定量ですが、処理区域内の接続戸数及び人口は、3,480 戸、9,560 人。年間総汚水量 83 万立方メートル、1 日平均汚水量 2,274 立方メートル、主な建

設改良事業で 6,612 万 2,000 円です。

収益的収入及び支出の予定額は、別冊 2 の 59 ページです。収益的収入・支出、それぞれ 6 億 9,088 万円でございます。

主な収入は、使用料収入 1 億 6,863 万 4,000 円。公共下水道 1 億 1,700 万円。農業集落排水 4,890 万円。小規模集合排水 54 万 4,000 円。個別排水 219 万円でございます。

営業外収益、他会計補助金 3 億 3,292 万 4,000 円です。

支出の主なものは、施設維持管理及び企業債利息の支払いで、営業費用 5 億 8,803 万 6,000 円。人件費 2,327 万 3,000 円。減価償却費 3 億 6,143 万円です。

営業外費用、8,398 万 2,000 円。企業債利息 7,098 万 2,000 円。消費税 1,300 万円です。

資本的収入は、総額 1 億 7,254 万 1,000 円。下水道事業債 4,800 万円。県道橋の水管橋架け替えの補償費 4,854 万 3,000 円。他会計出資金 1 億 1,209 万 8,000 円であります。これは、下水道債元金償還相当です。

資本的支出ですが、総額 4 億 4,022 万 1,000 円。主な事業は、建設改良費、工事請負費などで 6,612 万 2,000 円。クリーン飯綱の耐震補強実施設計、県道橋の水管橋架け替え工事費などでございます。下水道債元金償還金として 3 億 7,404 万 5,000 円です。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額の 2 億 6,768 万円は、引継金 6,770 万 3,000 円及び当年度分損益勘定留保資金 1 億 9,997 万 7,000 円で補てんするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第 38 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 35、議案第 38 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 38 号）

○企画課長（徳永裕二） それでは、議案第 38 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、

提案理由をご説明させていただきます。議案の提案説明書の14ページ2段目をご覧ください。

地方自治法第244条の2第6項、飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づきまして、飯綱町多世代交流施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者につきましては、社会福祉法人 飯綱町社会福祉協議会です。

指定の期間につきましては、本年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としています。

以上で提案をいたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 議案第38号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第39号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第36、議案第39号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 39 号）

○産業観光課長（土屋龍彦） 議案第 39 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明させていただきます。議案の提案説明書 14 ページをご覧ください。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項、飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定に基づき、飯綱町三本松農林畜産物直売施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

指定管理者は、有限会社飯綱町ふるさと振興公社です。代表者は平塚慶吾氏です。

指定の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 議案第 39 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 39 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

◎議案第 40 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 37、議案第 40 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを

議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 40 号）

○産業観光課長（土屋龍彦） 議案第 40 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明させていただきます。議案の提案説明書 14 ページをご覧ください。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項、飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定に基づき、飯綱町横手農林畜産物直売施設及び付帯施設である横手飲食施設、横手農村公園、横手雪室施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

本施設の対外的な名称は直売施設が「横手直売所・四季菜」、飲食施設が「そば処よこ亭」でございます。

指定管理者は、有限会社飯綱町ふるさと振興公社です。代表者は平塚慶吾氏です。

指定の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 議案第 40 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 40 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

◎議案第 41 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 38、議案第 41 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第 41 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第 41 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について提案説明をいたします。議案書並びに提案説明書の 15 ページ中段をご覧ください。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項、飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定により議会の議決を求めるものです。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、飯綱町小規模多機能施設です。

指定管理者となる団体の名称は、株式会社ニチイ学館です。

指定の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まででございます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 議案第 41 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 41 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

◎議案第 42 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 39、議案第 42 号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 42 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 42 号 財産の取得について提案説明をいたします。提案説明書の 15 ページ下段をお願いします。

財産の取得、数量は、家屋 2 棟で 341.78 平方メートルです。

所在は、飯綱町大字黒川字原田 3208 番地、住宅地造成の原田地区内にあります。

取得の方法は、譲渡契約による財産の買取りです。

契約金額は、1 億 171 万円です。

契約の相手方は、住所 長野市大字南長野南県町 1003 番地 1、氏名 長野県住宅供給公社理事長 太田寛です。

関係法令は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4 番（目須田修） 目須田です。この物件ですが、家屋 2 棟というのは 4 戸、つまり 4 家族と  
いった数字になるかと思いますが、これの賃貸に利用するということによろしいでしょうか。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） そのとおりでございます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 42 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情の付託

○議長（大川憲明） 日程第 40、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付した陳情書の写しのとおりです。所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大川憲明） お諮りします。

3月4日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、3月4日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時54分

令和2年3月飯綱町議会定例会

( 第 2 号 )

## 令和2年3月飯綱町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和2年3月4日（水曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議案第28号 令和2年度飯綱町一般会計予算
- 日程第 2 議案第29号 令和2年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第30号 令和2年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第 4 議案第31号 令和2年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第32号 令和2年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議案第33号 令和2年度飯綱町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第34号 令和2年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第35号 令和2年度飯綱町水道事業会計予算
- 日程第 9 議案第36号 令和2年度飯綱町病院事業会計予算
- 日程第10 議案第37号 令和2年度飯綱町下水道事業会計予算

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	清水 満
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄

13番 原田重美

14番 青山弘

15番 大川憲明

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	峯村勝盛	副町長	合津俊雄
教育長	馬島敦子	監査委員	山本孝利
農業委員会長	清水藤一	選挙管理委員長	三ツ井吉次
総務課長	原章胤	企画課長	徳永裕二
税務会計課長	永野光昭	住民環境課長	梨本克裕
保健福祉課長	山浦克彦	産業観光課長	土屋龍彦
建設水道課長	土倉正和	教育次長	桜井俊次
飯綱病院事務長	大川和彦	総務課長補佐	高橋秀一

---

事務局職員出席者

事務局長	笠井順一	事務局書記	荒井智雄
------	------	-------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第28号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第1、議案第28号 令和2年度飯綱町一般会計予算を議題とします。

はじめに、町長の施政方針を含め、総論的な観点で予算全体に係る質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。風間議員。

○2番（風間行男） おはようございます。町長の挨拶の中にも、今年度予算の中にも商工会に対する緊急処置が見受けられませんでした。今の状況は、リーマンショックと同様な事態と受け止め、昨年度の消費税増税による買い控え、更なるコロナウイルスの蔓延で関係人口の減少など、経済状況に大きな打撃がじわじわと押し寄せてきています。

リーマンショックのときには、峯村町長は当時総務課長でした。そのときには率先して商工業者が生きるために借入利子全額補給を画策されました。商工業者に大変感謝されております。今回も同様な対応が必要と思いますが、お伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。予算編成は、実質的に12月頃に原案をまとめて、1月の初めから内容の事情聴取等々を行って決定をしてきている経緯がございます。

消費税を導入した後の景気の落ち込みということについては、やはり若干懸念をされるという点は承知ができる状況にあったと思いますけれども、今回の新型コロナに関しては、ここま

で経済的な圧迫をしてくるとは夢にも思いませんでした。また、安倍さんが今回のように思い切った対応策を実施して、一気に人の流れやお金の流れ、物の流れが大きく滞るような状況というのは、少し想像しなかったというのが現実でございます。

しかしながら、挨拶にも申し上げたのですが、今後の状況を注意深く見守っていききたいという中には、健康管理という問題もございませうけれども、経済的な面で、やはりずっとこういう状況が続くとなれば、議員の質問は新しい年度のものだと思いますけれども、臨時職員さんの仕事を強制的にストップさせてしまうということは、その皆さんにとっては給料をもらうことができなくなってきてしまう。そういう人たちの扱い。また、給食等に納品をされている関係の皆さん等々、いろいろな意味で影響が出てくるのではないかと考えています。

そこら辺も含めて、今、内部的には検討させてもらっていますが、予算的に必要なこと、また場合によっては、規則や条例の改正によって対応することについては、4月以降の新年度で、臨時議会でもお願いをして対応していく場合があるかもしれないと考えています。

○議長（大川憲明） 他にございますか。原田議員。

○13番（原田重美） 総合的な部分で、別冊1の説明書において、令和2年度の当初予算の概要ということでいろいろ書いてあるわけですが、この予算の中身的にいいますと、今年、人口対策室ということで、人口増に対してしっかりと取り組んでいきたいというのは誠に結構なことだと思うわけですが、中身的にはどんなことをやろうとされているのかという点が、ちょっと予算の数字だけではよく分かりませんでした。国の第2次の今後5年間の総合戦略という中においては、関係人口というものに対して、非常に中心的な柱として取り組んでいくんだということも、今日の新聞でもちょっと見ました。それらとの関係で、どんなことを考えて、飯綱町で何をやっていくのかと。この辺のところを少し総括的にお聞きしたい。

それともう一点でございますが、今年の予算は85億円ということで、前年度よりも1億4,000万円、1.6%減額の予算であるということです。規模をどんどん、ただ大きくしていくよりは、いろいろ工夫をして、減額等のことも、予算の規模というものの将来的に安全な予算運営ということで考慮されたのかと思うわけですが、今年は借換債等は見送っているというよ

うな記述があるような気がします、この背景といいますか理由を、少し町長にお聞きしたい  
と思います。2点お願いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず人口増対策室について、今後の思っている方針ということですが、実  
はその前に、最近の子どもの生まれている人数、平成29年が39名、30年が50名、そして今  
年は25名で、これはちょっとぞっとするような数字でございます。一時、学校も2つにするの  
は、町長は何を考えているのだ、というきついご指摘もございましたけれども、それはそれと  
して、私は2つ必要だと今でも思っているのですが、人口のこの落ち込みは強烈なショックで  
ございます。ちなみに平成31年でいいますと、2月末ですが、生まれる子どもが25名、亡く  
なった人が138名いらっしゃいます。113名減ってしまいました。

ただ、少し盛り返してきていると思うのは、実は転出してしまった人が215名いらっしゃい  
ます。でも、転入してくれた人は194名、その差が21名。もうひと頑張りすれば、転入者と転  
出者の社会的減少はプラマイゼロになり、願わくはプラスに転じていくようになればと。それ  
でもまだと思っていますが、現在では134、135名の人口減という状況で、やはり打破するとい  
うか、対応をしなければならないということで、人口増対策室を設置していこうとご提案を申  
し上げました。

具体的には、まず人口増対策については、あいさつの中でも申し上げたのですが、やはり子  
どもを産んでもらう環境整備というのが一番大切であると思います。今はまだ、運用としてで  
きるか、内部の皆さんたち、いわゆる子育てのいろいろな制度をチームとして話し合ってもら  
っている女性グループがありますけれども、そういう皆さんにお諮りをして、いろいろ相談を  
しろと言っています。最初の子どもが7万円、次はうんぬんだというものを、最初から3人目  
と同じようにもう20万円出したらどうかと。3人目からというようなことは言わないで、そん  
な提案もしてみたらどうだと。これは決定すれば、また議会にもお話をしていきたいと思っ  
ています。それぐらいに考えていかないと厳しい状況です。

従って、ここにきて新たに地元の人にお子さんを産んでもらうには、そういう環境の整備も必要だし、外から転入してきてくれて、ここに住んで子どもを育てたいという人については、どこの地域よりも魅力のある子育て支援策があるとか、ちゃんと職業もいいところを斡旋してもらえとか、住むところも心配なくいろいろな補助制度があるとか、私は農業でここへ来たいとか、そういう部門別というような相談にも乗ってもらえとか。

農業振興担当の産業観光課は、農業の後継者を見つけるために、東京や大阪で説明会に参加するなど、いろいろなことをしている。また、企画課では違った形で、東京で地域活性化の委員を募集している。ここら辺を統一的にまとめていくような係が必要ではないかと思います。いわゆる移住定住の相談の一括的な窓口として機能を果たしてもらうのが一番の大きな役目だろうなど。そして願わくは、ここら辺に住んでお祭りにも出てほしい、たまには用水の維持管理というのも協力してもらえればうれしい、そういうようなものについての理解をいただくころまで、一步踏み込んだ仕事を心掛けて、人口増対策にあたってほしいと思います。

関係人口は、ここに住民票はないけれども、もろもろの関わり合いをもって飯綱町に来ていたり、飯綱町に親しみを持ってもらうというのは、今、議員がおっしゃるとおり、大変クローズアップされている一つです。飯綱町で、もう3年実施をしてきましたリンゴの学校は、東京、関東圏で募集をしており、こちらにも来ていただいた皆さんは、この3年間で300人を超えました。そして、その中には2年目、3年目も引き続きこちらでりんご作りをやりたいということで、こちらへ来てりんごの栽培にまで携わってくれる深い関係の人がおり、まさしく関係人口です。1年に1、2回来ただけでも十分だというような人。または、来ないけれども、お宅のりんごだけは毎年送ってもらいたい人。それぞれの形態は違いますけれども、関係人口は、本当にこれから増やしていきたいし、いくだろうと思っています。ただ願わくは、私どもが財源を大きく依存をしている地方交付税に、関係人口関係がいい積算の材料になるようになれば、一番ありがたいですけれども、なかなかそこまでは難しいだろうと思っています。

関係人口の延長線上、旧三水第二小学校、旧牟礼西小学校の関係では、4月からいろいろな分野で関係人口が増えており、実際に奈良本や東柏原に住所を移したいという希望もあり、実

際に移ってきている人もいらっしゃいます。そういう中で、住民票までこっちへ持ってきて一緒に住んでいけるような人たちというの、これから増えてきてほしいと思っています。

予算規模については、議員のおっしゃるとおり、私は今年がマックスといたしますか、あいさつで申し上げたのですが、もうこれで箱物自体は整理をしたというつもりでおります。願わくは70億円台で、もっと厳しくやっていけば超えても70億そこそこぐらいの予算規模でいくような状況にじき戻るだろうと思っています。従って、来年の予算編成は、庁舎側が終わり、何が終わりということになってきますので、大きく減額になると、またいろいろな意味に備えて蓄積をしてきた減債基金なり財政調整基金へ少し余裕を持たせるような方向で予算編成をしていきたいと思っています。

起債の借り換えについては、財政の藤沢係長から答弁させます。

○議長（大川憲明） 藤沢係長。

〔財政係長 藤沢茂行 登壇〕

○財政係長（藤沢茂行） おはようございます。借換債の関係で、令和2年度にはないということでのお話でございます。借換債の関係は起債でございますので、借り入れのときに何年後に借り換えるかという設定で、借り入れ当初の設定をしております。

平成31年度は、予算はもう決定して執行しておりますが、1億3,340万円の借換債がございます。こちらは、平成26年の合併特例債の半額を借り換えるという設定で借り入れてあったものですから、平成31、今年度に借り換えをするという形になります。根本的には、借りるときの利率が高ければ、10年後に借り換えて安くなるだろうという予測の上で、借り入れのときに申し込むという形で設定しております。

令和2年度と令和3年度は、特にそれがございません。令和4年度から令和8年度が毎年1本ずつあるという構造の中身になっております。申し込み時の利率が安いので、今のところは借り換えの設定で起債をするというのは考えておりませんので、令和8年度までの借換債があるのみという形になります。その辺、借り入れのときの条件ということで発生するということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 原田議員、よろしいですか。

○13番（原田重美） はい。ただ今の説明につきましては、それぞれそれなりに理解いたしました。

特に、人口増対策については、定住移住をどんどん増やしていくというのは、言葉で言うのは簡単だけれどもなかなか難しい。町長もいろいろ言われておりましたが、子育て支援あるいは移住定住のための、例えば農業関係でいえば、新規就農者ということになります。そういうことに徹底的に政策をつぎ込んでいくという姿勢をぜひ持って、進めていってほしいと思います。

飯綱町はりんごのまちづくり、女性が住みたくなるまちづくり、これらを大きな目標にしているわけであります。どうしたら具体的な効果が上がってくるのか、その辺が、ちょっとまだ。われわれも町長と同じ考えを持っているわけですが、なかなか具体的なものでどういうふうにぶつかっていけばいいのかというところが、まだちょっと弱いところがあって、われわれ自身もいけないと思うところです。その辺のところを、きちんと令和2年のスタートとして、ぜひ進めていってほしいと思います。よろしくお願いします。町長、何か。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 国の地方創生事業、5年の計画がひとまず終わって、今、2年延長したいとご提案申し上げて、全協でも皆さんにもお話をしていると思います。それと、町の第2次総合計画の後期の計画、これは令和2年度にいろいろやるようになっております。

この中で、今、ご指摘の具体的なもう一歩進んだ人口増対策について、どういう具体的な事業を入れるかみっちり研究をして、本当に議会とも一緒になって、取り組んでいきたいと思っています。

○議長（大川憲明） ほかに。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 8番、荒川です。ただ今の関連で、人口増推進室を設けるということは、今まで、町長も言われていたのですが、縦組織で横断的な連絡というものが、もちろんされて

いるのですが、なかなか機能しない面もあったということで、そういう組織に再編をすると。私も、町の大きな課題として非常にいいのではないかと。例えば、私もかねてから、結婚相談所を今は社協に委ねている中で、何とか町としても独自の横断的組織の中で、社協の結婚相談所を応援するようというのでお願いしていました。今回の中で、そういうものを対策室で取り扱っていただけたら、非常にいいことだと私もつくづく思いました。

一応、対策室というか、人口増に向けた室のスタッフ、人員規模はどんな規模を考えられているか。そこをまず一点お聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、1つの課みたいなものを設置するとなると、課の設置条例等々で、議会に機構組織の条例改正をお願いするようなことが必要ですが、教育委員会に子育て推進室をつくったように、まず企画課に人口増推進室を設置し、一応、人員は2人配置してやっていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） ほかに。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） それでは各論に入りますけれども、別冊1の。

○議長（大川憲明） ちょっと待って。今、総論をやっているので、それが終わってから。

○8番（荒川詔夫） はい。

○議長（大川憲明） ほかに総論でありますか。いいですか。

それでは、移っていきます。款別の質疑に入っていきます。第1款、議会費からお願いします。違いますか。

○8番（荒川詔夫） 総論的に、歳入は別途なんですね。

○議長（大川憲明） 歳出からです。

○8番（荒川詔夫） 了解。

○議長（大川憲明） では歳費からお願いします。議会費からお願いします。よろしいですか。

予算書41ページから43ページでございます。そこはよろしいですか。

それではなしと認め、第2款総務費、予算書43ページから78ページ、質疑のある方おられますか。伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 9番、伊藤まゆみです。資料別冊2です。議案の提案説明書の6ページ中段の、ふるさと納税事業費の関係でお聞きしたいと思います。まず、目標が1億3,000万円ということで、かかってくる報償費等々ですけれども、まず返礼品の確保と、やはり品目を増やす方策というものが重要になってくると思います。

先日も、携わっておられる協力隊の方とも話をさせていただいたんですけども、一生懸命品目を増やす努力をされて、小規模な農家さんにも携わっていただけるようにとお考えになって、大変大きな努力をさせていただいているようですが、まだまだ足りないというようなお話もお聞きしています。その辺、どのようにお考えでおられるのかお聞かせください。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 返礼品の品目の確保ということでございますが、先月、ふるさと納税事業者との謝恩会といいますか会議を行いました。その中で、いろいろと今年度の反省等々、また、来年度以降のいろいろな要望、また、こちらからの要望等をお願いする時間を持たせていただきました。

基本的にふるさと納税を扱う事務は、今年度からカンマッセいづなに委託業務をさせていただいております。それまでは町の直轄という意味合いもありました。また、東京の業者をお願いした面もありまして、いろいろとクレーム対応等、またいろいろな案内、こちらからのいろいろな要望の出し方が、なかなか難しいということの中で、今年度からカンマッセに移させていただきました。その中で、やはり1年間通じてカンマッセさんには努力をしていただきまして、1億円の大台を超えさせていただきました。

この会議の中では、やはりカンマッセさんからもお願いがございました。登録事業者さんを増やす努力をカンマッセもしていくのですが、事業者さんにもお願いしたいということでした。例えば、ももなどそんなに数を扱わなくても、少品目でも、販売の仕方によってはふるさと納

税に申し込んでいただけるという、今回いろいろな試みをした中で実績があったということの中で、やはり来年度もカンマッセさんのほうでいろいろな工夫をしていただけるのではないかと考えております。

また、クレームでは、輸送のときのりんごのずれで傷みが多いというものが件数を占めておりました。パックを新しくしていきたいということで、カンマッセ独自で、りんごを抑える、箱の中に入れるものをあっせんしていくということで、この会議では事業者さんに説明をして、事業者さんも、それはいいものだねという話で、現物も見ていただきました。それも1つのクレームの改善になるかということです。いずれにしても、カンマッセのほうで、またいろいろと努力していただけたらと考えております。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） この件につきましては、青果等々が多いと思うのですが、やはり加工品にもしっかりと目を向けて、これから加工所も造られていくということではありますが、その辺の開発といいますか、そういうものもやはり必要になってくるのではないかと思います。

彼女にお聞きしたら、加工用のりんごが欲しいということで、バラ詰めで、ちょっと小さなものもだいたい出たということです。そういうものの確保でありますとか、こちらで焼酎を橘倉酒造さんをお願いして「飯綱の風」を開発されたように、うちなんかでは、リンゴ酢にするりんごが欲しいということで問い合わせもあったりするので、飯綱産の米を使った酢を醸造して、そこでリンゴ酢を作っていくというような新しい発想で、この町独自のものを作っていくような努力というものも必要になってくると思います。そういうものも考慮に入れた商品開発も必要になってくると思いますが、その点についてお聞かいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご提案のとおり、私はそういうのが必要だろうなど。ちなみに、今回三本松地籍に造る加工所は、小ロットでも、ご自分のりんごを持って行って、自分のうちのりんごで作ったオリジナルのりんごジュース、しかも正規に販売してもらってオーケーな商品だとい

うスタンスでやるつもりでいます。

ただ、今おっしゃっていただいたように、お米も素晴らしいし、野菜でも、本当にいろいろ研究してやっていきたいと思うのですが、その考え方を、行政主体型で加工施設を建設し、そしてそこに人員を配置しようぬんというのは、正直言って、またそこに巨額な設備費やいろいろなものがかかってきます。

それよりも、願わくは、それこそ民間の力をお借りするような中で、そういうような研究や製造をしていくと。私どもの中には、固有名詞であれですが、有名なおそばを作っているところとか、極めて有名なコショウを作っている会社もあります。あのようなところとか、また、斑尾のほうには素晴らしいレストランをやったりジャムを作ったりシードルを作ったりというところもございます。そういう皆さんが主体になったところへ、何とか応援をしていくというスタイルで今後展開をしていったらどうかと。そんなことを一番に考え、町側とどういう支援ができるかというようなことを考えていきたい。

荒廃地が100ヘクタールを越える面積を、まだまだ抱えています。加工用のりんごであれば、こういう栽培でいけるのではないかと、消毒も10回のところを5回やれば何とかいけるのではないかと、こういうような発想のもとで基盤を整備し、それなりの生産体制をつくるというのは、逆に行政が得意とするところかもしれません。

そのような、いろいろな意味のタイアップを考えて、ご提案のようなことを、やはり今後真剣に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 伊藤さん、よろしいですか。

ほかに。石川議員。

○7番（石川信雄） 7番、石川です。町長のお考えをちょっとお伺いしたいので、あえて質問させていただきます。町政15周年企画提案説明書の8ページです。155万円ほど予算を織り込んでおられます。具体的に何をやるのかという話と、あと議会として町歌の制定ということも政策要望で上げてきております。しかし、回答書を見ますと、機運が高まった時点で、住民の皆さんの意見も聞きながら検討していきますという、どうも日和見的な回答でございまして、

それこそ 15 周年ということであれば、町歌の制定に対しても、町長がリーダーシップを持って作りましょうというような宣言をしていただけたらと思うのですが、そういったことについて、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、基本的には 5 年ピッチの記念で、やはり 10 周年記念はそれなりの一区切りだという思いがございました。今回の 15 年については、20 周年はしかるべき儀式があってもいいのではないかと考えていましたけれども、15 周年は特別な儀式のようなことはやらなくてもいいのではないかと。例えば、今やっているようなりんごの里まつりとか、何とかとか、そういうところに冠として「15 周年記念何々」だというようなことで、少し中身が例年よりも充実しているというスタンスでおりましたことを、まず一点申し上げたいと思います。

今回は予算的にも、総務の企画の中で 150 万ほど計上していますのは、これは具体的にどの範囲まで広げていくかはあれですが、15 周年をいい機会にして、若者会議を開催していきたいと。どういう範囲で行うか、町内外を集めるのか、思い切って外国人まで入れるのか入れないか、地元の高校生、中学生をどうするかとか、いろいろな問題があります。これはこれからの飯綱町の新しい魅力づくりのため、あいさつに申し上げましたが、飯綱町をつくっていく上で基本になるのは若者だろうと。従って、若者会議をいろいろな意味でやっていきたいなど。

あと、15 年の歩み的なものを記録的に捉えて、15 年たったら、いい意味で飯綱町は変わってきたというような、写真集なりそういうようなものを作っていったらどうか。または、町の広報で出している漫画の部分がございすけども、漫画の今昔物語を、別冊で漫画集というかを作ったらどうだとか、そこら辺のことを考えているのと、15 年間、非常にボランティア的な立場で町の発展に大きく寄与されてきたような方に対して、少し表彰的なことも、例年よりも広く対応していきたいと考えています。

まだ町歌とかうんぬんとか、本当にそこまでは全く今は考えておりませんでした。確かに、要望の町歌というのも一つの大事なことだと思いますので、これは 15 年記念もいいですが、や

はりちょっと皆さんの希望を、もう一回いろいろな状況の中で聞き、取り組むべきであれば考えていきたいと思います。

○議長（大川憲明） ほかに質疑はありますか。瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 5番、瀧野です。予算書該当ページありませんが、協力隊の関係です。31年度予算にありました SNS 活用等を通じた情報発信強化事業、またインバウンド促進事業の関係ですが、この成果をどのように捉えて、令和2年度の予算にはどのようにつながっていくのかというお考えをお願いします。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） SNS の関係でございますけれども、本年度は予算がございません。昨年度まで、協力隊の植田隊員がいて、この SNS の事業費から報酬等を出して活動をしていただいております。これに関しましては、今度、事業名でいいますと、飯綱いきがい創造プロジェクト事業、地方創生推進交付金の事業になりますけれども、この中で若干触れております。資料別冊2の10ページになりますが、中段に、今、申し上げた飯綱いきがい創造プロジェクト事業というものがあまして、その事業概要の一番上の括弧書きの中に、情報発信というものが含まれております。

この中でできるだけ対応していきたいということでございまして、主なものは「いいいいいづな」による発信ということになってくるんですけども、植田隊員がやってきたようなことも、この中に含めて対応してまいりたいと思っております。

インバウンドの関係ですが、今、申し上げた、同じ別冊2の10ページの中に、一番上には、しごとの創業交流拠点整備事業、また中段には、今、申し上げた飯綱いきがい創造プロジェクト事業といったものが、推進交付金を使って引き続き来年度も予定しております。先ほどから出ております、関係人口の増加といったものに対応していくという事業でございますので、地域おこし協力隊が退任されたということで、大きな事業名では消えていますけれども、それぞれこういった事業の中で、また対応してまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 瀧野さん、よろしいですか。

ほかに。風間議員。

○2番（風間行男） 2番、風間です。別冊2の説明書の11ページの上段です。多目的交流施設管理運営費等で、2,500万円ほど予算が付いているのですが、どんな詳細かをお伺いしたいのですが。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。別冊2の11ページ上段になりますけれども、しごとの創業、都市交流拠点利活用促進事業ということで、これにつきましては旧三水第二小学校、旧牟礼西小学校の維持管理に関する費用ということでございます。まず中段にございます、今回、条例についてもご提案申し上げておりますけれども、多目的交流施設の管理運営経費等ということで、まだ旧西小が1階のみのオープンというようなことですし、旧三水第二小学校についても1年目という中で、令和2年度は、電気代がどれぐらいかかるとか、水道代どれぐらいかかるというのは、はっきりしない部分もありますので、そういった意味では試験的な形での1年になってくるかと思えます。

まず中段は、そういった光熱費等を含めた維持費ということで1,566万円計上してございます。

その下の委託料の関係につきましては、主に管理を行っていただく人件費的なものになってくると思えます。そこに、オープンするためのイベントですとか、施設の活用促進を図るために、いろいろな企画をしてもらいもの、人に動いてもらう、考えてもらう部分も含まれておりますけれども、そういった形の委託料としての1,017万5,000円という内訳になっています。

○議長（大川憲明） よろしいですか。

ほかにございますか。伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） いいですか。9番、伊藤まゆみです。資料2の7ページの中段になるんでしょうか。消防費の関係ですが、今、デジタル化に対応するための個別受信機の設置をされ

て、どんどん付いてきているわけですが、うちのほうも終わったわけですが、工事に来ていただいた方にお聞きすると、申し込みが半分程度だというようなお話でした。

この点、今ある方々、また、欲しい方もおられると思いますが、勸奨をきちんと行って、やはり防災の関係もありますので、きちんと設置をしていただくということが重要になってきますが、この点の対応はどこでやっていかれるのか。7月までには設置し終わらなければいけないという話ですので、早急に手を打たないと漏れが出る可能性が出てくるわけですが、この辺の対応はどうされているかをお聞かせください。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 議員がおっしゃるとおり、申し込みの数と現世帯の数は結構乖離しています。住民の皆さんに、勘違いといいますか、今のアナログでも間に合うのではないかというような認識もあつての数字かと思っております。私どもも危惧しておりますので、早々にまた再申し込みという手続きを取らせていただきたいと思います。

○議長（大川憲明） ほかに。中島議員。

○3番（中島和子） 3番、中島和子です。今の提案説明書11ページの中段ですが、住み慣れた地域に住み続けられる町形成事業の中で、概要の中の一番下のほうに、集落創生プラン策定補助及びプランに基づく補助事業というのがありますが、これは昨年より100万円ぐらい減額されていると思います。これは集落創生事業も、先ほどのお話ですと、あと2年ぐらいは延長というようなお話ですけれども、今後はもうこの計画等は期待されないということか、減額されていることについてお答えいただきたいです。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。中島議員からご質問がありました集落創生の関係で、昨年度よりも予算額が減っているというところがございますけれども、まだまだこれから各集落にこの事業は積極的に行っていただきたいと思っております。31年度、今年度は計画に

基づいた事業を行っているところで、比較的、事業費が大きかったというようなところもございました。来年以降も、もちろんいろいろなところで事業は実施されていくわけですが、計画に基づいた事業をやるにあたって、今年ほど大きな事業費になってくるといふ見込みがまだなかったものですから、当初予算は少なく見積もってございます。今後、ぜひいろいろな地区で取り組んでいただきたい事業ですので、この計画ができて、令和2年度中に事業もやっていきたいというところが出てきた場合には、補正なりで対応させていただきたいと思っております。

ちなみに、令和元年度では、新しく福井地区ですとか四ツ屋地区で、この計画に伴う事業が始まりまして、両方の集落とも150万円、170万円程度の事業費をかけて、初年度に取り組んでおります。大きなところでは横手地区や川北東部地区で、横手地区ですと200万を超える事業費、川北東部地区ですと150万円を超えていました。令和元年度は大きな事業に取り組んでいるところが数地区あったものですから、予算的には大きくなっておりますけれども、来年ももちろん皆さんに取り組んでいただけるよう、この事業は進めてまいりたいと思っております。

○議長（大川憲明） ほかに。伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） たびたびすみません。9番、伊藤まゆみです。資料2の9ページの中段ですが、iバスの関係で、バスのヘルパー業務委託というものが出ております。これは前回の政策サポーター会議の中で、サポーターさんからも要望があったわけですが、1人でiバスというのには、家の方がちょっと心配で、どなたか補助をしてくださる方が付けば、本当に安心して送り出せるというようなご要望でしたが、この中の詳細をお聞かせいただけるとありがたいです。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。iバス運行事業の関係のバスヘルパーでございますけれども、委託となっておりますので、50万円計上させていただいております。これは、乗り降りのサポートですとか、iバス、デマンドで来て、次にどれに乗り換えたらいいかという乗

り換え時間の案内ですとか、そういったことを有償のボランティアさんに行っていただきたいということで、その事業を社会福祉協議会へ委託してまいりたいというものでございます。よろしくをお願いします。

○議長（大川憲明） ほかに。青山議員。

○14番（青山弘） 14番、青山です。予算書の43ページと54ページですけれども、前年度の予算というところ、54ページは企画費、それから43ページは一般管理費、これはほかと見比べると、全部去年の当初予算が入っているんですけども、今年については200万円、今2つのところは動かしてあるんです。43ページは200万円減らしてあって、54ページの企画費は200万円多い。これはどうしてこういう動かし方をしたのか、その理由と内容をお聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 43ページの一般管理費の前年度予算の数値、それと54ページ企画費の前年度予算の数値、これが平成31年度の当初予算の額と違うということでございます。内容につきましては、今年度予算の一般管理費の中ですけれども、今年度から、集会施設整備事業を企画費のほうに移したということでございます。今までは一般管理費に集会施設整備事業がございました。やはり事業を遂行する上で、一般管理費ではなく企画費のほうの方が自然であるということで200万円を動かしたもので、やはり増減の比較をするということになれば、確かに議員がおっしゃるとおり前年度の数値は違いますが、当年度、前年度の、同じ集会施設整備事業を含めた予算規模の比較をするには、こういう操作といたしますか、200万円を動かさなければ比較にならないということで行ったものでございます。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） そういうのはありなのかなという気持ちがやはりあるのですが、ほかにも企画のところと民生費のところと、299万円と300万円はあるんですけども、そこは動かしていないです。これは、当初の予算で比べるべきもので、そうでないと比較というところの数字

が変わってきてしまうと私は思います。それは私が正しいと自分では言い張っているけれども、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 少しお待ちください。

休憩しますか。よろしいですか。では、藤沢係長。

〔財政係長 藤沢茂行 登壇〕

○財政係長（藤沢茂行） 今の青山議員の 200 万円前後しているというものですが、事務的な話で恐縮なのですが、予算の編成をして、今年の予算書もそうですが、その印刷の関係がござい  
ます。時間的な制約がござい  
ます。それが、今年度の場合は当初予算と決めまして進みました。その後、今、総務課長が説明したとおりで、総務一般管理費の性質とは違う集会所の補助ということで 200 万円ありましたので、システム上ちょっとそれは動かして予算執行させていただいたものが、事務的な手順でございました。

それで、後ろの情報で事業を移していますので、今回、新しい令和 2 年度の予算書を作ったとき、動かした後の数字を引っ張ってきているというのが、実際の印刷物の中での状況です。それは法的にどうなのかということになりますけれども、一応議会のほうへお話をして認めていただくということであれば、款の数字を議会にかけるとい形になりますので、それ以降の目の動かしは、その都度あるというふうにご理解をいただきたい。

○議長（大川憲明） 青山議員、よろしいですか。

ほかに。瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 5 番、瀧野です。予算書 50 ページをお願いします。公有財産維持管理費の関係ですが、30 年度の行政報告の際に、個別施設計画については国のスケジュールで令和 2 年度までにということですが、必ずしもではないので、2～3 年のうちにご説明があったかと思  
います。

今回、橋梁の長寿命化については予算化されているようですが、今般、1 月 24 日に総務省から出されました、令和 2 年度の予算編成上の留意事項の中でも、令和 2 年度までに個別施設ごとの長寿命化計画、個別施設計画を策定するとともに、計画に基づく公共施設の適正管理の取

組を着実に進めていただきたいという記載があります。

また、公共施設等総合管理計画についても、令和2年度までに策定する個別施設計画の内容を反映して、中長期のインフラ維持管理、更新費の見通しなどを精緻化するとともに、適正管理に取り組むことによる効果額を示した上で、令和3年度までに見直し、充実を図っていただきたいという指針が出ているかと思えます。

飯綱町においては、先ほども出ていましたけれども、箱物というか建設されるものが多く、住民の方もかなり意識をされている中で、この個別施設計画の策定というのは早めに進めるべきではないかと思うのですが、今後の方針をお聞かせいただければと思います。

○議長（大川憲明） 藤沢係長。

〔財政係長 藤沢茂行 登壇〕

○財政係長（藤沢茂行） 私のほうでお答えします。個別施設計画、確かに国のスケジュールでは、令和2年度にはお願いしたいという話でこちらも承知しております。特に正式な通知はございませんので、国の全体的なスケジュールでという形になっています。こちらのほうも、県あるいは国へ回答してございますが、平成30年、31年、そして令和2年と、予算の関係で、旧2校の小学校の建設の中身の関係と多世代がございます。もう一つが、これから新庁舎の建設、それに併せて福祉センターを今度つぶしますので、なくなるという形が、まず大体箱物では大きなもので、変動がございます。

そしてまた、土木のほうで見ていただきますと、社会資本の整備の関係と道で、創生資金の関係で、今5路線ぐらい改良、新設をしてございます。個別施設のほうは道も全部含んでおりますので、現在の状況でこれを統合するとか、道をあと30年でどうやって改修するかという計画、個別施設はそういう計画ですけれども、それを立てるにあたっては、今やっているもの全てけりが付かないと、今時点で改修しているところであとどれぐらいやるかというような、実情的にはそぐわないと担当としては思っております。

まず1つは今造っている箱物の運営の関係で、これで集会施設になるのか、どういう利用をするのかというものが固まって、それに類似したほかの個別の施設をどういうふうに統合なり

利用調整するのか。あと、今、言いましたように道を改修してございますが、新設もござい  
ます。そちらが全部済んだ上で、この道は何十年にどのぐらいの改修をしていくかというものが、  
それ以降でないとはっきりは見えてこないと国のほうにも県のほうにも回答してございま  
す。ちょっと早急に1年2年でそれができるのかというと、ちょっと難しいというのが実情でござ  
います。できれば、ここ1、2年でそちらが済みますので、それ以降個別のものは作ってい  
きたいと思っています。

担当としてその件でいいますと、特に個別を作ったからうんぬんだという、町の利益とい  
いますか、そちらがあまりない国のスケジュールでございまして。金銭面的には、計画を作れば、  
建物を壊すお金を借りられるということのみでございまして。国も言ってきますけれども、実  
情的には、今造っているもの、あるいは改良しているものが済んでから本格的に作らせてい  
ただければと思っているのが現状でございまして。

○議長（大川憲明） ほかに総務費関係でございましてか。原田議員。

○13番（原田重美） もう一点だけお聞きしたいんですが、説明の別冊2の8ページです。第2  
次総合計画策定事業の関係、予算書でいうと57ページかと思えます。

ここで策定事業をしなければならぬということ、住民満足度調査等業務委託、説明書の  
ほうで253万3,000円という数字があるわけですが、この満足度調査は、第1次ときは当然  
やっていますよね。今回もまたやるわけだけれども、あえて言うならばどの程度のものをやる  
のか。第2次も本当に必要なのか。例えば、今まで満足度調査は、教育部門あり、民生関係あ  
り、いろいろな部門で調査というのはいっぱいやっているわけですよね。これらの中で、課題  
を積み残してきて、これとこれはもっと本当はやりたいけれども、ちょっと残ってしまうな  
というようなこと等で、データはいっぱい持っているのではないかとも思うんです。

今回、ここでまた委託のほうだけでいうと253万円。これは予算書のほうでは220万とな  
っていて、この辺ちょっとよく分からないんだけど、こういうことは今までのデータを活用  
して点検して、新しい総合計画に生かしていくという形で進むということはできないのかどう  
か。やはり時点も変わっていますので、それは承知していますから、やることはやらなければ

いけないんだろうけれども、こういうことで調査委託にまたお金をかけなければいけないのかどうか。その辺の見解というか、担当課として、あるいは町長としてどんなふうにお考えかお聞きしておきたい。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。住民満足度調査の関係でございますけれども、今、考えておりますのは、これで前期の計画が5年終わるわけございまして、その前期の計画に盛ってある各個別の施策、こういった形で、自然ですとか、学ぶですとか、個別の計画がそれぞれありまして、その個別の中にも、町はこういうことを進めていきますということが書かれております。

これは、5年間でどう進めてきたかということ振り返って後期の計画を組んでいくという中で、5年おきにやはりどうしてもやるような形で今までも進めてきているんですけども、個々に計画したものに対して、皆さんは計画通りやられて満足したかどうか。ここに書かれている全ての項目について、満足されたかどうかということをお聞きするための満足度。それからそれに関して、その施策というのは重要なものなのかどうか、そういったものを5年おきに確認させていただいて新しい計画を組んでいくということで、毎回進めさせていただいているところでございます。

今回も同じような形で、住民満足度調査というのは、やはりこの計画に対してその成果はどうだったか、満足されたのか、その計画の重要度はどれぐらいのものなのかということアンケート調査でお聞きして、次の計画に反映させたいというものでございます。

今、お話のありました使えるデータは使用できないかというようなことで、議員のほうからもありましたが、時点が違うという問題もございまして、満足度調査ということではやるんですけども、ほかにも住民の皆さまにお聞きしたい項目というのはたくさんありますので、そういったことは今まで行われてきたアンケートの中からもちろん拾って、それも次期の計画に反映させていくという予定にしております。先にお話ししました計画に基づく成果に関しては、

どうしても5年おきに調査をさせていただいて次期の計画に反映をさせていきたいと。今まで、ほかでアンケートをやってきたもので、使えるものは使っていきたいと考えているところです。よろしくをお願いします。

○議長（大川憲明） ほかに。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、次に移りたいと思いますけれども、今、10時10分なので、ここで暫時休憩に入りたいと思います。それでは、10時20分から再開しますので、よろしくをお願いいたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

進行いたします。次に、第3款民生費、予算書78ページから104ページ、質疑のある方はおられますか。ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

進行します。次に、第4款衛生費、104ページから117ページ、質疑のある方はおられますか。石川議員。

○7番（石川信雄） 7番、石川です。提案説明書の25ページになりますけれども、事業名称予防接種費です。今般、はやっております新型コロナウイルスですけれども、政府では予備費で対応するというような報道がされております。県内は今のところ2人だったと思いますけれども、これから仮に、もしわが町でも感染者が発症したとなれば、一体どういう措置をされていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。衛生費ということで対応になると思いますが、消毒関係の費用であったり用具の関係は、現段階では備品としての備えはございません。各市

町村もそうだと思いますが、そういうものは持っていませんので、県の指導の下で対応ということで考えております。町独自でという形は取れない状況にもありますので、県組織からの情報伝達、相談等により対応という形で考えております。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ございますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） それでは、別冊2の24ページの上段から質問をさせていただきます。この母子保健事業費の中で、上段の真ん中に宿泊型52万5,000円、新規で予算計上をしております。この宿泊の52万5,000円について、もう少し詳細な説明をしていただくと同時に、その下に眼科検査機器購入と、これも子育ての機器であると理解してよろしいか、その辺をまず1点お聞きしたいと思います。それから、同じく24ページの下段の衛生費、これもわれわれが過ぎていく中で、非常に大切な事業であります、前年比に比べると、101万余り減額になっております。その辺の背景と理由を、お聞かせいただきたいと思っております。以上です。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。産後ケアの宿泊型ですが、これは新規事業でございまして、育児相談等でお悩みの方がお泊りして、ケアしていただくということです。産婦人科医院であったり助産施設であったり、個別契約で、今、了解を得て、契約を結べるという状況で対応を考えております。10人を予定しており、3泊ほどという予算で考えております。

また、眼科検査の機器ですが、視能訓練士の委託を入れ、機械を使い、弱視、近視、斜視等の目の機能の問題を迅速にかつ的確に把握したい、スクリーニングを行いたいということで、3歳児の健診に併せて行ってまいりたいと考えております。

また、検診事業の金額が昨年に比べて低いというご質問ですが、これは前年実績に伴って、少し予算を控えさせていただいたということでございます。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ございますか。風間議員。

○2番（風間行男） 別冊2の25ページの飯綱病院の負担金ですが、前年度より600万円ほど多くなっていますが、この詳細をお伺いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 受け入れるほうの詳細は、もし必要であれば事務長から申し上げますが、現場からの要求額は、もう少し多い金額でございました。

今年度の方針のあいさつの中にも、触れさせていただきましたけれども、地方交付税または特別交付税で、需要額として積算されている金額が2億数千万ぐらいございます。需要額として。ただし、それが全部来るというわけではなくて、一定の収入額を引き算しますので、実際に来のお金はその額よりも少ない額になります。その需要額を尊重して積算をし、去年がこうだったという比較もそうですけれども、今年の借金と起債といわれるものの返済、ベッド数や何とかといわれる一連の公的病院に助成してもいいよ、または公的な助成を受けられる需要額を見た上で、今年は先生に頑張ってもらって、なんとか前年比600万円のプラス程度で押し切ってもらいたいと、こういう額で決定をしました。

○議長（大川憲明） 大川病院事務長、何かほかに答弁ありますか。大川飯綱病院事務長。

〔飯綱病院事務長 大川和彦 登壇〕

○飯綱病院事務長（大川和彦） お答えいたします。公営企業法で、病院に対する繰入基準というものが決まっておりますので、それに基づいて積み上げたものを町に請求させていただいて、ヒヤリングの中で町長が申し上げたとおり査定を受けまして、増額になるのかそれ以下になるのかというのを決めさせていただいております。ですので、毎年定額を繰り入れしていただくというルールではございませんので、毎年それは変動があると。それによって来年度は、今年度よりも600万増えたというだけの内容でございます。

○議長（大川憲明） ほかに、衛生費でございませんか。石川議員。

○7番（石川信雄） 提案説明書23ページの健康増進事業費ですが、そちらに骨髄等ドナー支援事業助成金、新規に30万を計上してありますけれども、詳細な内容と目標値のようなものがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） ドナー登録ですが、個人に対しましては日2万円、勤めていた会社につきましては日1万円。企業につきましては、これからの活動ですが、こういう活動のご理解をいただくための啓発を、重ねてやっていかなければならないということで考えております。

○議長（大川憲明） ほかに、衛生費でございませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認め、進行いたします。第5款労働費、予算書118ページ、質疑のある方はおられますか。渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今、町でやっています職業紹介事業は、この労働費でしょうか。

○議長（大川憲明） いいそうです。

○12番（渡邊千賀雄） いいですか。では、質問させていただきます。今、町は職業あつせんの事業の資格を取ってやっておられますよね。以前からこの事業はやっていると思いますが、職業あつせんで、以前は各家庭に回覧等で回ってきた求人情報がありましたよね。最近見ているとないようだけれども、今、求人情報を紹介しているのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。町内の求人情報の関係ですが、町の担当から各企業のほうに紹介いたしまして、その情報を、町内には今は回覧していませんが、窓口で閲覧できるようにしております。以上です。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 町内には回覧してなくて窓口でやっているということですが、以前は各家庭にやっていたよね。今そういう状況では、求人情報を回覧してもあまり効果はないということですか。それとも、やらなくて、情報が行き渡っていないとか、その辺の判断はどういうふうにやっていますか。

できたら、求人情報を回覧してもらいながら、今年町長の人口増推進室の事業の中でも、就業相談ですか、そういったことも取り上げていますよね。そういうことと一体に、求人情報を町が出しながら、町民の要望にも答えていくべきじゃないかと思いますが、その辺の考え方をお願いします。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） 今の議員からのご提案のとおり、求職の情報をできるだけ多くの人に分かっていただくことは非常に重要だと思いますので、各組への回覧とかインターネットとか、そういったものでしっかり公開していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（大川憲明） よろしいでしょうか。ほかに労働費でありますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認め、次に移ります。第6款農林水産費、予算書118ページから139ページ、質疑のある方はおられますか。青山議員。

○10番（青山弘） 別冊の29ページの中段をお願いします。地域特産品開発事業ということで、その右側のほうに事業内容が書いてあるわけですがけれども、ほかのところみたいに金額が入っていないのです。こちらの厚いほうの冊子を見ると、132ページで、この1,640万3,000円の1,000万ちょっとが職員の報酬ということですがけれども、ここで、いちごを作ったりしているところのお金が、この差額ということでもいいのかということと、もし、いちごとかで持ってきたとすれば、そのいちごはどうしているのかという話なんです。そういう収支のところの検討というものもあるので、出荷をしているのではないかと思います、どこのところに収入が入っているのかという質問です。お願いします。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、この地域特産品開発事業でございますが、この関係で報酬を約1,000万円計上してございます。これにつきましては、基本的には地

域おこし協力隊の人件費、報酬4人分でございます。具体的には、1人が農産物の加工、これから加工所が新しく開設されますので、その準備として、平成31年1月から活動していただく隊員の分。もう一人が、四季成りいちごの関係で、彼女が去年の4月から来ております。もう一人が、地域の特産品ということで、りんご栽培の関係で、去年の7月から来ております。あともう一人、また来年度新たに募集をしていきたいと考えておりまして、4人分の人件費、報酬でございます。その他の部分につきましては、使用料とかそういったものについては、域おこし協力隊の車のリース代や活動に関わる高速代等でございます。

四季成りいちごの関係については、この事業には含まれておりませんで、地方創生の世界に誇る力強い産業形成事業で、予算の計上をしているところでございます。ただし、いちごの関係につきましては、今はまだ実証実験の状況です。採りたいちごについては、今の栽培方法によって、どの程度収量が取れるのかとか、そういったもので行っておりますので、基本的には販売はしていない状況でございます。ですので、四季成りいちごの関係で収穫するいちごについては、町の予算の歳入には見込んでおりません。以上でございます。

○議長（大川憲明） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございますか。瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 別冊の29ページをお願いします。一番下の段ですが、世界に誇る力強い産業形成事業のところ、31年度予算にもありました農産物のネット販売システムの運営に関して、運営はどこで行って、そしてまた小規模農家などにも使いやすいような、具体的にどのような展開になっているのかをお願いします。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。ECサイト、ネットの販売の関係でございますが、これにつきましては、カンマッセいいづなに委託を出す予定で考えています。委託料の関係ですが、カンマッセいいづなに運営管理費ということで、ほぼ人件費分でございますが、約330万円を委託料として計上しているところでございます。

このECサイトの関係につきましては、町内の農家の方とか町内のいろいろな加工品を作って

いる企業の方に、できるだけ多く出品していただきたいと考えております。そこで、ただそのサイトの管理だけではなくて、カンマッセの社員の方にできるだけ農家のところに足を運んでいただいて、しっかりと取材をして、飯綱町の農産物の良さをPRしながら、サイトで販売できるようにものにしていきたいと考えているところでございます。

また、このECサイトにつきましては、今までなかなか町の販売ですとキャッシュレスに対応していなかったわけですが、全てカード決済で対応できるような形になっております。以上でございます。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ございますか。農林水産費について、ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

進行いたします。次に、第7款商工費、予算書139ページから145ページ、質疑のある方はおられますか。質疑ありませんか。風間議員。

○2番（風間行男） 議案説明書33ページの東高原への貸切バス運行業務、スノーシーズンというのですが、どんな形態で行われるか、お伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。スノーシーズンの冬の観光の誘客ということで、中型の貸切バスを17日間、運行する予定でございます。基本的には1月と2月の土日で、1日2便を運行いたします。行程ですが、長野駅発、飯綱リゾートスキー場経由天狗の館行きという計画をしているところでございます。スノーシーズンバスの運行ということで、1回あたり6万6,000円の17日間で、112万2,000円を計上しているところでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） ほかにございますか。中島議員。

○3番（中島和子） 34ページの下段です。健康増進事業についてお聞きします。このノルディックウォーキングコースですが、ワールドカップもできるような素晴らしいコースが整備されているということで、利用者も増え、宿泊客も増えてきているように聞いています。今後どこ

が管理するのか、指定管理者が代わることによって、このノルディックウォーキングのイベントとか、企画運営等がどこでされるのかお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まずコースの管理ですが、昨年度まではコースの環境整備委託ということで15万円を予算で上げておりましたが、来年度につきましては、既に指定管理料のところに含まれておりますので、このコースの環境整備委託というのは、予算計上はしてございません。よって、コース管理につきましては、現在の天狗の館等の指定管理者がコースの管理をしていくことになります。

また、ノルディックハーフマラソンのワールドカップについて、本年度は中止になりましたが、来年度、行う予定で進んでいるところでございます。この事務局については、4月からの新しい指定管理者がこのワールドカップの事務局を行うということで、打ち合わせを進めているところでございます。

ノルディックハーフマラソンの関係につきましては、町内への広がり、そういったものが少し課題と考えておりますので、これからしっかり町としても検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 今度ワールドカップも行われるということで、これまでイベント企画を手掛けていた人が代わってしまうということで、心配する必要はないかもしれませんが、その辺のところを今までどおりに行えるような体制をお願いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 今のは、お願いですね。質問ではないですね。ほかに質疑ございますか。

石川議員。

○7番（石川信雄） 町長にお伺いしたいと思います。提案説明書33ページの7款観光費です。

令和2年度におきましては、都市と農村との交流事業業務委託、カンマッセに70万円、飯綱町観光協会補助金で540万円とあります。事業の内容によって、振り分けになっているのでしよ

うけれども、以前、町では、補助金をなるべく減らしていこうというスタンスであったかと思  
います。カンマッセにいたしましても、事業立ち上げの段階ですので、こういったふるさと納  
税を含めての応援体制は、仕方ないことだと思うのですが、これが常態化してしまうと、それ  
もまたルールというか、どうしても流れに乗ってしまうような出来事になりかねません。町長  
の考えの中で、観光について、それぞれの事業者にどういうスタンスで経営して欲しい  
のか、お伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、カンマッセについては、会社を創ったばかりであり、また委託をす  
る業務内容が、即、利益につながるという状況にはならない業務をお願いしていくということ  
です。本当は町が中心になって、そういう会社を起こすかぐらいまで、内部的にはすったもん  
だをした結果、100パーセント民間でいこうということになったわけです。若干の期間、育て  
るという意味でも、支援をしていかなければならないだろうと思っています。

しかしながら、設立しているメンバーがなかなかの能力のある皆さんでございますので、自  
立をしていく方向でかなり素晴らしい動きをしてくれるのだろうというふうに、大きく期待を  
しております。

観光自体についても、私どもは非常に大きな財産だと思っています。前々から、申し上げて  
おりますとおり、野沢温泉村、志賀、山ノ内、そして白馬等々の大多数の住民が観光業に携わ  
り、その影響の中で生活を維持しているという立地条件とは、飯綱町は少し趣を異にしている  
という認識でおります。従って、観光というものは1回設備投資をしたら、20年放っておいて  
もいいやというものではなく、毎年毎年ある程度のリニューアル、いろいろな意味での新しい  
考え方を投入していかないと、皆さんから長い間愛される施設というのはなかなか難しいのだ  
ろうなと思います。

従って、今回、指定管理も思い切って資本力と企画力、動員力のあるところをお願いをした  
ように、かなりの部分で民間に主体を置いた運営というものを中心にしていったらどうかとい

うのが、基本的な方針でございます。ただし、福祉的な要素を持っていると思われる施設については、町は大きな意味で、経営に意見を出していくと、場合によっては必要な経費を出していくと、こういうスタンスでいきたいと思っております。

○議長（大川憲明） よろしいでしょうか。ほかに質問ございますか。渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 関連するところもあるのですが、今の提案説明書の 33 ページ、東高原ゾーン整備事業の指定管理料ということで、天狗の館等が新規で上がっているわけです。ここで、指定管理者が代わるわけで、新たに管理料が提案されているのですが、今、天狗の館の利用者から指定管理者、要するに経営者が代わるのではないかという情報が出ています。そういう中で、今までやってこられた事業、利用者になれば送り迎えから落語、年間パスポートとか、そういう事業をやって非常に評判が良かったです。ここで指定管理者が変わるということで、従業員に聞いても、どうなるか分からないということで、利用者が不安がったりしている面があります。ですから、今やられている事業が続くのかどうか、ましてや、この指定管理料が入ってくるといふことになれば、今よりもさらにサービスが良くなる方向で取り組んでいくべきだと思いますが、その辺の考え方と実態はどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、新しい指定管理者と町や社協が委託している業務につきましては、きっちりと打ち合わせが済んでおります。基本的には、従来行なっていたものについては、今まで以上に行なっていただくということで、了解がついております。

今、渡邊議員からお話のありました、一般の住民からの問い合わせですが、実は昨日も 2 件ほど問い合わせがございまして、こちらから新しい指定管理者に連絡をしております。基本的には、落語会や送迎とか、今まで町民の方、利用者の方から好評だった事業についてはしっかりと継続して、今まで以上にサービスの向上を目指していくという、お話をいただいております。

具体的に、来年度以降の問い合わせ先でございますが、これにつきましては、現指定管理者では、聞かれても回答できないのは仕方のないことだと思います。新しい指定管理者の問合せ先について町に連絡がありましたので、これからは、そういった問合せに、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（大川憲明） よろしいでしょうか。ほかに商工費で質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めまして、次に進行します。第8款土木費、予算書146ページから154ページ、質疑のある方はおられますか。土木費で何かありますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。進行します。次に、第9款消防費、予算書154ページから158ページ、質疑のある方おられますか。青山議員。

○10番（青山弘） 戻っていただいて、別冊7ページ下段ですけれども、防災対策費の事業概要の3番目、防災対策設備非常用電源等の整備、これはりんごパークというふうに説明をお聞きしたと思うのですが、こここのところに入れる理由とそれほどのくらの性能なのか、何時間持つのかという質問です。お願いします。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） りんごパークセンターへの非常用電源ということでございます。昨年の台風19号の関係で、三水地区、牟礼地区に避難所を設けさせていただきました。その中で、牟礼地区については町民会館ということで、非常用電源が備わっておりました。三水地区については、B&G 三水海洋センターに避難所を設けました。たまたま想定外で、停電が起きました。非常電源が備わっていなかったということで、やはり三水地区にも、ゆっくり休める避難所ということ考えた場合、駐車場も含めてですけれども、りんごパークセンターが一番適しているのではないかとということで、非常用電源を三水地区に設けるとということでございます。これについては、今、牟礼庁舎にある非常用電源を移設するというので、計画をしております。

その性能は1時間で12リットルの消費を行うということで、35キロワットアワーの性能で  
ございます。タンクの容量にもよりますが、今の牟礼庁舎にあるタンクを使用しますと、給油  
なしでいきますと1時間に12リットルですから、15時間は対応できるということでございま  
す。お願いいたします。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○10番（青山弘） この庁舎に何かあったときの第一候補というのが、今の牟礼町民会館にな  
っています。あそこは、去年の3月に入れて36時間対応ということですが、国では72時間備  
えてくださいと推奨しています。今お話を聞いて、ここにあるものを向こうに移すというこ  
とで納得はしますが、順番とすれば、町民会館かなと思ったので質問させていただきました。あ  
そこもちょうど半分なので、やはり近々という言い方もいけないですけれども、72時間にして  
いただいたほうがいいのではないかと思います。

○議長（大川憲明） 質問ですか、できるかできないかということですか。峯村町長、お願いし  
ます。

○町長（峯村勝盛） やはり消防業務に大変長くご尽力いただいた議員さんですので、危機管理  
は非常に適切な指導をいただいたと思います。おっしゃるとおり、もうおそらく来ないだろう  
という発想よりも、必ず近いうちに来るのだろうというぐらいな災害でございますけれども、  
心積もりで、最低限度の整備はしていかなければならないと思って、関係の予算付け等々を進  
めていきたいというふうに思います。

○議長（大川憲明） ほかに消防費で質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は、11時15分をお願いいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

進行いたします。次に、第 10 款教育費、予算書 158 ページから 194 ページ、質疑のある方はおられますか。荒川議員。

○8 番（荒川詔夫） 8 番、荒川です。教育委員会についてですが、民生費について再度お聞きしてもよろしいでしょうか。教育委員会の中の、具体的には保育園関係です。質問してよろしいでしょうか。3 款、さっき民生費はやったから。

○議長（大川憲明） やはり、全体を通して。

○8 番（荒川詔夫） それで、さっき議長に聞いたら、予算のページがそこまで言われませんでしたので、私はあえてそのときはご遠慮しました。それでは、後のほうがいいですか。

○議長（大川憲明） はい。そうしたほうがよろしいです。お願いします。

何か教育費で。石川議員。

○7 番（石川信雄） 提案説明書の 38 ページ中段ですが、スクールソーシャルワーカーによる相談事業実施拡充ということであります。以前、教育長はインクルーシブ教育にも力を入れていきたいというご答弁がありました。年々対象者と申しましうか、そういった事例が多くなってきているのではなかろうかということで拡充になったと思いますが、実態について、現在どのような状態なのか、少しお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。スクールソーシャルワーカーの関係でございますが、拡充ということで今年度初めてお一人の方を委託して行ってきました。この方は家庭訪問までできます。今年度やってみたところ、時間的には合計で令和元年度は 270 時間の小中学校に入ってくださいましたが、やはり時間的にまだまだ十分なケアができないということで、今年度は 384 時間に拡充をさせていただきました。

そのほか、令和元年度は保育園にも入ってきたいということでしたが、なかなか小中学校を見ているだけで保育園には入れないという実態もございました。今年度、保育園まで入ってきたいということで、このように拡充をさせていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

石川議員。

○7番（石川信雄） 関連になろうかと思いますが、説明書の39ページ上段です。特別支援学習の支援講師で3名とあります。先ほどの質問と関連して、3名で十分間に合っているということで措置されていると思いますが、今後増やすというのもいろいろ検討されると思います。そういう対人数当たりに対して、十分間に合っている数値でしょうか。

○議長（大川憲明） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。牟礼小学校の関係でございますけれども、令和元年度につきましては、3学級で15名が特別支援学級に入っています。この間、令和2年度支援委員会等を開きまして、特別支援学級の子どもの数をどうするか検討しました。その子個人個人で支援の対策をしておりますので、予定ではやはり同数の3学級で15名ということで。昨年もこの特別支援講師につきましては、3名をお願いして学級を見ていただきましたので、令和2年度も15名でありますので、3名ということでございます。

今後、そういうことで支援委員会等々を開きながら、できるだけ原学級で行っていただければと思いますが、どうしてもやはり支援の必要なお子さんがあれば、先生方につきましても増減はあるかと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） ほかにいかがでしょうか。原田議員。

○6番（原田幸長） それでは1点だけ、文化財保護の関係でお聞きしておきたいのですが、説明書でいうと47ページの一番上辺りになるのでしょうか。

この前、少し新聞で見て気になったことですが、私有地の場合、自分の土地を開発するに、文化財の発掘費用を負担しなきゃならないと。それはおかしいのではないかとということで、法の整備が完璧ではないというような指摘が新聞紙上であって、次長も教育長もご覧になったかどうか。あれは要するに、自分で宅地開発するとか、そういうような自分のところの土地を公有地として何かやるということではなくて、自分の土地を民間に売って、そういう場合は自分

で発掘費用も負担しなさいよというようなことを言っているのだろうか。意味が少し私は分からなかった。

それで、例えば今年度等で、われわれは該当するようなことがあるかどうか、そんなことももしあるようなら聞かせてほしい。

○議長（大川憲明） それでは、教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答えいたします。ただ今の質問ですが、ご存じのように飯綱町は、地域的に縄文土器がいっぱい発掘されるところでございます。そういう埋蔵物がある場合は法律で決まっております、そこに建物を建てたり、または道路を切り開いたりする場合は、必ず発掘調査をして、その調査が終わった上で工事をしなければいけない。これはもう法律で決まっておりますので、町のほうでどうこうということはできません。

それに対して、今、飯綱町はどういうふうになっているかと言いますと、例えば個人のお宅で、今までりんご畑だったところを孫が帰ってくるから、そこを宅地に変えて家を建てたい、でも、そこは埋蔵物があるといった場合、個人のお宅の場合は、その経費を飯綱町で負担させていただいています。

やはりその埋蔵物に関しては、その分だけ、例えば家を建てる方にしても、早く建てたいんだけれども、そういう調査がある間は工事ができないというのは、いろいろな法律とはいえ、個人のお宅にはご迷惑をお掛けすることになりませんので、そういうふうになっております。

また、企業の事業所に関しては、その負担は原則として事業所が持っていただくようになっています。ただ、昨年の例ですが、事業所兼住宅という建物を建てたいというお宅がありました。そういうことに対しても、いろいろ論議した結果、わざわざUターン、Iターンで帰ってきてくださって、飯綱町で事業を起こすという方に対して、やはり町のほうでも補助をしようということで、住宅を兼ねているということなので、町で負担させていただきました。

このように、法律に基づいてではありますけれども、できるだけ町でできる補助はしてい

たいというふうにやっております。以上です。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。飯綱町の場合は、町が全部負担してくれるという形を取っているのですね。この間の話は長野市の例だったと思います。長野市から110万円の請求が来て、結果的に35～36万円を長野市へその土地所有者は納めた。けれども、その出土品が自分の物になるわけじゃないし、大体どうしてこんなことをやらされるのかおかしいというようなことで、何か首をかしげる話だと言って新聞に載ったのを見て、少し気になったものでお聞きしました。以上です。

○町長（峯村勝盛） 議会の答弁でございますので、今、教育長が、飯綱町は埋蔵文化財を全部負担しているという答弁をしましたがけれども、個人の住宅等を造る場合に限って、そういう扱いをしています。従って、個人であっても営業目的でやるとか、または企業さんがスーパーマーケットをやりたい、工場を拡張したい、当然のことですけれども、町が公共事業で道路を造る、災害復旧をやる、これは町がもちろん負担をしていますが、全部事前に埋蔵文化の調査をした後でなければ、事業実施ができないということでやってきておりますので、その辺だけはお承知おきいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） よろしいですか。ほかに教育費の中で質疑ありませんか。

進行します。次に、第11款災害復旧費から第14款予備費まで、予算書195ページから197ページ、質疑のある方はおられますか。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認め、進行いたします。次に、地方自治法施行令第144条による予算に関する説明書、予算書198ページから205ページ、質疑のある方はおられますか。清水議員。

○15番（清水満） それでは少し教えていただきたいのですけれども、199ページから203ページにわたっております。それともう一つの資料といたしまして、説明書別冊1の15ページになります。初めに15ページのほうから申し上げたいと思いますけれども、人件費の関係で、義務的なものと投資的なものとその他合わせまして、平成26年度から令和2年の予算まで出ており

ます。人件費の関係を見てくださいと分かりますように、それぞれそういう数字でございまして、ここ何年間は合併後どんどん減ってきたというようなことですが、令和2年の予算等につきましては、15億3,500万円という金額になっております。

確か平成17年の合併当時、合併の大きな目的といたしまして議会でも議論をいたしたところ、どうも首長さんが2人おるのが1人になって、それは少なくなると。議員も36名いたのが18名で少なくなる。一番大きなメリットはそこじゃないかという意見等もありました。

これが良いか悪いかは別といたしまして、ラスパイレス指数が平均をすると少し高いということもありまして、職員の皆さんに確か2%ぐらい減額をしたということですが、また、議員も自らということで、減額をさせていただいたということですが、これが良かったか悪かったかは別といたしまして、そこで少し心配するのが、その一番下に出ております支出合計のうち、義務的経費の占める割合です。平成26年には34.3%ということですが、今年度は33.7%という数字だけを見るとそんなに変わりはありませんけれども、分母の大きさを見ると、これはかなり大きい。平均して65億円ぐらいの予算で来たものが85億円ということですが、それを割り返してみると44~45%ぐらい義務的経費に当たるということです。できれば投資的経費がうんと増えると、住民の皆さんに直接仕事ができるということで大変いいことですが、その辺のことを1点お聞かせいただきたいと思っております。

それと、これは12月の定例会でも首長のほうからいろいろ話がありまして、薄っぺらではございますけれども多少理解をしておるつもりでございます。その予算書の資料を見ますと、199ページの会計年度任用職員は、こんなにおいでになったのかなというふうに思っておりますが305人おいでになりまして、4億4,100万円余というのが予算に載っております。これをそっくり足すと、15億円という先ほどの数字になるのではないかと思います。この305人、どう数えても100人ぐらいまでの人数は頭の中に出てきたんですが、それ以上の人数がどうしても出てこないで、できたらこの辺の内訳をどんなことか教えていただきたいと思っております。

それから給料の基礎、これは国からではなくて、たぶん独自に町で決めておるのではないかと考えておりますけれども、その辺の基礎をどういう基礎でこの4億4,000万円というものに

なったのか、教えていただきたいと思います。

あとは、200 ページ（3）の資料を見ますと、本年度の平均給与額が 35 万 6,000 円余でございまして、これは 42.55 歳ということでございますけれども、昨年は 41.86 歳でございます。平均で 0.69 歳上がっておりまして、金額等につきましては 2 万 2,000 円余上がっておるというわけでございますが、併せてその辺のことも教えていただきたいと思います。

決して給料を安くしろとか、これはなくせとか、そういう意味ではございません。やはりある程度お金は出してくれて、しっかりやっていただくということも大事でございますので、それはいいわけでございます。そうはいつでも、これだけ急に上がった基礎というものを教えていただくようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 清水議員のご質問でございます。別冊 1 の 15 ページ、義務的経費の人権費、令和 1 年と令和 2 年の比較でございます。確かに 15 億円ということございまして、16 ページの給料費の状況をご覧いただきたいと思います。これの一番上、一般会計「計」の増減でございますが、報酬については特別職、非常勤も含めまして、この中には会計年度のパートタイムも含まれていますが、これが増減で 2 億 1,000 万円という形です。主にこの増減は、会計年度の報酬です。新規に報酬が設定されるということが大きな要因でございます。

その一番下の給料手当共済、これについては一般職とフルタイムの会計年度職員が給与扱いになります。ですから、フルタイムの会計年度任用職員、令和元年度までは賃金だけでしたけれども、今度は期末手当が支給されるということの中で、これの増減、当然手当や共済費も含まれてきますので、変わった点はここでございます。

それで、義務的経費、人件費が増えているんですけども、今までは基本的に賃金はその他の物件費に入っております。それを見ますと令和元年度は 13 億円で、令和 2 年度は 11 億円ということなので、ここが若干減っていて、上の義務的経費のほうにみんな移行しています。これは制度でありまして、基本的に人件費のほうに含めなさいということでもありますので、これ

はもうやむを得ない数字、生の数字ということでございます。

ただ、それに伴って一番上の義務的経費を比較すると、当然先ほどの議員さんでないですが、予算に対して義務的経費が占める割合が、今まで物件費で見えていたのが、みんな義務的のほうに行ってしまうので、パーセンテージは上がってしまうということでございます。

それで、予算書の 199 ページでございますが、会計年度任用職員 305 名につきましては、同一労働同一賃金という形で現在働いていらっしゃる皆さんです。現在の事業推進を含めれば、予算がうんぬんだから令和元年度で整理しますというわけにはいかない。それで積算していきますと、トータルで 305 名いらっしゃるということです。

この中には保健指導員さんの賃金等も、今までは特別職非常勤扱いでしたけれども、これは会計年度のほうに移行しなさいというような形で制度的に決まっておりますので、その方たちも増えているということもご理解いただきたいと思えます。

パートタイム、フルタイムの内訳ですけれども、305 名のうち、パート、フルがどのぐらいいるのかということですが、一応別冊 1 の最後に、先ほど申しました給料手当共済のところでは本年度 149 名と書いてございます。これは、一般職とフルタイムの職を合わせて 149 名おりますので、その数字を少し頭に入れていただいて、199 ページをご覧くださいと、199 ページの「ア」ですが、「イ」の会計年度任用職員でなくて、上の「ア」の会計年度任用職員以外の職員、要するに一般職の職員です。この職員が本年度 122 名ですから、149 名から 122 名を引くと 27 名がフルタイムの職員でございます。そのほかは 305 名から引きますと、278 名がパートタイムの方ということになるかと思えます。

給料の基礎はやはり今の現給料、同一労働同一賃金というのが原則でございますので、それと併せて今の賃金を基に職員と同じ給料表に当てはめなさいということが、一番の給料の基礎になっております。

そんなようなことで、決して今の非常勤職員を整理しているということではないということです。積算していくと保健指導員さんとかそういう特殊事情もありますが、305 名で積算集計がその数字になったということでご理解いただければと思えます。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○15番（清水満） 最後に言われたことですが、それも少し頭にありましたけれども、それだけお金を払うということになると、フルタイムなりパートにしておいたほうがいいのか、正規職員で人事を含めて適材適所で能率的・効率的にやったほうがいいのかと思いますが、その辺の検討はされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 基本的にはフルタイム・パートタイムにつきましては各課、特に会計年度任用職員が一番多い課は教育委員会で、教育委員会といろいろとヒアリングを持ちながら、フルタイムとパートタイムをどこで線引きをするのかということ、一応検討させていただいた経過がございます。

基本的には、飯綱町の基本事項という形で、パートタイムについては1日7時間15分という形でございます。フルタイムについては、当然7時間45分という形です。それで、7時間15分で対応できるところについては、極力7時間15分ということで。現在パートタイムと言っても7時間45分でやっておる方もいらっしゃいますが、そこら辺は正規の職員がカバーしていけば可能であるというようなヒアリングの中の見解がございましたので、パートタイムの時間は、マックスで7時間15分以内という形で基本的な考え方は定めさせていただきました。

○議長（大川憲明） よろしいですか。ただ今の予算書198ページから205ページまでのところで、ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしといたします。それでは、ここまでの歳出の質疑の中で、通して何か質問のある方はいますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 別冊2の民生費、教育委員会所属の事業について、若干1点は指摘をしたのですが、42ページから43ページです。

今、議題に挙がりましたパートタイムだとかあるいはフルタイム職員で、3保育園、それか

ら保育園給食費、いずれも臨時職員だとかそういう名称を使ってあります。これも、予算書を見ると正式にパートタイマー会計年度任用職員と、こういうふうに使ってありますが、一応正式な予算書でございますので、ここら辺の訂正をしておいたほうがいいのではないかと思いますので、指摘をさせていただきます。

45 ページ一番下段の児童クラブについてです。児童クラブ運営委員会ということで、牟礼西、東、福井団地、三水、赤東児童クラブと、5つ児童クラブが設置されております。現在、この児童クラブの利用児童者数というのは、令和2年度にどのくらい見込んでいるのか。ここら辺の数を1点教えていただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。まず1点目の42 ページから43 ページの部分ですが、確かに来年度から会計年度任用職員の中のパートタイム・フルタイムということで名称が変わりました。今年度使っている名称で記載してしまいましたので、そこら辺は大変申し訳ございませんでした。

この中で臨時職員報酬というのが、パートタイムの会計年度任用職員です。それから、嘱託・臨時嘱託保育士というのが、フルタイムの会計年度任用職員ということで、すみませんがご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、児童クラブの人数でございますけれども、今年度の登録者数ですが、たまたま新型コロナウイルスで今週から休校になりました。それで、ポツポツと登録者も来ていますので、今年度のものは把握してございませんけれども、昨年度で行きますと、343名の登録がございました。利用されるのは、低学年の方が多い状況です。一番多くても20人とか30人、東児童館あるいは福井団地、それと三水の児童クラブがやはり多いです。西児童クラブと、赤東は年々減っている状況でございます。

ただ、登録者数に応じてそれぞれ予算を組んでございますので、昨年並みといいますか、子どもの数は減ってきてはございますが、登録者数はそんなに減らないのではないかとということ

で、昨年並みの登録者数で入れてございます。よろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 関連で、一番下段に赤東児童クラブ遊具撤去設置工事ということで、これは新規で734万8,000円。もちろん、撤去をしながら新しく設置をするということです。私も決していけないという考え方ではなくて、児童数によってもそこら辺の機具の規模だとかそういうものは配慮をされてのこの予算計上であるか、そこら辺についてお聞かせいただきたいと思っております。

同時に、現在全く危険で使っていないか、現状を含めてお聞かせいただけますか。

○議長（大川憲明） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。児童クラブの遊具の撤去と設置でございます。

現在3つほどの遊具が使用できます。昨年、遊具の点検をしましたところ、4つの遊具が危険ということで判断されまして、今は使用を禁止してございます。

この4つにつきまして、2年度に撤去をさせていただきます。その4つの中にコンビネーション遊具という大きな遊具がございまして、それがどうも危険だということで撤去をせざるを得なくなりました。ですので、新規では、それを設置しようということで考えてございます。

ただ、赤東児童クラブは少人数でございますけれども、赤東地区に公園がないということで、児童クラブ以外の小さい子、あるいはおじいちゃん、おばあちゃん等々とあそこを公園的な要素で使用しているということもございまして、事業としては児童クラブで遊具を設置しますけれども、赤東地区の公園という考え方もございまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（大川憲明） よろしいですか。

ほかに通してありますか。青山議員。

○10番（青山弘） 別冊の36ページをお願いします。8款の土木費の一番上段ですけれども、橋梁長寿命化修繕事業です。この概要のところには2つと書いてありますが、どこどこか教えていただきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。橋梁修繕工事 2 橋の新規でございますが、鳥居新橋、役場本庁舎の横にある橋と、斑尾大橋、五岳道路から三水庁舎に向かう橋の 2 橋でございます。

○議長（大川憲明） よろしいですか。青山さん、いいですか。

○10 番（青山弘） はい。

○議長（大川憲明） ほかに通してありますか。荒川議員。

○8 番（荒川詔夫） それでは、別冊 2 の 20 ページの一番下段で、新規事業で郡婚活事業補助と新規で予算計上してありますが、その詳細な説明をいただきたいと思います。まず、それを説明いただいて、もう一つ、一番下の 2,100 円の精神安全で、単位の千円というのが落ちていくという辺りも、ひとつ今後も注意していただきたいと思います。

それで、郡婚活事業補助についてご説明いただけますか。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 説明申し上げます。上水内郡で連携して、婚活活動の事業を展開したいということで、係長レベルで各町村相談をしました。飯綱町は、元気づくり支援金の活用で社会福祉協議会が中心となって申請をかけて展開したいという活動です。その負担金を各町村で負担しましょうという形でございます。

また別途に元年度事業としましては、広域中枢都市圏での結婚支援事業という、広域の活動もしていますが、それを今度、郡部に持ってきて活動をしていきたいという形で考えております。

○議長（大川憲明） よろしいですか。ほかにありますか。瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 5 番、瀧野です。全款を通してお伺いしたいのですが、先ほどもお話に出ましたカンマッセいづなの関係です。これから跡地活用も含めて町の重要な部分を担ってい

くだろうということで、町長からも育てていくんだという会社であるとお聞きしました。

町内、地域内でカネ・ヒト・モノを循環させるかなり重要なエンジンになると思うんですが、今年度の全予算を通して、カンマッセへの委託する予定の総額というものを、もし把握されていれば教えていただきたいのと、そうでなければ各課でそれぞれ委託される金額を教えてくださいとお願いします。

○議長（大川憲明） それでは、総務からお願いします。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 総務課です。ふるさと納税の支援業務についてでございますが、一応寄付金総額の11%です。また1億円を超えれば段階的に若干パーセントが上がるということの中で、1,573万円を予定しております。

○議長（大川憲明） 企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。合計にならずに個別で申し訳ありませんが、お願いしたいと思います。

まず、しごとの創業交流拠点整備事業になります。別冊2でいいますと10ページの関係になってくるかと思えます。この一番上にしごとの創業交流拠点整備事業がございますけれども、2段目がございますZQの管理の関係で264万円ほど、ZQの管理を委託していきたいと思っております。

そのほか、同じしごとの創業交流拠点整備事業の中で、今と同じZQの後に、定住移住サポート、空き家管理推進業務費ということで、これは先ほどから出ています人口増推進室ができませんので、その空き家の活用推進ですとか、移住コンシェルジュといったものをしっかり考えていきたい。移住相談といったものをワンストップでやるような仕組みをつくってほしいというようなことで、この辺の部分で350万円ほど委託の予定ですが、こちらは予算の関係でございますので、若干変わってくる可能性はありますが、予算としてはそのように計上してまいります。

あとは、飯綱いきがい創造プロジェクト事業、今の別冊2の10ページの中段になります。この中でまず一つは、事業概要の一番上にあります情報発信、先ほどもお話ししましたが、「いいいいいづな」の運営というようなことで620万円ほど計上してございます。

それと交流プログラムというようなことで、実際には体験交流イベントというようなことを予定しておりますが、ここで250万円ほど計上してございます。

それから、その下の都市部住民との交流、各種体験等の構築および実証実験という中で、主には農泊ですとか民泊事業の関係を、この辺もカンマッセ主体で受け入れの調整ですとか、東高原ですとか旧西小を活用した体験プログラムづくり、それから関係人口、交流人口の増加を目指したものでございますが、この中で500万円ほど計上してございます。

あとは、次のページの別冊2の11ページ上段になります。しごとの創業、都市交流拠点活用促進事業というところで、多目的交流施設、先ほどもお話ししましたとおり、旧第二小、旧西小の維持管理の関係でございます。概要の2段目は先ほども申し上げたとおり維持的な費用になってきますが、一番下の管理の委託の部分でございます。この部分についてはカンマッセを今のところ予定してございます。

予定しているところは申し上げたとおりでございまして、議員からもございましたとおり、地域の中で循環していくそういったシステムをしっかりと作ってまいりたいと思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 続いて、産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは、産業観光課からお答えいたします。産業観光課からは、カンマッセいいづなに委託料として400万円を予算計上してございます。

1つ目が先ほども答弁いたしました、世界に誇る力強い産業形成事業から、ECサイトの管理委託料ということで330万円。あと、一般観光費から都市と農村の交流事業の業務委託ということで70万円。具体的には、りんごの収穫体験とか、りんごオーナーの事務局といったものを、カンマッセいいづなに委託したいということで予算計上をしております。以上でございます。

す。

○議長（大川憲明） ほかにありますか。石川議員。

○7番（石川信雄） 提案説明書の8ページをお願いいたします。後段の総合計画審議会報酬等で16万円ですが、先ほど町長の答弁には、若者会議もしてみたいというご答弁がありましたので、できれば若い人を数名メンバーに入れていただいでやってほしいなと思います。

前回、中学生議書を議会報と一緒に織り込みましたが、非常に内容も中学生でありますけれども、町の将来のことも考えておりますし、そんなことからできれば若者の意見が吸い上げられるようにしていただきたいと思います。町長、どうでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご提案のような方向で今、既に準備的なことから始めさせてもらっております。

○議長（大川憲明） 時間が時間ですが、ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は、1時ちょうどでお願いします。

休憩 午前12時02分

再開 午後 1時00分

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳入の質疑を行います。第1款町税から、第23款法人事業税交付金、予算書18ページから40ページ、歳入全般で質疑のある方はおられますか。青山議員。

○14番（青山弘） 14番、青山です。予算書18ページの町税の関係で、下のほうの固定資産税について伺います。今年は昨年に比べて628万3,000円ほど多いわけでありまして。どうして増えたのか、理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（大川憲明） 税務会計課長。

〔税務会計課長 永野光昭 登壇〕

○**税務会計課長（永野光昭）** お答えします。固定資産税でございますが、この基準の関係につきましては、今年度の5月の課税のときの数字を基に計算してございます。それで、昨年より前年比全体で2.77%標準課税額が増加してございます。また、詳細については書いてございませんが、家屋につきましても増加を見込みまして3.43%増加等、全体を見て増加してございます。また、もう一件、前年度の予算書では減免をしておりました●●●●●●●●の減免額が、調定にはまず載っていなかったわけですが、その後、課税の段階でその部分を課税しまして、その分の増加も見込んでおり、その点で増加になっております。

○**議長（大川憲明）** ほかにございますか。瀧野さん。歳入。

○**5番（瀧野良枝）** 5番、瀧野です。24ページ使用料の関係ですが、総務費使用料の小学校跡地使用料310万円計上されていますが、この積算根拠はどのようになっているのでしょうか。

○**議長（大川憲明）** 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○**企画課長（徳永裕二）** お答えいたします。まず1点目がサッカー場の使用料でございまして、これが60万円見込んでおります。それから、旧三水第二小学校のテナント等の賃借料ということで200万円見込んでおります。そのほか、旧第二小学校の電気とか水道、こういったものの利用料というようなことで50万円、合計で310万円ということです。

○**議長（大川憲明）** ほかに。荒川議員。

○**8番（荒川詔夫）** 8番、荒川です。別冊1の12ページ、6の地方債、現在高です。まず指摘をしておきたいのですが、非常に重箱の隅をつつくようで申し訳ありませんが、中段の表のすぐ上、特別会計等の合計が1人当たり128万9,000円で、令和元年度までは特別会計等という表現でいいですけども、令和2年度は下水道事業も企業会計に移管をしたために、ここは企業会計と記述すべきではないかということです。

もう一点、また細かいのですが、令和元年の12月末の人口は1万1,016人となっておりますけれども、『いづな通信』2月号の、同日現在の人口が1万1,021人となっています。数字上ですので、私は、やはりそこは正しく、一応この件は事前に住民環境課のほうに照らし合わせ

たところ、1万1,021人という数字を聞いているのですが、併せて見解をお聞きかせいただきたいと思います。以上です。

○議長（大川憲明） 藤沢係長。

〔財政係長 藤沢茂行 登壇〕

○財政係長（藤沢茂行） お答えします。先ほどの特別会計等は修正させていただければと思います。

人口のほうですが、1万1,016人の基準は外国人登録を除いてあります。それで人数を計算しています。お願いします。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ありませんか。

質疑ないようですねけれども、最後に、歳入も歳出も全てのもので何か聞き落としてしまったことがあったら質疑を受け付けます。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第28号は、予算決算常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時13分

---

#### ◎議案第29号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、議案第29号、令和2年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計予

算を議題といたします。予算書 207 ページから 220 ページ。質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 29 号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思っております。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 30 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 3、議案第 30 号、令和 2 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算を議題とします。予算書 221 ページから 241 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 30 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 31 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 4、議案第 31 号、令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。予算書 243 ページから 274 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられ

ますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 31 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決しました。

---

#### ◎議案第 32 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 5、議案第 32 号、令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。予算書 275 ページから 296 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 32 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決しました。

---

#### ◎議案第 33 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 6、議案第 33 号、令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算を議題とします。予算書 297 ページから 346 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 33 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思えます。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 34 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 7、議案第 34 号、令和 2 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算を議題とします。予算書 347 ページから 358 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 34 号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思えます。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 35 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 8、議案第 35 号、令和 2 年度飯綱町水道事業会計予算を議題とします。予算書 359 ページから 393 ページまで。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 35 号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 36 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 9、議案第 36 号、令和 2 年度飯綱町病院事業会計予算を議題とします。予算書 395 ページから 431 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 36 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 37 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 10、議案第 37 号、令和 2 年度飯綱町下水道事業会計予算を議題とします。予算書 433 ページから 465 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 37 号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

---

◎散会の宣言

○議長（大川憲明） お諮りいたします。3月5日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時から開くことにします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、3月5日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時22分

令和2年3月飯綱町議会定例会

( 第 3 号 )

## 令和2年3月飯綱町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和2年3月5日（木曜日）午前9時開会

#### 日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	清水 満
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	青山 弘
15番	大川 憲明		

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	副 町 長	合津 俊雄
教 育 長	馬島 敦子	監 査 委 員	山本 孝利
農業委員会長	清水 藤一	選挙管理委員長	三ツ井 吉次
総務課長	原 章胤	企画課長	徳永 裕二

税務会計課長	永野光昭	住民環境課長	梨本克裕
保健福祉課長	山浦克彦	産業観光課長	土屋龍彦
建設水道課長	土倉正和	教育次長	桜井俊次
飯綱病院事務長	大川和彦	総務課長補佐	高橋秀一

---

**事務局職員出席者**

事務局長	笠井順一	事務局書記	荒井智雄
------	------	-------	------

一般質問一覧表

順	議席	氏 名	発 言 事 項
1	14	青 山 弘	1. 防災、減災、業務継続計画（BCP）について伺う
			2. 公文書管理について伺う
2	6	原 田 幸 長	1. SDGs（持続可能な開発目標）の活用について
			2. 教育・子育てについて
			3. 「引きこもり」の社会復帰支援について
3	9	伊 藤 まゆみ	1. 保護者負担軽減と安全な給食を
			2. 認知症保険加入補助の早期実現を
			3. 介護者慰労金の対象者拡大を
4	12	渡 邊 千賀雄	1. 来年度予算について
			2. 地域における家族農家の支援策は
5	5	瀧 野 良 枝	1. 町主催のイベントやプロジェクト事業に期待する効果並びに効果測定の指標は
			2. 移住相談会の参加者偽装問題への見解は

開議 午前 9時00分

### ◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さま、雪が降る中、天気の悪い中おいでいただきまして、誠にありがとうございます。これより、本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

ここで、昨日の本会議2日目、議案第28号、令和2年度飯綱町一般会計予算の荒川議員の質問に対する訂正と追加の答弁の申し出があります。議長はこれを許可しましたので、原総務課長よりお願いいたします。

○総務課長（原章胤） 昨日の令和2年度一般会計予算の質疑におきまして、荒川議員から議案の提案説明書、別冊1の地方債現在高の状況の中で、令和元年12月末現在の人口についてのご質問がございました。答弁については、外国人登録を除いたものとお答えさせていただきましたが、調査をした結果、外国人登録者61名を含めまして、1万1,016人が正しい数値でございました。誠に申し訳ございませんが、答弁を訂正させていただきたいと思っております。

なお、この数値は、1万1,021人からいろいろ変動があったということでございます。また、『いづな通信』4月号におきまして、12月末人口を訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

---

### ◎一般質問

○議長（大川憲明） 日程第1、一般質問を行います。質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。一問一答方式による活発な分かりやすい質問、答弁を期待しております。なお、質問事項はあらかじめ通告されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いします。

---

◇ 青 山 弘

○議長（大川憲明） それでは、発言順位 1 番、議席番号 14 番、青山弘議員を指名いたします。

〔14 番 青山弘 登壇〕

○14 番（青山弘） おはようございます。議席番号 14 番、青山弘でございます。通告に従い、順次質問させていただきます。

町の防災、減災、BCP について伺います。まず、業務継続計画 BCP について伺います。異常気象による大雨や大型の台風襲来等、予測不可能な災害の発生が最近は増加しています。昨年の台風 19 号は、長野県を含む東日本から東北に大きな災害をもたらしました。千曲川沿いの集落が、越水した水で堤防が削られ決壊して、一瞬で昨日までの平穏な生活が崩壊するという大災害になってしまいました。本町では、役場の日常業務活動に重大な影響を与えるような災害にはなりませんでしたが、これが、例えば鳥居川が氾濫し、庁舎が使えなくなり災害対策本部を置くべき場所が機能不全では、恐らく通常の業務はできません。

町は地域防災計画を作成しています。地域防災計画には、災害が発生した際に、いかに住民を救助するかが書かれています。本町は、地震編の BCP を平成 29 年 3 月に策定しています。まず、BCP とは何のために作成し、地域防災計画とどこが違うのか説明願います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） それでは私のほうから、概略的といいますか、町として基本的に考えていることを申し上げ、細部については総務課長からお話を申し上げます。

まず、前段として申し上げておきたいのは、BCP、ビジネスを継続させるということは、行政よりも民間のほうに先に動いていたと私は思っております。例えば、金融機関にしる何にしる、停電とか、いろいろな災害に遭ったときに、自分の扱っている事務をどうやって継続させていくのか。行政が違うのは、そこに災害復旧までビジネスになっているわけです。住民の窓口で、戸籍や住民票を出すのも私たちの仕事ですけれども、水道を復旧する、道路を復旧する、橋を

直す、この災害の復旧も、私たちのビジネスです。だから、ここに分かりづらいところがまずあるのではないか。まさか農協さんに、橋を直せというビジネスはないです。そこはまず考えておいていただきたいというのを、前提に申し上げておきたいと思います。

まず、BCP、ビジネスを継続させるという考え方というのは、従って、災害が起きた後にいかに受け持っている事務を進める、その手立てや方法やうんぬんを示したものがBCP計画です。

防災計画で大事なのは、災害を起こさないために堤防をかさ上げするとか何を直すという予防の計画と、いざ起きたときの応急復旧、そして最終的には復旧計画をつくること。防災とBCPには大きな原則的な違いがあるというふうに承知をしております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 現在、世界中に新型のコロナウイルスが拡大しています。長野県でも2名の方が感染しています。本町では、感染を広げないように町民の皆さんにご協力をいただき、さまざまな取組が行われていますが、飯綱町に感染者が出るかもしれません。感染が拡大したらどうなるのか心配なところです。

2009年に新型インフルエンザの世界的な大流行が起きました。新型ウイルスに感染したら、感染症法で仕事を休ませなければいけない、仕事に出てきてはいけない、職員が集まらなければ通常の業務はどうするのか。町には、新型インフルエンザ等対策行動計画があります。ここに書かれているのは、町民の予防やまん延防止であり、職員が罹患し働けなくなることを想定していません。新型の感性症に対応したBCPも必要だと思いますが、町長の見解をお願いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 確かに、私どもが今持っている事務を継続するBCP計画は、地震を想定しているものであることは議員のご指摘のとおりでございます。これは、地震の想定をしておけば、かなりの事態に対して対応できるという考え方で、地震編ということで作成をいたしました。

しかしながら、今回のような新型コロナウイルスの感染症などについて、仮に、もし役場の庁舎内の職員の30%、40%が感染したという事態になった場合には、本当にどういう対応をすればいいか、やはり検討しなければいけないと、今つくづく思っております。それは、今のところスタッフ、職員が、ある程度の動けるという前提でBCP計画は作っておりますけれども、感染症みたいなことで、予期せぬスピードで一気に職員が勤務に就けなくなったという事態というのは、正直言ってあまり想定はしておりませんでした。従って、今回を大きな機会にして、検討してみる必要があるだろうと思っております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 地震と違って、突然に、急激に起こる災害ではないですから、これは今の地震を基にして応用してということでもいいと思いますけれども、感染力がとても強かったり、致死率が高いようなウイルスだった場合の準備と計画はしておいたほうがいいのではないかと私は思います。

続けます。全国の市町村のBCPの策定率はどれくらいか気になり調べました。総務省、消防庁の調査結果では、市町村全体の策定率は、平成28年には40%の策定状況だったのが、2年後の30年には80.5%まで上がりました。都道府県の策定率はもちろん100%です。

本町は計画を策定済みですが、平成27年5月には、内閣府から市町村のための業務継続計画作成ガイドが、平成28年2月には、大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引きが出ています。これを参考にして策定しなさいという手引きです。手引きの内容は、とりあえずBCPを策定して、徐々に充実させていけばいいというものでありました。ここには旧手引きからの主な改訂内容があり、以下3つが書かれていましたが、本町のBCPには記載がありませんでした。今後どう対応されるのか伺います。

まず、1つ目は対象とする災害を、地震のみならず自然災害一般を対象にするように手引きには書かれていました。風水害編の災害時には、地震編の応用で対応できるのか。別に風水害編のBCPを作成する予定があるのか伺います。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 当町におきましては、平地部から山間部まで、地形に特徴がある集落が散在しています。そのため、大地震の発生が、広範囲にわたる、大きな被害を生じさせる恐れがあるということから、BCP 業務継続計画を地震対策編という形で策定したところでございます。先ほど町長の答弁もございました。本 BCP を応用できるのではないかと考えておるところでございますが、町内外の災害事例などを踏まえて、必要な見直し等を随時行っていく必要があると思っております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） 2つ目は、非常時優先業務実施の実効性を高めるための、緊急時の対応手順の作成を推奨していましたが、本町の冊子には記載がございませんでした。なぜでしょう。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 職員の災害初動マニュアルというのを、別編という形で作成してございます。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） 別冊があったのですか。失礼しました。私は、それ一冊で間に合うようにしたほうがいいと思っているわけでございます。そういうふうにしていくほうが望ましいと思っております。

続けます。3つ目は、非常用電源の浸水対策についてどうするのか。人命救助の観点から、72 時間の非常用電源の確保を手引きは求めています。BCP の冊子には、牟礼庁舎は 15 時間、新庁舎はどうなのでしょうか。町民会館は空欄でした。非常用電源はないということなのでしょうか。伺います。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） これから建設いたします新庁舎につきましては、3階といたしますか塔屋、

屋上みたいな形になりますけれども、そこに非常用電源、発電機を設置いたしまして、議員がおっしゃるとおり 72 時間の確保を予定してございます。

町民会館におきましては、昨年 3 月、非常用発電機を設置いたしまして、72 時間ではございませんが、36 時間を確保しているところでございます。ただ、これはタンクの容量にも影響がありますので、給油ができないという形を想定した場合は 36 時間ですが、給油ができればその限りではありません。タンクの増設というのを可能にすれば 72 時間は確保できるかと思えます。また、この BCP 未記載だということをごさしまして、誠に申し訳ございませんが、修正させていただいたところでございます。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） 新型感染症、それと風水害の BCP は作らなくても、現行の BCP の応用で対応できるという回答だと受け取っております。町内外の災害の事例などを踏まえまして、PDCA サイクルを回して、必要な見直しを随時行っていただけたらと思えます。

次に、BCP の非常時優先業務にかかる避難先の運営に関する内容について伺います。平成 28 年 4 月に、新たに避難所ガイドラインが発表されました。これは、福祉避難所の確保運営ガイドラインと、避難所におけるトイレの確保管理ガイドラインがセットで作成されたものです。福祉避難所とは、要配慮者といわれる、主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいい、滞在させることが想定されるものにあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていることとなっています。

BCP の冊子、保健福祉課の非常時優先業務に避難所の管理運営がありました。災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために、必要な居室が可能な限り確保されていることとあります。要配慮者の避難所を別に設けなさいということなのでしょうか。お伺いします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。要配慮者の避難所を別に設けることかというこ

とですが、そういうことになります。福祉避難所の対象者として想定されているのは、法律上  
要配慮者となります。要配慮者は、議員のお話のとおり、災害時において、高齢者、障がい者、  
乳幼児、その他の特に配慮を要する者と定義されております。福祉避難所の事前指定や準備に  
ついては、これらの人々を対象として備えておく必要がありますが、その他特に配慮を要する  
者として、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者等が想定されております。これらの人々  
は、一般的な避難所では生活に支障が想定されるため、福祉避難所を設置し受け入れ、何らか  
の特別な配慮をする必要があるとされております。福祉避難所は要配慮者のうち、その他特に  
配慮を要する者として検討しております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 市町村は、福祉避難所の指定整備数を検討するための基礎資料として、福祉  
避難所の対象になる者の数を把握することになっています。平時においては、この皆さんの数  
を把握して、これを最大規模の対象者として捉え、その人数の避難を可能にすることを目標に、  
福祉避難所として利用可能な施設の把握および施設避難所の指定、整備を行うものとな  
っております。本町においては、定められた要配慮者とされる町民の数の想定を伺います。具  
体的な内訳の数でお願いします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。対象となる者としまして、身体障がい者、身  
体障がい者のうちには、視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者等おります。知的障がい  
者、精神障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者など、避難所生活に  
おいて何らかの支障がある方が想定されております。福祉避難所利用の目的として、要介護1  
から2、障がい程度区分2から4、認知症自立度2までの者としております。要介護3以上、  
認知症自立度3以上の方等については専門的な支援が必要と考えられることから、入院や施設  
入所の検討としています。また、特別養護老人ホームまたは短期入所施設等の入所者につきま  
しては、当該施設で適切に対応されるべきと考えていますので、福祉避難所の対象者とはして

おりません。

平成 30 年度で申し上げます。身体障がい者は、視覚障がい者で 19 人、聴覚障がい者 37 人、肢体不自由者等 315 人、知的障がい者 91 人、精神障がい者 299 人、要介護 B 区分、要介護 1 から 2 級の方で 361 人、難病患者 88 人、妊産婦 45 人、乳幼児 349 人です。病弱者、傷病者については把握できておりません。全体で 1,604 人程度と考えております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） 福祉避難所の指定ですが、利用可能な施設の把握については、こういった基準で指定されましたか。収容人数はどのぐらいなのかお伺いします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 施設についてですが、まずバリアフリーです。あと、支援者を確保しやすい施設を主眼として、町内で介護や福祉事業をされている 6 事業者と、福祉避難所としての利用についての会議を持ち、同意いただいた 10 の施設と、平成 24 年に協定しています。

町社会福祉協議会では、デイサービスふれあいの園、むれデイサービスセンター、さみずの郷、グループホーム特定非営利法人さみずさんば、そこでも受け入れいただいています。あと、NPO 特定非営利法人 SUN、株式会社ライフパートナー、社会福祉法人林檎の里、あおぞらです。収容人員についてはトータルで 107 人という数字でお願いしてございます。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） 要配慮者が先ほど 1,604 人で、利用可能な施設の収容人数 107 人という、全然数が足りていないわけですがけれども、足りない場合というのはどういうふうにするかお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。福祉避難所につきましては、二次的な避難所と捉えており、一次的には指定避難所内において、福祉の避難スペースを設けて生活していた

だき、段階的に、施設、設備、支援者の体制が整った福祉施設避難所に避難していただく計画でございます。足りない場合は、開所していない指定避難所、また公民館等、民間の施設、宿泊施設等を後の指定として考えており、問題としては施設の利用におけるバリアフリーであったり、支援者、スタッフ確保というのが最大の問題と考えております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 今いろいろと伺ったわけでありましてけれども、要配慮者の人工呼吸器ですとか、酸素供給装置等を使っている在宅の難病患者ですとか、また妊産婦、それから乳幼児については、特に配慮を要する者と先ほどもおっしゃったわけですが、この方たちが被災した場合の避難所は、どのような対応が必要かということは前もって定めておいていただきたいと思っております。

次に移ります。長野県が管理する河川において、1000年に1回程度の降雨に対する浸水想定区域図について伺います。現在のものとどこが違うのでしょうか。また、具体的な浸水想定範囲の場所と、浸水の深さの想定がどう変わるのかお伺いします。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。以前、50年から150年に1回程度の大雨を想定していましたが、近年の豪雨災害の多発を踏まえまして、平成27年の水防法の改正により、1000年に1回で想定し得る最大規模の降雨に条件が厳しく改正となったところでございます。長野県で平成30年8月に公表されています一級河川鳥居川の1000年に1回程度の対象降雨は、24時間あたり715ミリメートルを想定しております。以前の100年に1回程度の降雨の24時間あたり135ミリメートルの想定を5倍強と大きく上回っています。

従って、浸水想定図につきましても、降雨量を多く想定していることから、浸水想定区域の範囲も広がり、浸水すると予想される深さも深くなっています。具体的には、以前の100年に1回の浸水想定範囲では、牟礼本町の鳥居川側から深沢、栄町を含まず、狐沢までが50センチメートル程度の浸水想定範囲となっていたのですが、100年に1回では、牟礼本町から深沢、栄

町、狐沢までが、ほぼ全域浸水想定区域となっており、浸水深さも深いところでは5メートルから10メートルとなっております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） 今回の、最後の100年に1度ではなくて1000年に1度だと理解しています。本町のハザードマップ、洪水用の防災マップは、平成22年の4月作成と古く、見直すことになっているとお聞きしました。変わる部分はどこなのか。2月7日の信毎に、県管理の中小河川で、20年度に建設部が作成を進める浸水想定区域図の対象に、飯綱町の名前がありませんでした。いつ新しくなるのでしょうか。お伺いします。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） ハザードマップにつきましては、現在、整備中でありまして、今年度末までに整備完了する予定でございます。そのようなことでよろしくお願ひします。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） 先ほどの浸水の範囲と深さを聞いて、びっくりしているところであります。100年に1度は50センチで、1000年に1度となると国道まで水浸しになる、牟礼駅も埋まってしまうという話かと思ひます。そんなハザードマップを配ったら、浸水被害の対象となる住民の皆さんは大騒ぎになると思ひます。水位が上がらないような対策ですとか、技術的な方法を、町の責任とは言わないですけれども、考えていかないといけないと思ひます。

そして、まず、この建物のときにも、前の12月のときに同僚の議員も質問しましたがけれども、鳥居川の底をさらう、浚渫をすると町長が答弁されておりました。来年度の県の予算には、河川浚渫に51億を超える金額が計上されました。そこに鳥居川は含まれるのでしょうか。伺います。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。台風19号災害の教訓を生かした災害に強い県

土づくりから、重要インフラ等の防災・減災対策として、県事業により河川等の浚渫を緊急的に実施する事業が来年度から新規に創設されます。氾濫や土石流の危険性を軽減するため、河川、ダム等の堆積土、樹木の除去等を行う事業で、令和2年度から6年度までの5カ年で実施されます。

現在、県では管理する河川等の調査を行っております。また、市町村の要望箇所も今後取りまとめて全体の計画を策定し、工事の実施をする予定でいるところです。

本年度、鳥居川、斑尾川の一部で浚渫工事を実施したところですが、まだ、河川、砂防ダム等に土石、土砂の堆積の箇所が多くありますので、緊急性の高い箇所を中心に、強く県に要望しているところでございます。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 2月12日の信毎に、防災対策に対する県内77市町村長アンケートが掲載されました。その中に、台風19号災害をきっかけに着手したこと、着手予定、前向きに検討していることの県内市町村の一覧表がありました。一番丸印が多かったのは、防災訓練などの住民防災意識の向上、2位は住民自治組織との連携強化でした。飯綱町はそこに丸印がございませんでした。この2つについて、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。アンケートは、台風19号の災害を受けて町として新たにという前提の話だと理解しておりました。議員ご指摘の、いわゆる防災訓練とか住民意識の向上、また住民組織との連携を強化していくというのは、もう当然のこととして、私どもは1、2番として取り組んできておりました。その上で、河川の氾濫等々を見た場合、これから重点的に取り組むべきという解釈でそのようにしたので、それはちょっと解釈の違いだったかもしれません。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 大変失礼しました。異常気象という言葉の定義ですけれども、同じ場所で30

年に1度起こるかどうかの非常にまれな気象現象を基準にしているそうであります。そして、世界各地では異常気象が相次いでいます。それぞれの直接の原因は地域により異なって、地球温暖化のせいだと断言することはできないと断った上で、こうした猛暑ですとか豪雨などが増加しているのは、長期的な地球温暖化の傾向と一致していると気象の専門家たちが言っております。昨年の台風19号で壊れた堤防ですとか、こういうものは、壊れにくいものに整備したり、川底をさらったりと対策を講じるのでしょうけれども、温暖化を地球規模で止めないと、大雨、土砂災害及び干ばつの災害がたびたび起こると思います。

次の質問に移ります。公文書管理について伺います。衆参両院の予算委員会で、桜を見る会の問題を巡る審議が続いています。今はコロナウイルス一色でありますけれども。問題の核心の1つが、破棄された招待者名簿です。政府は、招待者名簿について、会の終了後に遅滞なく破棄したと野党の資料請求に応じませんでした。内閣府は、昨年5月9日、野党議員から桜を見る会の招待者名簿を資料請求されました。その1時間後に名簿を大型シュレッダーで裁断、破棄を開始したと報道されています。同じ頃、桜を見る会招待者名簿の電子データも消去。消去後も、磁器テープにバックアップが残っていたことを認めましたが、行政文書ではないと主張し、開示しないことを押し通しました。ここ最近でも、ずさんな公文書管理が相次いでいるという報告がされております。

2011年に公文書の適正管理を義務付けた「公文書等の管理に関する法律」、通称「公文書管理法」が施行されました。この法律は、公文書等の管理に関する基本事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存および利用等を図り、もって、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国および将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするとなっています。従って、これまでのような業務上の意思決定に限定するのではなく、歴史的に重要な業務記録を行政文書として保存し、未来、住民の利用に供するという観点に立った文書関係のマネジメントと考えています。通称「公文書管理法」の34条は、地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して、必要な施策を策定し、およびこれを実施するように努めなければならないと、努力

義務が課されています。

本町の文書管理は、文書取扱規程により、文書の保存や廃棄及び歴史資料を管理されているということでしょうか。お伺いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 行政をやっている上では、文書の管理というのは非常に大事な事務だと思っております。そういう意味で、公文書管理規程に基づいて処理をしていると、そのとおりでございます。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 本町取扱規程の30条には、保存区分があり、1年、3年、5年、10年、永年保存としているのですが、文書の保存は、法令に別段の定めがあるものを除くほかとあります。この法令とは何を指すのか。また、31条に別に定める文書保存分類基準によらなければならないとあります。別に定める文書保存分類基準とは、総務省が発行する別表行政文書の最低保存期間基準のことでしょうか。お伺いします。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） まず前段の、ここでいう法令とは何を指すかということでございます。いろいろと法令がございますが、戸籍法におきましては、戸籍の除籍簿の保存期間は150年とされております。また、住民基本台帳法では住民票の除票は5年という形で規定されています。また、町の条例もいろいろあるわけですが、例えば、「議会政務活動費の交付に関する条例」につきましては、第14条で、町に提出された政務活動費に係る書類については、翌年度から起算して5年間保存しなければならないと規定されています。というようなことから、国の法律、また自治体の条例、規則等をここでは指すということでございます。

また後段の、総務省が発行するというご質問ですが、別表の行政文書の最低保存期間基準を指すのかということでございますが、これにつきましては、国の行政機関の行政文書のことで

ございまして、飯綱町におきましては、この町の規定に基づいて、別に、飯綱町文書保存分類基準というのを設けておるところでございます。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 町の別に定める文書保存分類基準と、総務省が発行する最低保存期間基準が違うのは分かりました。

公文書管理法では、最低保存期間基準というのが、今まで永年保存というのがあったわけですが、これが30年が変わっています。本町の保存区分はそのまま良いのですか。今後の公文書管理のあり方や課題についての町長の見解をお聞きしたいと思います。また、特に「公文書管理条例」の制定ですとか、公文書館の設置についてのお考えをお願いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、公文書の永年保存や30年にするという考え方ですが、基本的に文書の中身によって違うと思います。各集落とさまざまな提携を結んでいる契約もございます。例えば、公民館の敷地は町の所有だけれども、利用は無税で、もっぱら地元で使うというような地元との協定書などがあります。こういうものは、永年保存という分類があってもいいだろうと思います。文書の中身によって、それは大いに考えていきたいと。

文章の管理をするための条例の制定については、今のところ、今の文書処理規程等々でカバーできるのではないかと考えています。本当は文書を整理する倉庫、文書館といいますか、こういうものがあれば一番いいかもしれません。しかし、正直言ってたまるほどの膨大な紙ベースの資料を、資料館、文書館でどんどん貯蔵していくというのも、今後、検討はしなければならぬと思います。今の時点では、建物を造って管理していく予定はありません。これから議員の質問にあるかもしれませんが、紙ベースではない方法で、1,000枚がこのぐらいのところに収まってしまうような非常にコンパクトな管理の方向というのも、これから出てくるだろうと考えています。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） 処分の仕方についても伺いたかったのですが、時間がもうないので飛ばします。

第 39 条では、歴史的資料についての保存ということが適当と認められる文章は、教育委員会、教育次長に引き渡すものとあります。引き渡されたものは全て永年保存と考えてよろしいでしょうか。歴史的資料の量、数はどれぐらいでしょうか。文書保存台帳と文庫は総務課長とは別に管理しているということでしょうか。お伺いします。

○議長（大川憲明） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。教育委員会に引き渡された文書ということでございますけれども、保存年限につきましては、歴史的資料ということでございますので、永年保存ということで考えております。また、量につきましては、現在、簿冊が 3,200 冊、それから図画が 300 点、保存してございます。これにつきましては、合併前から、公文書整理委員会、教育委員会の文化財担当が所管しておりました。そこで、行政文書について、資料的価値のある文書については、目録を作り保存してきてございます。

現在は、明治時代から平成 10 年頃までの文書を整理済みでございます。文書目録は、全職員が閲覧できるように庁内システムで管理してございまして、実際に文書は旧中央保育園と溝口会館に保存してございます。管理につきましては、総務課長一括管理ということで現在進めております。以上です。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） 文書管理規程第 2 条では、事案の処理は、特殊な場合を除き文書によってしなければならないとうちの規程には書いてあります。うちの規程で、「情報公開条例」第 2 条で、情報等は実施機関の職員が職務上作成し、または、取得した文書、図画、写真、磁気テープ、磁気ディスクその他これに類するものおよびフィルムで、実施機関において管理しているものをいうとなっています。なお、磁気テープ、磁気ディスク、その他これに類するものおよびフィルムについては、実施機関が現に保有するプログラムまたは手段によって紙媒体に印刷でき

るものをいうとなっています。いわゆる電子文書については、何に基づきどういう管理をされているのかお伺いします。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 電子文書でございます。基本的には、文書取扱規程というところがございますけれども、そのほかに電子的記録の取り扱いについては、それぞれの法律で定めるところでございます。ただ、町の文書取扱規程の中では、電子文書という記載が今のところないわけございまして、これについては、今、県もそれに基づいていろいろと調整を取っているところがございます。また、そういうところを参考にしながら検討していかなければならないものかと思っております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 最後に、文書取扱規程見直しの提案です。この規程は5回の改正をしております。国の法律が変わり、町の条例や規程と合わなくなったときに改正をしているようですが、現在使われている文書取扱規程は、文書の電子化やデジタル管理に対応しているとはいえません。現状に合わないものは見直して、文書やデータを管理していくことだと思います。

保存期限についても、総務省が発行する最低保存期間基準には、永年保存ではなくて、最長で30年の保存の区分を設けました。国や県も同じです。必要な文書については、明確化することが必要だと思います。現状に合わせた規程の改正が必要ではないかと考えております。

昨年ですけれども、政府は有識者による公文書管理委員会を開いて、公文書管理規程のための基本方針について、公文書のデジタル管理への移行を柱とする最終案を取りまとめました。大半を紙で作成していた公文書を、原則的に電子文書に切り替える、電子媒体を製本、原本として管理するとの原則を明記しました。今後は、作成から保存、廃棄まで、電子的に行うシステムに、2026年までに切り替えるそうです。

長野県は、公文書管理の見直しの基本的方向性についての冊子というものを、昨年の3月に作成しています。

町長にお尋ねします。文書取扱規程を見直して、法やガイドラインの趣旨に沿った公文書管理規程を作成したほうがよいと思うのですが、いかがでしょうか。お伺いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 先ほども申し上げたのですが、文書の整理、管理というのは、私どもの事務では非常に大事な事務の一つです。議員ご指摘のとおり、時代に合った、そしてデータの管理がしやすく、なおかつ外に漏れないようなシステムをしっかりと構築するような中身で、文書の管理規程の見直しをしていくのは、やはり筋だろうと思っています。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） いろいろお答えいただきましてありがとうございます。全体の中では、1000年に1度の大雨により、深沢から牟礼駅周辺が水の中に入ってしまうというのが大変ショックでありましたけれども、いろいろまた考えていっていただきたいなと思っております。以上で私の質問を終わります。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 補足します。議員が、先ほど BCP の中で、感染症も一般の風水害等々の災害も、地震編のものでカバーできるだろうというふうに解釈しましたとお答えをいただきました。実は、長電バスさんから、今度の新型感染で10分の1以下のドライバーが休むようになってしまった場合には、土休日と同様のダイヤで大幅な減便となり、なおかつひよっとすれば全休になるかもしれませんという通知文書が今日回ってまいりました。私が答弁させてもらったのは、やはりこの新たな感染症というようなものについては、例えば、職員がほとんど勤務できないというような状況はあまり想定をしていなかったもので、そういうようなときには、もう窓口だけの勤務状況にさせていただくとか、やはりこれからどんな病気が出てくるか分からないので、そういう意味ではそれを検討したい。

それともう一つは、飯綱町、三水も牟礼も含めて、1年間に降る雨の量というのは900ミリ

行くか行かないかなんです。それが1日で715ミリも、1年分1日で降ってしまうという災害が起きた場合には、集水面積によりけりですけれども、鳥居川も水がどういうふうになるのか、あと中小河川も、斑尾、八蛇川、滝沢川、それぞれの用水路、これはもうとてもではないけれども、どういう状況になるのか想像もつきません。信濃町も一体どうなるのか想像もつきません。だから、そういうものの示し方も、十分考えてやらなくてはいけないと思っています。

○議長（大川憲明） 青山議員、よろしいですか。

○14番（青山弘） はい。

○議長（大川憲明） 青山議員、ご苦労さまでした。

それでは、ここで暫時休憩に入ります。再開は10時5分といたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時 5分

---

◇ 原 田 幸 長

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号6番、原田幸長議員を指名いたします。原田幸長議員。

○6番（原田幸長） 議席番号6番、原田幸長です。通告に従い、順次質問いたします。

初めに、SDGs 持続可能な開発目標の活用について伺います。本年の年頭より、SDGs とパリ協定の目標達成期限が共に2030年度であることから、これからの10年間は大きな勝負どころである。さらには、SDGs の目標達成へ、国や地域、企業や個人がトータルで前進していくことができれば、持続可能な開発が進み、私たちが期待する社会が実現する。また、パリ協定では近年、災害が相次いで起きる日本は気候変動の被害国だとして、防災強化に向け、日本こそ気候変動対策で大局的なリーダーシップを取らなければならないといわれています。

平成30年12月定例会の一般質問でSDGs の活用について伺い、町長より、飯綱町第2次総合計画は既に自立している、提案をいただいた案件については、今、計画などを作っている中で

どう入れ込んでいけばいいか、5年の見直しや3年のローリングの中にどう組み込むのか、長野県の取組なども参考に当町も取り組みたい。世界的基準の物差しで、当町の進み具合、進捗具合を図ることができ、冷静に現状を分析し、それに対して、対応策を立てていくという意味では非常にいいのではないかと思いますと答弁をいただきました。SDGs 達成への取組姿勢に変化はありますでしょうか。町長に伺います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。先ほどの BCP もそうでございますが、SDGs、英語での表現が最近多くて、持続可能な開発目標とは一体どういうことだろう、今までそういうことをやってこなかったのかという思いもあるかもしれませんが、当然、今までも持続可能な開発目標を持って取り組んできております。

結局、先進国たるものは、地球規模で全体がちゃんと生きていかれる、持続可能な星であるための指針を17つ挙げて、それに取り組めということだろうと思います。従って、貧困や格差を是正していくとか、飢餓をなくすとか、教育をもっとやるとか、福祉と医療の充実だとか、どれを取っても、飯綱町は極めて前向きに取り組んでいることだと思えます。

従って、具体的に持続可能な開発の目標を達成するために、新たにこのようなことに私どもは取り組みますという事業は、あまり見当たらないかもしれませんが、今後も、先ほど議員からあったような、町の総合計画、そして今度は、後期の5年の町の基本計画を作り上げてまいります。そういう意識を持ちながら基本計画を作り、この達成に向けて努力していきたいと思えます。

○6番（原田幸長） この後、述べさせていただきますが、やはり自治体も持続可能な開発目標に向けてもう既にやってきているということで、紹介していきたいと思えますが、これからも引き続き、その姿勢で取り組んでいっていただくようお願いします。

SDGs の活用については、そのときの定例会の一般質問でも企画課長にもお聞きしまして、第2次飯綱町総合計画後期基本計画策定の際に考えると、その実務は、令和2年から3年、そ

の折にはぜひ考えていきたい。取組にあたっては、町の中での体制づくりとかが必要になってくるというふうに答弁されました。計画作成の初年が大事と考えますが、今の段階で具体的にどのように加えていくかという考えをお聞きします。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。第2次総合計画後期基本計画につきましては、今回、予算の中でもご説明させていただきましたけれども、令和2年度で満足度調査とその分析を行いたいと考えております。令和3年度に計画策定委員会などで協議をいただきまして、分野ごとの行動目標ですとか、その設定、計画づくりというところを予定しているところがございます。

また、既に全員協議会等におきまして説明させていただいておりますけれども、同時に、第2次飯綱町総合戦略の策定も行う予定としております。

SDGsにつきましては、必要な取組をこれらの中に加えていきたいと考えているところがございます。具体的にはということがございますので、この策定委員さん、それから各職員が、このSDGsの17のグローバル目標、また169のターゲット項目といったものを意識しながら、各行動目標を設定、計画づくりをするように進めてまいりたいと考えているところがございます。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。新聞報道では、国連が掲げる気候変動対策など、17項目の持続可能な開発目標の達成に向け取り組んでいる自治体は、全体の約13%にとどまるのが内閣府の調査で分かったそうであります。実際に行動している自治体が少ないことを浮き彫りにしたということでもあります。取組の内容は、自治体内部の勉強会や、地域住民向けのセミナーの開催のほか、自治体版の地方創生総合戦略や環境基本計画への反映などが多く挙げたと報道されました。

関東学院大学法学部の牧瀬稔准教授は、著書の中で、SDGsを政策に反映するにはどうすればよいですかとの問いに、全ての自治体は、SDGsの17の目標に関係する事業に取り組んでいま

す。近年、SDGs という 4 文字が登場してきたため、自治体の多くに、何か新しく取り組もうという思考が見られます。ところが、既に実施している事業が SDGs そのものと考えます。まずは、そのことを認識することが大事でしょう。自治体職員は、自らが実施している事業が、SDGs に貢献する事業だと気付いていないケースも多く見られます。ポイントは、自らが実施している事業が SDGs と気付くために、筆者が推奨している取組を紹介します。

例えば、職員の名刺に、自分が担当している事業に関する SDGs のロゴマークをプリントするとよいでしょう。地方版総合戦略を担当している職員は、SDGs11「住み続けられるまちづくりを」、子どもの貧困を担当している職員は、SDGs 1「貧困をなくそう」になります。名刺にプリントするロゴマークは、17 の目標のうち 2 から 3 くらいがよいと提案されておられます。また、本町もそうですが、町役場に行くと課や係の看板があります。この看板に、担当する事業に関するロゴマークを書き込むことも一案だとされています。

まずは、自治体職員に対し、自分の仕事が SDGs に貢献しているということを意識させることが大事と考えますと示しておられます。この件について、見解をお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 先ほども答弁を申し上げましたけれども、私たちのやっている仕事、事務は、議員のおっしゃるとおりだというふうに思っています。最近、首長、長野市の市長もですが、襟章に SDGs のバッジを付けている人が非常に多くなりました。あれをどういう形で取得するか、ちょっと勉強不足ですが、そういう意味では、議員のおっしゃっている新しい係の担当の看板にロゴマークを使わせてもらうとか、いろいろそういう意味で普及をしていくことは大事なことであり、少し取り組んでいったらいいかと思いました。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6 番（原田幸長） 新庁舎も完成することですので、やはり SDGs の番号を看板などに書いて、町民の方々が役場に来た折には、あの看板に付いている番号は何だというような、そういった SDGs を普及していく意味も込めて、できれば検討していただければというふうにお願

したいと思います。

2018年6月、長野県は内閣府のSDGs未来都市に選ばれ、今年3月までに、気候危機を突破するための方針をまとめ、5月には全国の自治体関係者らを集めて、SDGs全国フォーラムを長野市で開く予定としています。県内では、昨年、白馬高校の生徒がSDGsを学び、地元の北安曇郡白馬村に気候非常事態宣言を出すよう求め、村は県内初となる同宣言を出しました。県も同宣言を発表し、2050年に県内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目標に掲げました。また、千曲市も先月の25日に開催した3月定例市議会の初日に、同宣言を市としては初めて出したという報道がありました。当町も、気候非常事態宣言を出す考えはないかお聞きします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） この異常気象宣言は大変いいことであり、これに賛同していくことに全く異議はございません。ただ、それぞれの自治体が独自に宣言をしていくという関係については、先般、町村長会議の折にも、県から、長野県として気候非常事態宣言を出して取り組んでいきたい。今、議員がおっしゃるとおり、2050年にCO2をプラスマイナスゼロにする。全く出さないのではなくて、出す分だけ吸収するというところでございますけれども、県からも、ぜひ一緒に歩んで行ってほしいというご提案がございました。そのときに千曲市もいらっしゃいましたけれども、千曲市のほうは、私ども少し先行して宣言をさせていただく予定になっていきますと、白馬の例もお話しになりました。しかし、その他の市町村は県に歩調を合わせていこうということで、意見統一ができたと解釈をしております。

こんなことで、当方も県と一緒に歩調を合わせていきたいと考えています。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 3月2日付の新聞報道では、見出しに、気候変動で超党派議員連盟、温暖化対策に国を挙げて取り組むため党派を越えて発足した、今国会中に衆参両院で気候非常事態宣言の決議を目指すというふうにありました。前向きな検討をよろしく願います。

通告書には書けなかったわけですが、私たち農家にとって、二酸化炭素の排出量削減ででき

ることは、野焼きをしないことが一番だというふうに考えております。これを感じたのは、1月31日に長野市で研修会がありまして、その帰りに、長野市の外れの吉村地区というところで、1人の農家さんがりんごの剪定枝を、要はぼやを燃やしていて、その煙が、気圧の関係かあるいは無風だったのか状況はよく分かりませんが、1軒で炊いていた煙が、吉村地区の村中の上空に漂っていました。そういう光景を見まして、1軒の野焼きでこの状態では、10軒、20軒になったら、まとめて上がった場合はどうなるのだろうと感じました。

今、盛んに行われている剪定作業に伴う枝の焼却、アスパラやわらの焼却などをやめて、チップパーやカッターを使用し、燃やさないで土に返す方法を考えるべきだと思います。ガソリンや電気を動力源にしているものでも、化石燃料を使用しておりますのでゼロ炭素とはいえませんが、その辺りはメーカーで考えていただき、野焼きをやめ、機械で対応することについての見解をお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。それは1つの方法だろうと思います。何事も1つ良いことがあると反面デメリットもあります。問題は腐乱病とか黒星病とか、いろいろな細菌がある枝等々を、今度はチップパーみたいなもので畑に還元をしていくと、対応策というのはどんなふうになればいいかなど。それと、そういう機器についてどういう普及をしていけばいいのか。現在、農機具等について、認定農家には一定の支援がございますけれども、認定農家以外においては、自前で買ってほしいとかうんぬんとかという現状の中、その辺をどうしようかという問題があると思います。

ただ、森林の会議や何かに行きますと、今、木が成長し過ぎて、伐採の時期を迎えている樹木が非常に多いと。こういう状況になっている森林というのは、ほとんどCO<sub>2</sub>を吸わなくて酸素を出さないのだと。そういう意味では、伐期を迎えている木は早く切って、材木として利用して、そして植林をして新しい木を育てていただくほうが、よっぽどCO<sub>2</sub>を吸って酸素を出してもらおうのだというお話もございました。

農業、剪定をやるというのは、1つはいい意味で、野放しではなくていい方向に樹木を伸ばしてやっているという点もあろうかと思しますので、議員のおっしゃること、今すぐこれを禁止してうんぬんという、そこまで踏み込んだ考えはまだございませんけれども、1つの対応策として、検討してみる価値は充分あるだろうというふうに思います。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 2050年を目指して、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。

次の質問に移ります。地球温暖化阻止を訴える若者らによる世界的運動は、世界で約400万人とされていますが、それに火を付けたスウェーデンの環境活動家グレタ・トゥーンベリさん17歳の行動について報道がありました。

グレタさんは、15歳だった2018年6月、首都ストックホルムの議会前で、気候変動を巡る政府の無策に抗議し座り込みを開始。その後、週1回、授業をボイコットする学校ストライキを始め、大人たちを批判し、対策強化を訴えてきました。開始から1年余りで賛同者は世界に広がりました。本年の10月発表予定のノーベル平和賞で、17歳での受賞が決まれば、同率で最年少受賞となるとのこと。

昨年9月の国連気候行動サミットでは、各国指導者に温暖化対策の即時実行を訴え、私たちは絶滅に差し掛かっているのにあなたたちが話すのは金のことと永遠の経済成長というおとぎ話だけ。また、私たちはあなたたちを注意深く見ている。私たちを失望させる選択をすれば決して許さないと演説しました。トランプ氏を厳しい顔で凝視して、話題を呼びました。

12月の国連気候変動枠組条約、第25回締約国会議、これはCOP25と呼ばれておりますが、この会議に参加した小泉進次郎環境大臣が、石炭の利用に対して明確な姿勢を示すことができず、諸外国から非難を浴びたという報道も多くあった会議でございます。この会議でもグレタさんは、「指導者たちは何もせずにいる。それが世界の現状だ」と訴えています。

私はこの報道を見て、感動と同時に反省もし、今こそ何らかの行動を起こすべきではないかと考えさせられました。グレタさんの言動に対しての、町長の見解をお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） スウェーデンの女の子の行動は、世界的に有名です。彼女が訴えている、言っていること自体については、非常に先を見た、危惧をしたことをおっしゃっているだろうというふうに思います。しかし、彼女の言うとおりになかなか世の中というのは動かないだろうというのも、私はある意味では理解をしている一人です。

今、小泉進次郎さんの石炭問題がありましたけれども、東日本の大震災で東京電力の原発が駄目になり、それを救ったのは中部電力の直江津港の火力発電所です。あれが石炭です。もしあれが稼働しなかったら、中部電力は電力の供給は大変なことになっていたと。今、中部電力は船まで買って、石炭を運んでいるようでございます。そういう一面もあります。

従って、先を見た、今すぐ取りやめてうんぬんというのも、一つの若い人なりきの発言かもしれないけれども、何年後には再生自然エネルギーに変えていくというような、それこそ国で、与党が中心になってそういう方針を出して、それに沿ってわれわれ地方自治体も自然エネルギーにシフトを変えていく。もしくは電力というものは、地元で起こして地元で消費していく。というような方向を導いていくという形に持って行っていただく一歩になるような、彼女の提案になってほしいなと思っています。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 私も同感であります。県は、CO2 排出量実質ゼロ、これはゼロカーボンと呼ばれていますが、この実現には、住民や企業など幅広い協力が欠かせず、県民運動として意識を高められるかが鍵となるとしております。まずは、気候変動の危機を県民に理解してもらうため、有識者や自治体、住民らを集めたシンポジウム、ゼロカーボンミーティングを開催し、環境に配慮した先進的な取組の紹介やパネルディスカッションなどを通じて、脱炭素社会の実現に向けた機運を高めるとしてしています。町も県と連携し、ゼロカーボンを実現することに期待をして、次の質問に移ります。

昨年10月から実現した幼児教育・保育の無償化、この4月から実施される私立高校授業料の実質無償化、大学や専門学校など高等教育無償化について伺います。

公明党は、幼児教育保育の無償化に関する実態調査を行いました。調査は、全国の国会地方議員が、対面形式で昨年11月から12月に実施しました。利用者1万8,922人、事業者8,502人から回答を得ました。まとめられた最終報告が2月に発表され、実態調査で利用者に伺った中で、今後、取り組んでほしい政策として、保育の質の向上や受け皿整備に期待される声が上位でした。当飯綱町でも、保育の質の向上というのが一番でした。事業者からは、期待する政策として、人材の育成確保への支援との回答が上位でした。また、自由記述した回答では、新卒者は、給料の高い都市部へ流れ、地元に残らない。また、配置基準が充実すれば、子どもたちに対しても周囲に対しても寛容になれ、研修にも出られるなどの声が寄せられました。

今回の調査で、利用者、事業者の双方に対して、今後取り組むべき課題が示されたと思いますが、課題解決に向けた町のお考えをお聞かせください。

○議長（大川憲明） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。まず、保育の質の向上あるいは人材の育成確保の支援ということでございます。その前に、町立の3保育園では、統一した保育目標として3つを掲げて保育を行ってございます。まず、1つ目としましては生き生きと遊ぶ子ども、それから2つ目としましては思いやりのある優しい子ども、3つ目としましては感性豊かに育つ子ども、この3つを目標に保育にあたっております。

先ほどの課題でございますけれども、まず利用者からの保育の質の向上についてでございます。先ほど申し上げました3つの保育の目標を達成するために、保育士につきましては、各種研修会への出席、あるいは近隣市町村と公開保育を行っており、そこに積極的に参加をさせて質の向上に努めてございます。これは、現在もやっていることでございますけれども、これをさらに進めながら、保育の質の向上を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、事業者からの人材の育成確保への支援ということでございます。人材の育成につきましては、先ほど申し上げました保育の質の向上のためのスキルアップ研修会への参加、あるいは公開保育への参加等におきまして、スキルアップを図りながら、人材の育成に努めてまいり

たいというふうに思っております。

また、保育に専念してもらうために、今年度から一部保育士の事務の軽減、例えば保育士の臨時職員の賃金をこちらの事務方で行うなど、そのような支援を行いながら、保育に専念してもらうように進めてまいります。また、これは配置等を定期的に行うことによって、新陳代謝と申しますか、配置改善を行いながら、質の向上に努めていただきたいと思います。

また、人材確保の支援でございますけれども、まず確保につきましては、ご存知のとおり、全国的に保育士不足ということで、なかなか厳しい状況ではございます。そこで、令和2年4月採用から、従来は新卒採用を募集してございましたけれども、社会人枠を設けて募集をかけたところでございます。結果としまして、令和2年4月採用につきましては、新卒が1名、それから社会人枠で2名ということで、3名の確保ができたということでございます。ちなみに、平成31年の4月採用の保育士はゼロでございました。そういうことでも、確保への支援につながっているということでございます。

また、確保の支援につきましては、これは保育士だけではございませんけれども、住居手当というのがございますので、アパートに住んでいる職員につきましては住居手当がでますので、その辺も支援、バックアップにつながるのかなということでございます。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。来年度は、新卒の保育士さんが1名来られるということで、こういった形が来年度だけではなくて、その次にもつながっていくようなご努力をお願いしていきたいと思っております。

次に、私立高校授業料の実質無償化、高等教育の無償化の該当者数をお聞きしたいわけですが、入卒式も済んでおりませんので、概略で結構ですが、お聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。私立高校授業料等の無償化でございますけれども、この制度につきましては、実質的には、私立高校等あるいは大学等々が文部科学省と直接

のやりとりをしてございます。特に町の教育委員会を通っているということではございませんので、把握ができていない状況ではございますけれども、飯綱中学校の卒業生、ここ3年ほど私立高校へ何名行ったのかを中学校のほうへ確認しましたところ、3年間で46名ということです。1学年15名ほどが私立高校に入学したということを確認してございます。ですので、この46名のうち、それぞれの制度で該当になる方が何名いるかということになると思います。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。義務教育ではないから、人数的には把握することは厳しいのだらうと考えます。私のことですが、私自身高校は実業高校へ進学したものでしたから、将来の選択肢が広がったという意味でお聞きをしました。

次の質問に移らせていただきます。現役世代の不就労者、要するに仕事をしない人、それから引きこもりについて伺います。

現役世代の方々は、普通は仕事をしています。しかしながら、その人たちの引きこもりがだんだんと増えてきております。その問題で、厚労省が引きこもりというものの定義を定めて調査をしております。全国約26万世帯で引きこもりというのが起こっているとされております。

その引きこもりが、なぜ問題なのかといいますと、引きこもってしまった人の両親もだんだんと年齢が上がってきて、引きこもっている人の両親が年金生活に入ってしまったままです。ご両親の世代は、年金を受給して社会保障の恩恵を受けているはずが、引きこもっていて社会復帰ができない子どもたちのせいで、生活が非常に大変になってきているという状況が起こっていると聞いております。最終的には、生活困窮世帯になってしまうということが全国的に起きています。

長野県も、引きこもり支援センターを立ち上げ、引きこもりに対するいろいろな手だてを取っておられると聞いております。今、当町の実態調査、引きこもっているような世帯があるかどうか。また実態があれば、県の引きこもり支援センターとの連携はどのようになっているのかお聞きかせください。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

[保健福祉課長 山浦克彦 登壇]

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。実態調査につきましては、調査自体は、現在予定してございません。ただ、県との連携については後ほど述べますが、昨年県内の民生児童委員会によりまして、引きこもり等の調査を実施してございます。調査の結果につきましては、県内で引きこもりに該当する者の総数が 2,290 人。人口あたりの該当者の割合は、0.2%、15歳から 39 歳までの若年層が 36.9%、40 歳以上の中高年層が 63.1%となっております。

また、当町の調査結果では、12 名の方が引きこもり状態にあるという、民生委員さんの調査でございます。今後、調査ではなく、相談を受け止める支援体制について拡充をしていきたいというふうに考えております。

この通常国会でも、引きこもりを中心に、介護・困窮といった複合的な問題を抱えている家庭に対応するために、医療・介護などの制度の縦割りをなくし窓口を一本化して、就労から居場所まで、社会とつながる仕組みづくりを進める自治体を財政面で支援するという関連法案が審議されております。早ければ 2021 年度から実施となる予定でございまして、その中で、市区町村が取り組むべき施策として、本人、世帯の属性にかかわらず、受け止める、断らない相談体制の整備、もう一つが就労支援や居住支援、居場所の提供など、社会参加に向けた支援、住民同士が支え合う地域づくりというものが挙げられております。

また厚労省では、こうした取組を一体的に進める市町村を、財政面で支援する社会福祉法などに位置付けて、事業費を交付して柔軟に使えるようにするというふうに今動いていますので、調査ではなくて、相談を受け止める形を考えていきたいとしております。

また、県の引きこもり支援センターとの関係でございますが、県の社会福祉総合センター内に、県の精神保健福祉センターというものが入っています。そこで、併設機能としまして、自殺対策推進センター、引きこもり支援センター、発達障害者支援センターという業務を行っております。連携ですが、そちらでも相談窓口として、電話での対応、窓口での対応という形をしています。自治体、市町村との連携が必要な方については、そちらのほうからこちらに連絡が入って連携をしているという形でございます。

また、町、村での問題があったときに、電話相談にはなりますが、案件についての、ケースの後方支援のアドバイスをいただけるという形でございます。

センターでは、引きこもりに対応するため、支援者の学習支援というものも行っておりました、後方支援として、研修業務を主体で行っているという形です。

地元のケースについての、個別の案件については、やはり出向いてという形ではなくて、後方的にアドバイスをしていくという形で連携をしているところでございます。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） この飯綱町にも12名おられるということでしたが、訪問して会うことは非常に苦勞する部分があるのではないかと思います。県の引きこもり支援センターの中には、社会福祉士とか精神保健福祉士、臨床心理士等が常駐されていると聞いております。そういった方面のプロがおられる支援センターを利用していく必要があると思いますが、連携はうまくいっているのかどうか、また、支援センターの人たちが、訪問していただけるような状態にあるのかどうかについて伺います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。来ていただけるかということですが、家族支援という形で、家庭の問題についてという方で、町村がお願いすれば来ていただけるという形も取っているということですが、実際に出向いていただいたという事案は今のところはありません。ただ、そこの引きこもり支援センターのほかにも、県の保健福祉事務所がございまして、そちらのほうとも連携しております。窓口は2つあり、保健福祉事務所で相談したり、引きこもり支援センターに相談したりという形で連携をしているところです。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） なかなかデリケートな難しい問題だと思います。平成27年4月に、生活困窮者自立支援法という法律ができております。この辺りの利用もしっかりしていただきながら取り組んでいただければと思います。結局、引きこもってしまっているということは、社会的

に孤立してしまっています。仕事に行っていたけれども、自分に合わなかったり、仕事がうまくいかなかったり、仕事ができなかったりで、心の病になっている場合も多いのではないかと思います。

こうした方々に、自立支援や就労支援センターのプロの人たちに活躍してほしいと願うわけですが、この生活困窮者自立支援法の中で、住居の確保の給付金制度があります。その利用についても、しっかり周知していく必要があると思いますが、その辺りが徹底されているのかどうかお聞きします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。相談支援の必要な方につきましては、民生児童委員さんが地域の相談の窓口ということで活動していただいておりますが、情報提供いただけるように研修を行いまして、努めているという状況でございます。

自立支援相談事業につきましては、自立支援困窮者自立支援法に基づきまして、県内の19市と郡の福祉事務所単位として、県の福祉協議会が「まいさぼ」という生活就労の支援センター事業を行っております。その中で、自立相談支援事業を行っておりまして、町社会福祉協議会についても同様に行っているという事業でございます。両者と連携をして、この事業について、支援者が訪れたときにはサポートしているという状態でございます。住宅確保給付金の支給については、就職するために住居を確保することが必要な場合ということになってはいますが、現段階では、町内において事例は出ておりません。ほかの事業についてはよろしいでしょうか。住居については以上でございます。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。この引きこもり対策事例、先進地というわけではありませんが、紹介をさせていただいて終わらせていただきます。

岡山県総社市の取組です。2016年1月、地元の事情に精通し、市に700人以上いる民生委員や福祉委員が地区ごとに集まり、匿名で情報を出し合う方式で実態調査を実施、市内に、207

人の引きこもりの人がいることが分かりました。翌年4月には、社協への委託事業として、市独自の引きこもり支援センターを開設しました。

当時、一般の市レベルでの設置は、全国的に珍しかったそうです。専門職員を2人配置し、相談支援のほか、ボランティアやハローワークへの同行支援、サポーターの養成、居場所や家族会の運営など幅広い活動を行っています。このセンターへの相談件数は、昨年の12月末時点で6,401件に上り、これまでセンターの支援を受けて、ボランティア体験や就労・進学といった形で33人が社会参加しているそうです。

センター長は、「引きこもりは個人ではなく、社会全体の問題。これまで精神保健や、医療面での支援が主だったが、身近な地域の人たちが手を差し伸べて支えることが重要です。引きこもりの方々が、社会へ踏み出そうと思える地域づくりを今後も進めていきたい」と語ったそうです。

最近では市の民家を借り上げて、常設型の居場所「ほっとタッチ」を引きこもり状態にある人が一歩外に踏み出すための受け皿として開設されました。利用時間は、午後3時から5時で、いつでも誰が来てもいいそうで、ほっとタッチには、平均して一日4人程度の利用者が訪れるそうです。サポーターは当番制で2人常駐し、声掛けを行ううちに会話のキャッチボールができるようになったそうです。サポーターは、社協が実施する年5回の養成講座を受講すれば登録ができ、現在80人近くいて、月1回の定例ミーティングでは、ほっとタッチ利用者の情報を共有し、課題解決へ知恵を出し合っているそうです。最後に、地域での顔の見える支援が大事だと記事をまとめておられます。

引きこもり対策は大変だとは思いますが、取組に期待をいたしまして、私の質問は終わります。

○議長（大川憲明） 原田幸長議員、ご苦勞さまでした。

ここで暫時休憩に入ります。再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時 5分

---

◇ 伊 藤 まゆみ

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位 3 番、議席番号 9 番、伊藤まゆみ議員を指名いたします。伊藤まゆみ議員。

○9 番（伊藤まゆみ） 議席番号 9 番、伊藤まゆみです。通告に従いまして、順次、お聞きをしてまいります。

まず保護者の負担軽減と安全の給食をということで、お聞きをしてまいります。国は幼児教育と保育の無償化として、昨年 10 月から 3 歳以上の保育料の無償化を実践し、町では保育園児の給食費を無料としました。評価のできる施策であると考えます。

今回は、学校給食についてお聞きをしてまいります。輸入小麦でつくられたパンから発がん性の疑いのあるグリホサートが検出され、問題になっています。

昨年 12 月、日本共産党の山口典久県会議員が県議会の一般質問でただしたところ、県ではなるべく早く県産小麦 100%にしたいとの答弁がありました。その時点で、国産小麦は 80%、輸入小麦は 20%のパンであったということでありました。

先日、桜井教育次長に確認をしていただきましたところ、飯綱町の給食のパンは、その時点で 1 月末だったと記憶しておりますが、国産の小麦 90%、輸入小麦は 10%ということで、短い間に少し改善されたかと思えます。

給食会からの小麦ということですので、県として、早速、申し入れをしていただいたかと理解はしておりますが、国産小麦、できれば早急に長野県産 100%となることが、子どもたちの健康を考えても、特にこれから先の長い子どもたちでありますので、望ましいことであると考えておりますが、町長の見解をお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。食品ですから、正直言って、外国産でもそういう発がん性がうんぬんということは、問題の外だと思っております。学校給食で、特定の子ど

もたちに、決まったところのパン工場で生産したものを供給するという流れがしっかりしている中では、原料を長野県産 100%で届けば、間違いなくそういうものでパンができていくということであれば、その方向で行くのがベターだろうと思います。ただ、もう一步進んで、100%飯綱町産の小麦粉であれば、なおいいという、ここら辺の価値観というものは、私、若干違うと思います。ともかく議員提案の安全性を確保できる原料を使うということは、極めて大事なことだと思います。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） もっともなご答弁だと思います。これはぜひとも町長からも、早急に最低でも国産100%、できたら県産100%へということは、働き掛けをしていただきたいと思いますが、その点について、お聞かせください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） どちらの部門にそういう話をすればいいのかはあれですけども、年に必ず県のトップの皆さんにもお会いする機会があります。また、町村長会で、私は総務文教部会に所属しており、教育関係がそこで議論をされます。そういう中で、今後のことや、先生のことや、給食のことや、今ご提案のような方向で努力してほしい、そういう意見が多いということは、申し伝えたいと思います。

○議長（大川憲明） 伊藤まゆみ議員。

○9番（伊藤まゆみ） 特に子どもたちの件に関しては、町長は心を砕いていただいて、前向きに予算も付けていただいている姿勢に対しては、大変評価をしています。小麦に関しても、今回、奨励作物として加えてもいただいて、取組もされているわけではありますが、作付面積自体はなかなか増えていかないというのが、実情であると思います。お聞きするところによれば、製粉をするところがないので、自家製の小麦を食べられるような状況下にないためになかなか増えない。作っておられる方も、やめてしまう方が出られるというお話もお聞きしますが、増やす取組はどのようにお考えになって進めておられるのか、農政担当の方からお聞かせいた

できればと思います。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは、お答えいたします。麦の生産の奨励につきましては、現制度では、奨励作物として、1キロ当たり50円の補助金を交付しているところでございます。ただ、原因までは把握しておりませんが、麦の生産量はなかなか伸びていない現状でございます。議員の言うとおりの、町内産の麦というものは、加工品とか、そういったものでも非常に魅力的なものであると思いますので、農家の皆さんともいろいろ相談しながら、どうやったら増やしていけるのか、しっかり研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大川憲明） 伊藤まゆみ議員。

○9番（伊藤まゆみ） 町内産だから、全てが安心安全であるとは言い切れない部分もあるという実態もお聞きはしているわけです。小さな農家であればあるほど、今まで残っている農薬を使ったりという状況が、全くないとは言えない状況もあることはお聞きしますが、直売所に出していただいたり、給食へ野菜類を提供していただいている方々は、やはり子どもたちに安心安全な食べ物を提供しようということで、努力をいただいていると思いますので、その辺はしっかりと横の連携を取って、これからも地産地消というところで、努力をしていただければということをご期待しております。

2点目、お聞きをいたします。全国でも小中学校の給食費の無償化や軽減を行う自治体が増えております。今年度も増えましたし、これからもその傾向は、全額無償ということではなくて、軽減をしていくという姿勢を示されているところも増えていくであろうと考えます。

前回の私の質問に対して、教育長は、それこそけんもほろろに、その考えは全くないという答弁でありました。しかし、子育て世帯の実質賃金が減少し、農業所得も伸びない今の実態から、町長は定例会のたびに、貧富の格差が広がって、貧困と区分をされる世帯が増えている。その中で子どもたちも育っている状況があるので、それへの対応策はしっかりやっていきたい

ということを重ねて申されておられます。それに対する施策も幾つか打ってきていただいているわけですが、心と体も健全に成長していくためには、食べるということは何よりも大事なことであり、特に栄養バランスを考え、エネルギーバランスも考えられた給食は、三食のうちでも大きなウエイトを占めているのではないかと思います。

日々の生活に追われながら、子どもたちを育てている保護者、私は決して、先の教育長の言葉ではあるけれども、楽をして子どもを育てようなどと考えている保護者はいないと思っています。いかに心を砕いて、子どもをしっかりと育てようかと日々模索しながら、あちこちから情報を取りながら、町にも相談をしながらという方もおられましようが、取り組んでおられると思っています。給食費の保護者の負担軽減、私はもう一步踏み出すべき時期であると考えていますが、見解をお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） いよいよ本題のお話に入ってきたと思っております。議員が提案の奨学金制度の創設から始まって、一番の近々は、教材費として、子どもたちへ1年に1万円の助成をするという、かなりご意見を取り入れてやってきております。いよいよ最後が給食費という感じはしております。保育園は保育料の無償化に併せて、給食を無償化にいたしました。

その延長で、義務教育、小中学校が出てきますけれども、今、ご負担をしていただいている給食費は、総額4,600万円前後と承知をしております。これを町が負担をしていく。全額なら4,600万円、半分なら2,300万円でございます。これは正直言って、大変大きな助成制度であり、十分な財源措置と、皆さんの単に安くなったほうがいいだろうという発想にプラスして、子どもたちが飯綱町においてどういう存在で、どういう意味で強い子に育てていけばいいのかをもう少し深く考える。また、そういう子どもの育て方というものは、いろんな問題があることと、人口減少の中、財政上ずっと支援していけるのか。その辺の問題もしっかり考えて、この問題については、町長の点数稼ぎのような制度をスタートすることは、少し慎重にならざるを得ないと思っています。

教育長もそういうお考えで申し上げたので、彼女は私よりも3倍も5倍も教育に対する愛情は深いし、子どもたちに対する愛情も深い中で、同じ気持ちで取り組んでおります。全く頭から考えないという答弁は、いささか失礼だと自分としても思いますので、今日のところは、十分に研究をさせていただきたいという答弁にして、お許しをいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 馬島教育長、よろしいですか。

馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） けんもほろろに否定したと言われましたので、私の思いというか、考えを述べさせていただきます。

前回、同じ質問を伊藤議員からいただいたときも、具体的な数字を挙げてお答えしましたが、今、飯綱町の給食費は、小学校低学年が265円、中学年が285円、中学生は305円、これを保護者から頂いております。これは前回もお話ししたとおり、子どもたちが直接口に入れるものだけでございます。例えば、手づくりデザートのカップは町が負担しております。グラタンが入っている容器も全部町が負担しております。お米は100%飯綱産米を使っているのですが、今まで1キロ当たり90円の補助をしておりましたが、今度、生産者に払うお米代が値上がりしました。そこで、90円の補助を1キロ当たり145円に値上げをしております。そういった意味で、教育長が保護者の負担を全く考えていないと言われると、そこは違うかと思えます。

もう一つ、伊藤まゆみ議員も十分にご承知のこととは思いますが、既に町では、例えば生活が苦しいご家庭、支援の必要なご家庭のお子さんの給食費は、全額補助をしております。だから、支援の必要なお子さんの給食費を頂いているわけではありません。それは伊藤議員も十分にご承知だと思います。

保護者の財政負担ということについてなのですが、飯綱町の峯村町長がどれだけ保護者に支援をしているか、私は計算をしてみました。

まず、子どもが生まれてから義務教育を卒業するまでに、第一子ですけれども、生まれると、祝い金で5万円が出ます。第二子が7万円、第三子が20万円ですけれども、第一子で計算して

みました。卒園祝い、卒業祝い、幼稚園、保育園で3万円、小学校で5万円、中学校で5万円、これは1人のお子さんは必ず頂けます。教材費は、1人につき1万円、毎年補助をされます。9年間、9万円の補助になります。

中学生の補助として、もちろん教材補助のほかに、英検の検定補助というものは、全員必ず3,200円です。通学補助は、人によるので入れてありません。高校、大学への奨学金もありますが、これは入れてありません。あと、通学定期なども入れていません。

そういうものを除いて、必ずみんながもらえるものだけで計算して、義務教育が終わるまでに50から60万円でした。飯綱町は1人の子どもに60万円近くの補助をしております。

その中で、直接子どもが口に入れるものを、子どもに食事を与える義務を持っているのは保護者ですので、保護者から頂くということは、私はそんなに無理なことを言っているわけではないと思います。また、給食費も他市町村から比べれば、安いところにもってきて、飯綱町の給食が大変おいしいというのは、定評があります。その辺で十分にご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 次の質問で、飯綱産米の単価について、お聞きをしてみたいと思っております。

長野市に住んでおられる、うちの娘の友人に子どもさんが生まれたということで、飯綱町と長野市との補助といますか、自治体が支援をしてくださるものについて試算をしたら、50万円違ったというお話は、私、何年か前にお聞きもしましたし、この席でも申し上げたと思います。それだけ飯綱町がしっかりとやっけていただいていることは確かですが、それでもなおかつ人口が減り、子どもの出産数が減っているという現実は、直視をしなければいけないと思います。

どこまで子育て支援をすればいいのかということは、確かにジレンマで、なかなか難しい問題ではあると思いますが、ほかの自治体がやっていない施策ではないと考えています。長野県

内でも増えていますし、全国的にも取り組む自治体が増えている施策であることが大きいのではないかと思います。子どもたちを育てる世帯が置かれている社会状況は、昔と全く違って、大変厳しいという状況、こここのところをしっかりと見て、どう支えていくのかという視点に立つことが、大変重要なのではないかと思います。

ここを打開していくのは、確かに国の責任ではあります。しかし、国の手当てを待っていたのでは、子どもたちがまともに健全に成長していく環境が保たれない中において、村の時代から私は議員をやらせていただいています、本当に前向きに支えてきていただいている自治体であるからこそ、私もこういう質問をさせていただいていると考えていただいて、受け止めていただいて、ぜひとも前向きに検討をしていただきたいと思います。

ただ机にのせるのではなく、何らかの形が出てくるような検討を期待して、給食の関係のお米の件でお聞きをします。先ほど教育長は 145 円と申されましたが、すみません、今、資料から慌てて見付けました。議案の提案説明書では 157 円ということで、90 円からこれだけ大幅に引き上げていただいたことは、私、大変に大きく評価をいたします。

平成 30 年度の決算の執行率を見て、六十数パーセントでありましたので、そうであるならば、ぜひとも補助単価を増額していただきたいと思います。通告をさせていただきました。議案書を受け取る前でした。そういう中で、大変大きな引き上げということで、今ほどの買い上げるお米の代金が上がったということもありましょうが、町長の英断があるのではないかと思いますので、町長の思いもお聞きできればと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） りんごの町で日本一ということは、よく申し上げます。りんごは、広く言えば、米やいろんなものを含めた農業を、非常にこぎれいな、しゃれた、儲かるいい農業をやっている飯綱町という意味で、日本一のりんごの町という、代表的な表現をさせてもらっています。そういう意味では、全国的にも特Aをずっと続けている、おいしい米を供給できる飯綱町が、素晴らしい米を子どもたちに大いに食べてもらうということは、無理やり食べても

らうのではなくて、日本一おいしい米を食べていただくという意味で、しかも、農家に対しても、幾分かの支援ができればという延長線上で取り組んできている結果だと、理解をしていただければと思います。

米の補助もそうなのですが、議員のおっしゃっている意味は、非常に理解はしております。昨日の予算の説明の中にも、小学校は、本来の先生のほかに、理科の専科とか、支援員の先生とか、1つの小学校に14人から15人もプラス先生を配置しているのです。牟礼小も三水小もです。それも大変な費用で、その中で、学校給食はどうあるべきかということを経営的に考えておりますので、ぜひご理解をいただければと思います。

○議長（大川憲明） 答弁ですね。桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お米の補助単価の関係でご説明をさせていただきたいと思います。先ほどの教育長の答弁では、1キロ当たり145円ということでしたが、今、1キロ当たり149円の補助をしてございます。予算の関係では、157円ということで、予算を立てさせていただきました。

経過を申しますと、平成22年度から据え置いていた、お米の価格でございますけれども、令和元年度に見直しを行いまして、令和元年度の当初予算につきましては、1キロ当たり149円の補助で見させていただきました。ただし、令和元年の10月に消費税が8%から10%になりました。その関係でお米の単価も10%で10月からは見たわけですが、実際に消費税の法律の関係で、8%でよいということが分かりました。ですので、令和2年度の当初予算は、1キロ当たり157円の補助単価で見たのですが、業者にも確認をしておりますので、149円で補助をしてまいりたいと考えております。そういうことで、よろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 分かりました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。認知症保険の加入補助の早期実現をということで、お聞きをまいります。

少し前になりますが、このテーマは、私、質問をさせていただいた経緯があります。その後、全国で広まり、また、線路内に立ち入って、大変多額な賠償金、2億円の賠償を求められたという事例が出ました。これは和解をされて、必要なくなったということではありますが、それに対して、やはり認知症の方を介護するご家族からは、とてもうちでは見きれないという思いが声となって出たり、そこを何とか支援をしなければという形の中で、幾つかの自治体で、認知症の方を対象にした保険に対して、保険料の助成をしていく取組が広がっているということでもあります。

昨年、私たちも視察に入らせていただきましたけれども、県内では一番早く下條村が昨年4月から認知症保険の掛け金の半額助成を始めておられます。今回、報道された金額よりも少し高めではありますが、半額補助ということで、昨年は5人の方の予算化をされたということがありました。今年度からは、県内で、上田市、木曾郡の上松町、南木曾町、木祖村、大桑村、上伊那郡の南箕輪村で予算化の予定であると、2月の頭の『信濃毎日新聞』で報道をされました。

この保険は、認知症の方かそのご家族が被保険者になる民間の賠償保険に加入をし、徘徊中に巻き込まれた事故などが原因で、家族に損害賠償が請求をされる事態に対応するものとされています。

南箕輪村の予定では、保険料は1人当たり年間1,990円ですが、被保険者からは負担金1,000円を納入していただくという形で、事業を行っていきたいとの報道であります。

認知症を町民みんなで支えるまちづくりを、県内でもいち早く取り組んできた飯綱町で、認知症の方々を支える施策として、介護する方々、また、認知症にならないという保証は誰にもないということの中で、町として、この施策に取り組むことは大変重要であると考えます。これに対する考え、見解をお聞きしたいと思います。課長でもいいです。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。認知症の方がいる家族への救済として、各自

治体が取り組んできていることは、十分に承知をしてございます。ただ、今まで町としましては、認知症の方に対しまして、行方不明になった際、早急に本人を保護する形の中で構築してきておりまして、現在、防犯メールとか、サービスの活用で登録をいただいている 600 名の方に一斉配信をかけて、早めの対応という形では動いてきております。

現在、認知症の SOS のネットワークという形で、徘徊が心配されている方の登録なのですが、3 名の登録がございまして。ただ、現在はどうかというと、その方たちが日常的に徘徊して困っているという情報的なものは入っていないのですが、保険は別の捉え方として考えております。近隣の市町村の導入状況を見て、また方向性を見出していけたらと、現段階では考えております。よろしくお願いたします。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 平成 30 年度の行政報告書による高齢化率は、38%となっているわけです。

これからはもう少し高まっていくだろうと予測もされますし、75 歳を超える方の半分に認知症傾向が出てくる。徘徊までするほど重くなる方は、そう多くはないかとも思われますし、認知症は早期発見をして治療をしていけば、進行が抑えられる。薬もどんどん開発をされていることは事実ではありますし、徘徊ということは、近年はあまりないわけですが、多い年は 2 件、3 件とあった年も確かあったと思います。ご家族も周りの方々も大変心配をされて、捜すという状況が出てきます。そして、徘徊をされて、ご迷惑を掛けたと介護するご家族が感ずれば、やはり施設だという形になっていく中で、ご本人が家庭で死ぬまで生活をしたいといくら望んでも、それが実現できなくなるという現実があることも、また誰もが想像し得ることでありまして、それが現実だと思えます。

そういう中においては、やはり積極的に検討をして取り組んでいくことは、大変大事なことであると思えます。飯綱町においても、線路もあります、大変交通量の多い道路もあります、そういうことを考えれば、安心してこの町で住み続けていただくという観点を十分に考えていただきたいと思いますと思うわけです。誰もが安心して住み続けられるまちづくりが私たちの願いでもありますし、町長の目指すところでもありますので、そのところはあえてお聞きはしま

せんが、具現化をぜひともしていただきたいと思います。

次に介護者慰労金の対象者の拡大について、お聞きをしてみたいと思います。介護者慰労金の支給制度は、私が飯綱町の議員となってから10年以上質問を続けて、やっと実現をした施策であります。2年が過ぎるわけですが、この制度は介護度3以上の方を在宅で半年以上介護をされている方に支給されるとなっています。町として、対象となる方々のご苦勞や思いをきちんと受け止め、形にした施策であると評価をいたします。

しかし、導入時にも指摘をいたしましたし、今ほども申し上げましたが、認知症の方の介護度は低く出る傾向にあり、在宅で介護をしている方の苦勞には大変大きなものがあります。私はぜひともここの対象を拡大していただきたいと、常々申し上げているところでありますが、主治医の意見書により、認知症、日常生活自立度3の方は、確定申告で障害者控除の対象になっておられると思います。この方々も対象となるように、ぜひとも検討をしていただきたいと、前にも申し上げました。この件に関しては、検討された経緯があるのか、また、対象拡大についてどのようにお考えになっておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。現在、議員さんのお話のとおり、介護度3、4、5の方が対象で、認知症の方の自立度については、加味していないという形でございます。今、申告の時期なのですが、障害者控除の対象という形で、各自治体で認定される仕組みがあるのですが、自立度と障がい者の日常生活、認知者と障がい者、高齢者という2つがあります。その形の中でも、各自治体で形態が違うということまでは、『しんぶん赤旗』の日曜版で少し勉強させていただいて調べました。これについては、今後、担当と検討というか、研究して、これから少し勉強していきたいと考えているところです。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 前回は申し上げましたが、町長、よくご存じだとは思いますが、牟礼村の頃は介護者慰労金が支給をされていたわけですが、認知症の方を介護されている方には上乘

せで支給をされていたという経緯があります。私はここを大変大きく評価していたわけですが、やはり担当の方は、介護をされている方の変さを十分に分かった上で、条例にきちんと書き込んで支給をされていた。そういう経緯もある中においては、ここではご高齢になられるまでに、この町に対する貢献というものは、大変大きくしてきていただいた方々でもありますし、その方々をご家庭で介護されているという方々の思いに対しては、町としても、私は何らかの形をお示ししても、決して悪いことではないと思っています。さまざま功労のあられた方を表彰することも大事ですが、本当に日々ご苦勞をされてきた方々一人一人に対して、寄り添った形の施策を打っていくことも大変重要ではないかと思いますが、この点について、町長、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 非常に重くご意見を受け止めておりました。毎年 100 歳のお祝いに出掛けていくのですが、7人から10人ぐらいの皆さんが100歳を迎えられる。一面には、100歳ぐらいまで死にたくても死ねない時代が来ているというお話です。従って、そこに認知症とか、在宅介護というものは、必ずついて回ることなので、ここは大きな問題として捉えていかなければならない。

その中で、どういう支援をしていけばいいのか。願わくは、いろんなリフレッシュ事業とか、今の公共的なサービスも大いに利用して行ってほしいのです。けれども、やはり認知症を中心に、誰かがうちにいて面倒を見てあげなければならない人に対する支援というのは、町長が決めたらというか、最終的には認定したらという表現しかできないのかもしれませんが、いろんな認定する組織とか機関を設けて、なるべく多くの方が認定されるような方向の中で、対象者を検討して、拡大をしていくという方法を取る時代であるというイメージは、強く持っております。

担当のほうでも、今後そういうことをいろいろ研究や検討していきたいと先ほど申しました。けれども、先ほど議員がおっしゃった、先生から認知症という診断がついた人は、私の手元の

統計では、321名もいらっしゃる。6万円出すと、一気に1,800万円から2,000万円ぐらいの予算を用意していかなければならない。しかし、三百何名の方は、全部が徘徊をしたりするわけではないし、個人によって差があります。どうやって対象者と非対象者、または半分の費用でいいのではないかとか、そこら辺を決めていくのは、さじ加減では失礼だし、しっかりとした判断機関を設けて、取り組んでいかなければならないと、非常に重く受け止めて考えていきたいということで、お許しをいただきたいと思います。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 平成30年度の決算時、対象となられた方はたしか50人でありました。

これは半年間継続をして介護が続いているという状況が大きいと思います。ご高齢になり入院をされたりということになれば、この対象から外れてくる方も多々出てくる中において、結局は対象とならなかった方々も多かったのではないかと思います。これから前向きに考えていただいて、その点については、期待を申し上げたいと思います。

時間が若干ありますので、申し合わせによりまして、予算に係ることで1点、お聞かせをいただきたいと思います。衛生費の中で、現在、可燃ごみの削減に取り組んで、成果が上がってきております。しかしながら、ここへ来て、プラスチック類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、その他プラスチック、これは3つとも、平成30年度の行政報告書によりますと、100%よりも多くなっている。前年度比100%を超えている。増えていることになるわけです。

決算審査の折にも、私、ここをどうしていくのかということ、小委員会の中でお聞きをいたしましたが、現状の中で、町として、プラスチックごみの削減の具体策は持っていないと感じました。プラスチックの量が増えているということは、それぞれのご家庭での分別が進んでいるとも受け止められるかと思いますが、世界的に問題となっているプラスチックの関係について、今の町の対応ではいかなものかを感じるわけです。

環境問題では、先ほど同僚議員から質問もありましたが、白馬村の高校生がデモまで行って、村と県に気候非常事態宣言をしてもらおうような状況をつくるということが生まれています。また、海のない長野県内の高校生が、河川のごみを拾うなどの行動に出て、いかにプラスチック

を減らすかということを考え、取組が始まっている状況も伝えられています。

プラスチックは、燃やせばCO<sub>2</sub>が発生し、川から海に運ばればマイクロプラスチックとなって、生態系に大きな影響を与えると指摘がされている問題です。まず、そこでお聞かせをいただきたいと思います。町として、プラスチックの削減にどう取り組むのか、今、方針はお持ちかをお聞かせください。

○議員（大川憲明） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答え申し上げます。今、議員がご指摘のとおり、プラスチック類の処理の量等については、増えている状況でございます。議員からの質問の中にもありましたが、今まで可燃ごみの中に混じっていたプラスチック類の分別を、近頃、徹底といたしますか、呼び掛けた成果が実りまして、可燃ごみの部分は減ってはきているのですが、今度、そこから出されたプラスチック系の容器包装とか、それが増えている状況でございます。

社会全体がそうだと話してしまうと、終わってしまうのですが、何でもかんでも、今プラスチックを使用しているものが増えている状況にあって、プラスチックからほかのものに転換するという事は、研究が盛んに行われているようですが、まだ完全なものまでには行っていないという状況です。町ではどうするのかという話になるかと思うのですが、一番手っ取り早いというか、よく出てくるのはマイバッグ、そういうことからやっていくしかないのではないかと考えております。一部のコンビニさんですと、レジ袋も有料化の方針という話も出ておりますが、町として、すぐに何かできるのかということは、なかなか難しいところですが、地道な取組、啓発からやっていただくしかないと考えております。可燃ごみからの分別の際もそうだったのですが、各ご家庭の中において、それぞれ意識的にやっていただく以外、すぐに減らすという方法は、なかなか難しいのではないかと考えおります。

現在のところは、以上でございます。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 確かに可燃ごみを減らすということも、長い間の呼び掛けと取組の中で

これだけ減ってきた。毎月、無線で報告があり、今、私、お願いをしたところ、広報にもスペースを取って載せていただいているわけですが、ずっと減り続けている状況が出てきていることは事実だと思います。けれども、プラスチックというものは、資本主義の社会において、樂をするということが追及されていく中において、やはりまん延をしてきているとも思います。

昔を思えば、紙であったり、経木であったりというものが主流で動いていた中で、漏れもしなければ、臭いも出ないという形で、プラスチックがどんどん普及をしていったということではありますが、一番は先ほど課長も申されましたが、家庭の中にプラスチックを持ち込まないこと、これが大事であると考えerわけです。いかにそれが皆さんの中にきちんと据わっていくかということになってくると思います。

わが家でも、私もしますが、息子たちも結構うちのことをやってくれるので、買い物をするわけです。最初はマイバッグを持っていくなんて、二の足、三の足を踏みながら、それでもやらないという状況でしたが、やはり言い続けることによって、そこが変わってくるという状況はあるわけです。それを町内にどう普及をしていくのかということになってくると思います。

私、1つ、提案をさせていただきたいのは、今度、飯綱カードが変わって、ポイント付与が検討されているということと、行政も健診でありますとか、ボランティアなどについても、ポイント付与を考えているということでもあります。そうなれば、最低限、町内で飯綱カードに加盟をされている商店で、マイバッグを持って買い物をされた方にちょっと多めのポイントを付与していくというようなことは考えられないのでしょうか。

○議員（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 飯綱カードの関係は、企画課で担当させていただいておりますので、お答えをさせていただきたいと思います。来年度予算に200万円ほど、行政ポイントということで、計上させていただいてございます。この内容につきましては、担当課でそれぞれ上げてもらう中で、調整を取りながら、最終的なものを決めてまいりたいと思っております。議員からいただいたご意見は、参考にしてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） この件は、皆さんご存じだと思いますが、東京都がプラスチックの利用を削減するために、2月いっぱいということで、タブレットとか、私は使っていないのですが、スマホなどで、東京ポイントということで、電子マネー的なポイント付与というものをやっていった。結構大きなポイントで付与をしていったところで、大変意識が高まって、利用も高まったということを、先日、テレビで見ました。そういう形でも、とにかく意識付けをしていくことが大変重要になってくると思います。

野焼きも全くないわけではないですし、環境に悪影響や負荷を与えるようなことがない状況を、率先して行政は進めていくことも大事でありますので、ごみの関係は、広報等で大きな特集を組むなどして、皆さんにも何らかの意識付けを行っていただくことを考えていただければ、それは一助になると思います。紙ベースでは読んでいただけないというジレンマもあるかとは思いますが、皆さんの頭の中に、どうやって減らそうかということが、落ちていくことがとても大事だと思いますので、その取組に期待をして質問を終わります。

以上です。

○議員（大川憲明） 伊藤まゆみ議員、ご苦労さまでした。

以上で、午前の日程を終了いたします。

これより休憩といたします。再開は午後1時からといたしたいと思います。

以上です。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時 0分

---

◇ 渡 邊 千賀雄

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位4番、議席番号12番、渡邊千賀雄議員を指名いたします。渡邊千賀雄議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 議席番号 12 番、渡邊千賀雄です。質問通告に従いまして、順次質問いたします。

最初に、来年度の予算についてお伺いいたします。予算編成の権限は町長にあります。令和 2 年度予算は、町長 2 期目の後半の予算編成にあたります。85 億円びつりの昨年より 1 億 4,000 万円減の予算を立てられました。そこで最初に、予算編成方針と重点施策について伺います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。3 月議会は来年度予算を審議していただく、そういう意味では非常に大事な議会の一つだと承知をしております。従いまして、私は開会の初日に申しあげましたあいさつは、今回は 10 ページに及びましたけれども、その中に予算編成、また来年度における重点施策等について列挙をしたつもりでございます。ご覧をいただければと思いますが、あえて一般質問でおっしゃっておりますので、本当に主体となっていることだけ申し上げたいと思います。

財政的には、昨年度は 86 億 4,000 万、今年は 85 億ということで、非常に近隣の町・村に比べて大きな予算を動かしているなというイメージを持たれていると思います。これはひとえに庁舎を中心とする建築の影響でございまして、この山を乗り越えると、大体平穏な普通の予算規模に落ち着いていくだろうと思っています。そういう点では、今年度は設備の充実の最終年度というぐらいの捉え方で予算編成をしてきました。

また、本来、農業で何とか頑張ろうという町でございます。その基本的な方向というものは大きく変わりはありませんが、農業振興をして自然環境を守って、願わくは、そこに商工業の発達を期していきたいという一つの目標から、旧三水第二小、旧牟礼西小、そして深沢には多世代交流施設、また三本松には新しい道の駅を兼ねた直売施設等々、それぞれの特徴と必要性を持った施設の整備をしてまいりました。

そこへ、いろいろな意味の企業が入ったり、町民の方の利用や、収入が伸びたり、関係人口

が伸びたり、定住人口が伸びたりというような魅力付けをスタートさせる年という意味での予算付けもしたつもりでございます。従って、これからそういう施設を大いに活用していただいて、新しい飯綱町の魅力づくりを進めてまいりたいと思います

従来から申し上げますが、首都圏から2時間以内で楽に来られ、長野県都・長野市には隣接をしており、国道も走っており、しなの鉄道にはなりましたが、鉄路もしっかりしており、病院経営もしっかりやっているという、非常に住みやすい、暮らしやすい、そして楽しく生活していかれるという、この飯綱町のメリットと申しますか、利点、素晴らしさをもう一度アピールするような行政を展開していくスタートの年にしたいという意味で予算付けをしてございます。

総体的な関係ではそのように申し上げ、あと特別会計等におきましても国民健康保険事業の会計、または介護保険等の会計、それぞれ新しい制度になったり、新しい第8期が始まったりとか、そういう準備の年にも当たっています。けれども、その基本としているのは、やはり従来言っておりますが、低所得者の皆さん、いわゆる格差社会を少しでも是正をしていくような方向でそういう事業を検討していくというようなこと。

そして、若干あいさつの中で申し上げましたけれども、景観条例を作るというのはこれから大いに検討しますが、その基本となる景観計画を今年樹立いたします。そういうことでソフト面、ハード面とも、住みやすい素晴らしい飯綱町をアピールしていく、または築いていく年度にしていきたいという方針で、作成をしたところでございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今、町長からは新しい魅力のあるまちづくりをしていきたいと、そういう予算編成を組んだということであります。

では次に、こういった方針を受けまして、各課における重点施策と方針についてお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） それでは、総務課長お願いします。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤）

まず、総務課の令和2年度の重点施策等でございますが、やはり令和2年度は町制15周年になりますので、15周年に向けた幅広い表彰事業を行っていきたいということが1点と、やはり懸案でありました新庁舎の建設事業、この2点が重点施策ということでございます。

○議長（大川憲明） それでは、徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 企画課の関係でございます。1点目は住民の皆さんのご意見・ご理解をいただきながら景観計画というものをしっかり作ってまいりたいと思っております。

もう一つは、旧三水第二小学校、また旧牟礼西小学校の跡地活用の関係でございます。これで改修のほうがおおむね終わってくるわけでございますけれども、それをしっかり終わらせていくのと、また、この後、そこを運営していく体制をしっかり構築してまいりたいと思います。

多世代交流施設につきましても、併せてその運営体制というものをしっかり構築してまいりたいと思っております。

こうして拠点がそれぞれ出来上がってきますので、そこを中心にこの人口増対策というものをしっかり念頭に置いて、移住ですとか交流を生み出す事業というものをしっかり展開してまいりたいと思っております。

○議長（大川憲明） 教育次長、お願いします。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） 教育委員会でございますが、予算的に一部は今議会の補正予算でお願いしてございますけれども、子育て支援センターの建設、これは繰り越し事業ということで実質的には令和2年度の事業になります。

それと、小中学校のWiFi整備につきましても、令和元年度の補正予算でございますが、令和2年度の本格的な実施ということでございます。

それともう一点、新学習指導要領が令和2年度から小学校で始まりますが、これで英語の教育が始まってきます。この支援ということで、この3本を柱にしていきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 税務会計課長。

〔税務会計課長 永野光昭 登壇〕

○税務会計課長（永野光昭） 税務会計課です。令和3年度の固定資産税評価替えの事前準備として、本年度行われた航空写真を基に地目・家屋等の総点検を行い、適正公平な課税業務を行うこととございます。

また、徴収関係については、新規滞納者の発生防止と徴収困難者に対し、長野県地方税滞納整理機構と連携し、滞納処分取組に努め、収納率向上を図ってまいります。

○議長（大川憲明） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） 住民環境課です。住民環境課は、住民の皆さまの一番接する場所というふうに考えておりますので、利用しやすい窓口環境の整備と、先ほども質問等ありましたが、可燃ごみの減量化も進めていきたいと思っております。

もう一点、国保税の関係ですが、国保の運営主体に県が加わって3年目になります。保険税についても3年間据え置き予定です。4年目につきましては、中身的にはどうなるか未定ですが、改定について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 保健福祉課ですが、福祉では2021年から5年間の地域福祉計画の策定、地域共生社会に向けた計画となるよう、策定の年になります。

また、障がい者福祉計画につきましても3年計画ですが、策定の年でありますので、調整して進めてまいりたいと思います。

介護につきましては、第8期の介護保険事業計画の策定の年になりますので、社会情勢を鑑みながら、向こう3年間の事業の運営について検討をしていきたいと考えております。

健康推進では、予算でも盛っておりますが、特に母子保健事業、妊娠・出産・育児に関わる分野について新規事業を導入して展開していきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） 産業観光課の重点施策でございます。まず農業関係では、6次産業化の総仕上げとなるフルーツ加工施設を来年度、三本松直売施設の横に整備をいたします。そこではジュースとかドライフルーツとかコンポートなどの加工品を生産するほか、りんごの皮に多く含まれるポリフェノールなどの機能性の高い物質を抽出する設備を入れる予定でございます。このポリフェノールは、疲労回復とかアンチエイジングへの効果があるということをご期待されておりますので、一つの目玉商品になるのではないかと考えております。

2点目は、ICT 農業が来年度最終的な実証実験に入ります。一般的に RPA といわれる事業プロセス自動化技術を使用いたしまして、りんごの黒星病が発生するリスクの高い時期をコンピューターが自動的に判断して、農家に消毒の適期を知らせる日本初のシステムでございます。

町内の圃場に気象センサーがございまして、そのデータをコンピューターが毎日自動的に集めて蓄積して、なおかつ気象庁等の天気予報のデータも、コンピューターが自動的に集積して、黒星病が発生するリスクを判断して、登録農家に黒星病の発生リスクを朝5時に配信するといったシステムでございます。データの収集、判断、危険情報のメール配信まで、一切人の手を入れずにコンピューターが自動的に行うシステムでございます。

耕地関係では、県営事業を取り入れながら、三水地域の用水の改修を進めていきます。芋川用水につきましては、平成30年度から5年間で約5億5,000万円の事業費を予定しておりまして、令和2年度においては、水路トンネルの補修および水路事業を実施いたします。それに対する事業費の25%に当たる約2,600万円を、県の負担金として来年度予算に計上しているところでございます。

また、令和2年度から倉井用水、普光寺用水の自動ゲート設置を含んだ用水の補修事業を県営事業で進めていただけるよう要望しているところでございます。この事業につきましては、5年間で約2億8,000万円でございます。よって、この2つの県営事業により3用水全てで自動ゲートが整備されて、なおかつ芋川用水には小水力発電設備が整備されることとなります。

商工観光関係では、現在使用されておらず景観的にも保安上でも問題のあるサニーハイランドの管理棟の解体を計画しております。約 1,800 万円を計画しているところでございます。

商工振興対策では、住宅リフォーム支援事業として約 800 万円を来年度予算に計上しているところでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 引き続き、土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。建設水道課の重点施策でございますが、建設関係では橋梁の修繕事業と東黒川原田地区の若者住宅の建設を重点施策として考えております。

町内には橋梁点検の結果から、早期に対策が必要な橋梁が 17 橋あり、そのうち牟礼庁舎横の鳥居新橋、三水庁舎付近の斑尾大橋の 2 橋の修繕工事を、来年度実施をしていく予定でございます。いずれの橋梁も町の重要な橋梁として、安全な道路交通の確保と計画的な事業による修繕費用の縮減を目的に、事業実施を予定しているものでございます。

若者住宅建設は、東黒川区内の原田地区に本年度 2 棟 4 戸の建設工事に着手し、来年度はその継続事業として 1 棟 2 戸の建設を予定しています。若者住宅を建設することで、今後の地域を担う子育て世帯の移住定住の促進を目指しており、すでに問い合わせもいただいているところでございます。

上水道関係では、水道管布設替工事で水管橋更新工事と上水道施設台帳システムの導入でございます。小玉地区消防団詰め所付近のしなの鉄道を高架で横断している水管橋は、設置 50 年以上が経過し、破損から落下の危険性を指摘されておりますことから、乗客の安全を第一に考え、掛け替えの更新工事を実施するものでございます。

上水道施設台帳の整備は、水道法の改正に伴い、事業者は管路および施設を適切に管理するために、施設台帳の整備を令和 3 年度までに行わなければならないことから、来年度から 2 年間で実施するものでございます。

下水道関係でございますが、下水道会計の地方公営企業会計化と農集排の管路施設を公共下水道へ接続する工事の実施でございます。下水道事業を取り巻く状況の変化に対応し、持続可

能な経営を確保するために、経営基盤の強化を図る目的として、令和5年度までに国の要請により企業会計に移行するものでございます。移行初年度であり、スムーズで確実な会計処理を実施してまいります。

下水道事業の維持管理費、また老朽化施設の更新費用の削減の観点から、国の交付金事業により農集排施設を公共下水道に接続する工事を、本年度から繰り越し事業で袖之山、牟礼西部地区の管路接続工事に着手し、来年度の早期完成を目指し、施設等の維持管理費の削減に努めるものです。以上でございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） では、今申し述べられたことを着実に実行してもらうことを望んでおります。それから病院会計もあると思いますが、お聞きします。

○議長（大川憲明） それでは、大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○飯綱病院事務長（大川和彦） 病院について申し上げます。主な事業内容につきましては、例年同様でございます。令和2年は、医療機械等の整備事業等につきまして大きなものは予定しておりませんが、町の町民健診を飯綱病院にて実施することにしておりますので、滞りなく進めていきたいというふうに思っております。

あとは内部の事情でございますが、北山名誉院長先生がこの3月をもちまして定年退職になられます。引き続き4月からは非常勤ということでお勤めいただくことになっておりますので、若干の人員減にはなるところではございます。また、1月の広報で皆さんはもうご覧いただいたかと思いますが、その時点では2名の常勤の先生の着任が予定されておりました。2月には正規の先生が1名着任していただいておりますが、3月に予定していた先生のほうは、事情によりまして着任いただけなくなりましたので、実質1名増ということになっております。

今後につきましては、その医師不足の状況はまだ解消されておられませんので、引き続き人員不足の解消に努めていきますのと、健全経営と住民の安心安全を守るための取組は引き続き進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） それぞれ述べていただきました。着実に、予算を余すことなく、進めていただきたいと思うわけであります。

次に、去る11月に予算編成時期を迎えて、共産党議員団として要望書を町に提出いたしました。その中での施策として反映されたことについて、説明願いたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。昨年11月29日に議員団ということで、A3で大変な要望の数を頂いております。

例年このような要望を頂いて、まず私どもの対応として、これを課長会で全部の課長に配布をして、このような要望があったことを伝えるとともに、参考になるような要望については考えていこうじゃないかということで、取り組んでまいりました。

ただ今、各課の課長からも今年の重点事項のほんの一部の説明をいたしました。皆さんから頂いた要望書で、これは実施してこれはできなかったという回答は用意してございませんけれども、ほとんどの要望項目に対して、形は違った形になっているかどうかはともかくとして、お答えをしているような予算編成になっていると思っております。

高齢者対策、子どもの支援または教育、女性の平等化というか、女性の活躍の場の提供、主たる産業の農業の振興、商工業の振興等々全て予算を見ていただいて、非常に真摯に受け止めた予算編成をしているなど感じていただければ、誠に幸いです。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 内容については、十分に真摯に対応しているということでありますので、今後の中で大いに発揮されて取り組んでもらえることを期待しております。

次に、加齢性難聴者への補聴器購入補助の実施についてお伺いいたします。この件につきましては、12月議会で取り上げたわけですが、非常に町民の皆さんからも反応がありまして、ぜひ実行してもらおうような方向で取り組んでもらいたいという言葉が寄せられております。

それで今、難聴者に対する補助というのが非常に全国的にも課題となったり、実施する自治体も増えてきて、取り組んでいます。その中で、国も貸し出し用のヒアリンググループというものを用意しました。例えば公民館とか講習会というところで床にループを張るんです。それで発信すると、補聴器を掛けている人は非常に聞きやすく、よく聞こえるというループを国が貸し出し、貸し出した場合には補助を出すとか。それから昨年、このことについては、全都道府県と市町村に対してアンケート調査も実施していると思います。ですから、非常に今このヒアリンググループをはじめ、難聴対策に国を挙げて、町村挙げての対応が進んでいると思います。

ぜひ、この町でも取り組んでいただきたいと思うわけですが、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。12月の案件でございますが、現段階ではまだ研究しているところですが、障害者手帳を所持されている方には補助事業として実際はあります。ただ、その方については、周波数の聞き取れる帯が個々によって違う関係があつて、その調整に結構な日数を要しているというのが実情です。

それから、議員がおっしゃっています中程度の難聴者の方についてですが、お子さんがプレゼントで購入されたという方もいらっしゃいますが、その周波数の調整というのが個々の問題で大変難しいということがあつて、利用されていない方もいらっしゃるという実態がこちらでも聞こえてきている状況です。

それで、国でループを貸し出すというお話を聞きましたが、その周波数の違いで聞こえが各々違うという問題が控えているという関係がありますので、それについては今のところ動向を見て検討させていただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） ぜひ研究していただくということですので、大いに取組の状況も精査してもらって、その方向で進めてもらいたいと思います。

やはり年を取ると、目は近くなるけれども耳は遠くなるというのが一般の状態ですので、本当に難聴者という人が多くなる傾向であり、そういったことに対して対応するというのも非常に大事なことだと思います。ぜひ研究して取り組んでいただきたいと思うわけであります。

次に、地域における家族農業の支援策について伺います。平成30年度飯綱町地域農業再生協議会の水田フル活用ビジョンでの「地域の作物作付の現状、地域が抱える課題」ということで、「飯綱産米は特A米（いいづなこしひかり）の産地として、りんごは『いいづなりんご』の産地として、市場や消費者の評価は高い。しかし、長引く価格低迷と消費者減退等により、若者の農業離れと農業就業者の高齢化・担い手不足が進み、農用地の荒廃化が徐々に進行している」というのが、この水田フル活用ビジョンでの課題ということで提起されています。

そこで、この農業および農村地域における担い手の減少と高齢化に拍車がかかっているといわれる状況の中、農用地の荒廃化が徐々に進行していると。農業を基幹産業とするこの町としても、地域の農業とコミュニティーの維持、振興のためにも、家族農業の果たす役割を十分位置付けて考えていくことが大事じゃないかと思うんですが、その辺の見解について、町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 家族農業については議員とよくここで議論といいますか、意見をお互いに出し合って進めてきているという印象を持っております。

私も基本的に飯綱町の傾斜地等々があるような地域での農業というものは、一部大規模農業もいいでしょうが、小規模、家族農業というものをどういう位置付けで維持していくかというのは大きな課題であると同時に、一つの魅力であるというふうに思っております。そういう点では国連でも家族農業の重要性というのを掲げて、確か10年間家族農業に取り組もうということを実施中だと思っています。それは食糧の生産の維持とか景観の維持とか、いろいろな意味で利用を進めていく価値があるという位置付けをしていると思っています。

基本的には、維持をしていくような方向でやっていきたい。今、荒廃地うんぬんのお話もご

ございましたけれども、いわゆる小規模の、もっと細かく言えば認定農家でもない農家をどうやって支援をしていくか。ここら辺が知恵の絞りどころだと、工夫のするところだと思っております。

今後、担当課とも、また農業委員会の会長さんもいらっしゃいますが、農業委員会ともいろいろな意味で相談をしながら、荒廃地を農地に戻すまでは、諸々の理由の中から町がやろうと。しかし、そこで作付けを維持していくのは、個々の農家の力でやってもらおうとか、補助の仕方というのはいろいろあるのではないかなと思っています。それはこれから研究するとしても、基本的には家族農業は大事に維持をしていかなきゃいけないと思っています。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 素晴らしい考え方で、町長のその考えをぜひ維持発展させてもらって、家族農業を守ったり発展させていくということで進めてもらいたいと思います。

まさにこの家族農業は、国や町が進めている地方創生にもつながると思います。ですから、町長もその辺は十分ご理解をいただいていると思いますが、地域の消防団とかお祭りとか、そして地域のコミュニティーに参加する、そういう基礎が家族農業にあると思います。そういう点で地方創生にもつながると思いますが、その辺も含めて家族農業についての考え方をさらに発展させてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 地方創生担当の課もありますから、もし補足が必要であればいたしますけれども、おっしゃるとおり、東京の銀座へ行って、銀座 NAGANO で飯綱町にぜひ来いよというふうに言うのは、一体何の魅力があると言って皆さんを集めるかと。それは、野沢や白馬のように素晴らしいスキー場があるんだととか、やはりそういうものじゃなくて究極的には素晴らしい自然と素晴らしい農産物、本当にバナナができないくらいで、あとはいろいろなものおいしく素晴らしくよく採れる、そういう場所の魅力だというのが、ここが一番の売りだと思えます。

Aさん、Bさん、お宅もこの飯綱町に来て、ともかく試しに住んでみてもらえば、ちょっとした二畝や三畝の畑や田んぼを用意しておくから、そこで自分のお米を作ったり野菜を作ったり、隣のうちへ行ってお手伝いしたらりんごを譲ってもらったり。これは子どもと一緒に、女房と一緒に、お父さんと一緒にというのは、これは都会ではできない。

そして少し暇があれば、日陰のナラ林へ行けばカブトムシも捕れるんだでというようなのが、この魅力だというふうに思っています。そういう意味では確かに地方創生、定住対策、小規模農業というのは大きな魅力の一つだと思っています。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 本当にこの辺は町長とぴったり合う考えでございますので、ぜひ進めてください。

次に、町長はかねてよりもうかる農業、そして10億円ほど売り上げるような直売センターも造っていきたいといったことを掲げておられました。そういう中で、この三本松地籍に大型直売所が開設される運びとなってきております。

そこでお聞きいたしますが、1つは、この直売所の運営方針、活性化を現在どのように考えておられるか。それについてお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、町は6次産業化推進協議会の答申を受けて、町内の3直売所を強化・連携することで、町全体で農産物や加工品の売り上げを増やして農業者の所得向上を目指すという目標で6次産業化を進めてまいりました。そしてその3直売所の中核として建設して、今年の5月末にオープンいたしますのが三本松の農林畜産物直売施設でございます。まず、長野市や福井団地に近い立地を生かして、非農家の方が普段使いの野菜や果物、また農産物加工品を購入できる店舗を目指していきたくと考えております。

また、あの地籍は北信五岳を眺める美しい景観がありますので、直売と観光の掛け算による新たなビジネスの展開を考えているところでございます。直売施設には、観光案内スペースと

かカフェとか、あとサイクルステーションといったものを設置して、将来的には体験農園などを整備する構想がございます。

あえて直売所に行きたいと思わせるような仕掛けづくり、いわゆる観光事業による集客機能の強化で、農産物および農産加工品の販売増を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今、述べられましたこの直売所を成功させるには、やはり年間通しての品ぞろえや内容の充実等が成功につながると思います。そうした点についての考え方と、併せて地元産の米やりんご、そして五穀等の農産物を使った醸造品や酢など未開発品を、町民の知恵を借りて、新たに商品を開発して商品化するなど、飯綱町ならではのコーナーを開設することとはどうかということで、お伺いいたします。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

[産業観光課長 土屋龍彦 登壇]

○産業観光課長（土屋龍彦） まず、年間通しての品ぞろえでございますが、とにかく直売所の品ぞろえが豊富であるということが一番の魅力向上につながることでございます。そのために一番は、この直売所スタッフが農業者と情報を密にして、多品目の農産物を栽培していただくなど、農業者とスタッフの信頼関係が一番重要になるのではないかと考えております。

この三本松直売施設を含めた3直売施設の運営を予定するふるさと振興公社が、現在この販売スタッフの育成を進めているところでございます。直売施設を、消費者にとっても農業者にとっても良いものになるようにしてまいりたいと考えております。

あと、冬場の品ぞろえでございますが、これにつきましては地元産の農産物だけでなく、近隣の市場とか交流市町村などから農産物を仕入れて品ぞろえの充実を図っていきたいと考えております。

加工品の関係でございますが、これにつきましてはやはりどこでも買えるようなお土産品的なものではなくて、飯綱町の食材を活用した、ここでしか買えない安全安心で魅力的な加工品を販売していけるようにしていきたいと考えております。町としては、そういった加工品を作

れる環境をいかに整えるかが、町の責務だと考えているところでございます。

現在、3カ所の加工施設がございますが、来年度新たに三本松の直売施設の横にフルーツ加工施設を建設いたしますので、そういったところを利用して、いろいろな町民の皆さんに新たな加工品を作っていただければと思っております。

また、現在町の独自の補助として、町民による新たな特産品開発を応援する特産品開発支援事業補助金という制度がありますので、そういった補助制度をPRして有効に活用していただきたいと思っております。

先ほど町長からもお話がございましたが、町内には、いろいろと優れた食品加工の企業が複数ありますので、そういった企業にも三本松直売施設での商品の販売を依頼する予定でございます。企業、加工グループ、農家など、多くの皆さんに加工品を販売していただき、直売施設の魅力を高めていきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 儲かる農業の④については、先ほども触れられたところもありますので、次の質問に入ります。

家族農業に対する農業支援策を拡充し、農業者等の支援補助一覧に加えて、利用しやすく取り組むことはどうかということで、提案を含めて伺いたします。

1つは、地域奨励作物支援事業の対象作物と補助を拡大し、価格保障と所得補償を組み合わせ、畑作物等も含めて生産意欲の向上を図ることはどうかということで、伺いたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今後の補助の在り方ということでございますので、私のほうからお答えをいたします。

最後のほうでご質問のあった価格保障・所得補償、保険等々の事業ですが、これは少し一町がやるには危険が多過ぎると思っております。今、米は昔からでございますが、いろいろな農産物について農業共済で価格保障等々のシステムがあります。前からご質問がありますが、そう

いう掛け金の支援というものをもう少し充実をさせていくというような捉え方での支援ということは、今後検討していく余裕があると思っています。

また、奨励作物ですが、そばもなかなかの単価で奨励はしているつもりでおります。本当に奨励金だけでもっと安く売っているという単価もある中、結構高い奨励金を出していますので、これは一つの成果を上げてきていると思っています。

あとはどういう品物を奨励して支援をしていけばいいかというのは、これは政策的な意味でぶどうを広めよう、何を広めようということでその支援をして一定期間大いにバックアップしていこうという支援の仕方と、ずっと長い間、大豆、小豆等々なかなか皆さんが作ってくれなくて価値のあるようなものについて、支援を継続していこうというようなやり方もあると思いますが、今のところ「これだ」というクリーンヒットというのは見当たっていないというのが現状かと思っています。

ただ、この間も内部的に話をしたのですが、荒廃地が100町歩ほどあるのを、りんごなら生食で出荷するりんごとシードルにするという意味で作るりんごというのは、おのずからある程度の栽培方法が変わってくるだろうと。一つの栽培みたいなものについて、荒廃地対策としてやった果樹なんかについては、一定の期間奨励をしていくというのもやり方の一つだと思っています。

願わくは、全体的な意味でみんなにメリットがあるような奨励作物を選定して、支援をしていくというような形が取れば、一番いいと感じております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） それでは、少し質問の順序を変えまして、③の農業生産資材そして種代、農機具購入の補助、またハウス栽培補助などが考えられないかということでお伺いいたします。今、こういったことでかなり町としても補助制度が導入されております。それは私も提案しました農業者等の支援補助ということで、町からもこの一覧表で提示されております。ですから、かなり補助されている内容は分かります。

しかし、この中には家族農業も含まれると思いますが、認定農家が多いです。認定農家制度

が非常に大きな比重になっています。それで、私が言いたいことは、認定農家も含めて、家族農業にやはり光を当てる補助ということ、今回特に重視してお願いしたいと思っています。

この中にもいろいろありますが、結局認定農家になるということになりますと、一般の農家は手が届かない面があります。ですから、認定農家はもちろん、認定農家に手の届かない農家に対しての支援策を、大いに考えてもらいたいと思うわけであります。

そこで提案しますが、認定農家の育成と併せて、町としての奨励農家、「町奨励農家制度」を町として独自に制定して、要するにやる気のある農家を対象にして支援をしていく。このやる気のある農家をある程度、「5年継続の意思がある」とか、「どのくらいの面積をやっている」とか、「後継者がいる」とか、そういったことも含めて、ある程度町としての奨励農家を基準にして、そういう農家を育てたり、そういう農家にやる気を起こさせたりして補助をしていくと。

ですから、認定農家と併せて町奨励農家制度を創設したらどうかということで提案したいと思いますが、その辺の考え方を伺いたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 認定農家については、一通りの国・県、また町独自も含めて一定の制度があるというのはご存じのとおりです。それから漏れている人たちへの支援ということで、今日は商工会長さんもいらっしゃいますけれども、農家に対する非常に手厚い支援というものは、苗木の補助なんかは認定農家じゃなくても補助してきております。そういう認定農家じゃない人の補助というのももちろん、現状としてございます。

そういう中で、商工業者の皆さんの後継者なり小規模でやっている皆さんたちへの支援ということも、私は行政を預かる身としては考えていかなければならないという立場の中で、農家についてそこまで支援をしていくかと。そこには、農業をやっていることによって家族としてのまとまりや絆が深まるとか、健康上、非常に大きな効果があるとか、農業の本来の持っている意味以外の価値というものを見いだす中で、そういう支援というものも考えてやってきていますが、奨励農家というほど名が付くのだったら、認定農家になればいいじゃないかというふ

うに思ったりもします。

ただ、一つの方法として、例えば振興公社とかそういうところが、家庭用で使うような耕起をするトラクターを何台か所有している、またはハウスみたいなものも公社が所有して、そこへ認定農家以外の皆さんが一部そのハウスを利用させてもらうというように、自分の所有としてトラクターでも農機具でも維持してやっていこうという関係は、少し無理があるんじゃないかと思っています。

しかし、今、消毒をするにも、本当に一反歩だけ田んぼを作るにも、手で植えて手で刈ってという時代ではございません。その辺は、先ほど何回も私が申し上げている家族農業はしっかり残していきたいのだけれども、どういう形での支援がいいかというのは、もう少し研究をさせてもらいたいと思っています。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） この問題も前から町長とも議論をしていますが、研究していただいている時間も結構長いと思います。ですから、さらに研究する時間を縮め、速度を速めてもらうことが重要だと思います。

今、この家族農業の大事なことは町長も分かっておられますが、家族農業がやはり地域の農業を支えているという状況です。結局ハードルがあつたりして認定農家になれないという実情があります。そういう人たちから要望があるわけです。それで、私ほりんご農家の家族農業の支援策として、今、はしごから落ちたとか滑って転んだとか、事故が非常に多いです。そういうことがありますので、農家に聞くと、高所作業車の導入にやはり補助を出してもらいたい。

もう一つは、高齢化と作業の労力の負担の軽減化で、18キロのコンテナを12キロコンテナに進めてもらうような導入施策を取ってもらえたら、今の高齢化として取り組んでいる、また家族農業としてやっていくにも、一つの支援策でありがたいということも言っています。やはりりんご農家が地域の一番の重要産業とすれば、そういう補助の形態も奨励農家と同時に多いに進めていくといったことが大事じゃないかと思っています。

その辺についての考え方を伺いたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） SSは400万もしますから、共同でお願いをすとかしても、草刈り機と今の高所作業車と、軽トラックくらいは補助してもらえらるなら、私も家族農業の一人ですので、それはありがたいです。しかしその辺も含めて、私は頭からノーということじゃありません。それを支援することによって医療費が年間2億も少なくなったと言うなら話は別です。そういう意味で、違った価値観というものも見ながら、どういった形の支援がいいか研究をさせてもらいたいということです。確かに研究は少し長いですけども、もう少し時間を頂きたいと思っています。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） ぜひ、さらに研究を深めてもらおうということで、これは国や県の補助金制度も利用できるようなものもあると思います。その辺も研究してもらって、地域の家族農業を活性化させて、りんごの町、そして住みやすい町づくりに向けても、そういった構想を大いに發揮して三本松の直売所も支え、そして地域の家族農家も支えて、住みよいまちづくりに向けて取り組んでいただきたいと思うわけであります。

その辺の決意をお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 本当に真面目に真摯に取り組みたいと思っています。例えば、議員の出身の田中なら田中で、家族農業の人たちだけで「田中何とか生産組合」というような任意のものでいいですから作ってもらって、そこには面積が集まれば田んぼは1町5反、りんご畑が5反歩なんていうような感じで、では町としては田中何とか組合を支援の対象として考えていくかという考え方を。それは決して認定農家とかうんぬんじゃなくて、一つの営農集団としての位置付けというようなことも、研究したいと思っています。

ともかく、今まで大体検討したいということは全部やってきましたので、信用していただき

たいと思います。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 分かりました。ぜひ、奨励農家制度も含めて検討してください。次に進みます。

先ほど触れられたこともあります。気候変動による温暖化、自然災害の発生、それから生育障害等への対策がこれから非常に強く求められていると思います。それに対しての品種や品目の栽培の対応、そして品種の改良といったことも研究して普及していくことも大事ではないかと思いますが、その辺の気候変動に対する家族農業支援策、そして対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。気象変動の関係でございますが、特に温暖化につきましては、これは一時的なものではなくて今後も継続していくのではないかとということで、非常に懸念しているところでございます。この温暖化の技術的な対策につきましては、JAとか農業改良普及センターとか、そういったところと相談しながら対策を練ってまいりたいと思います。

高温に対する具体的な対策等につきましては、JA組織や農技連等により、農業者に情報を提供してまいります。

また、新たな品種ということで、今、農家の方がたくさん植えられている、高温でも色付きしやすいシナノリップなど、そういった温暖化に対応した品種の導入につきましては、既存の果樹の優良品種苗木導入補助で対応していきたいと思っております。これにつきましては、JAが10分の4、町が10分の1補助しておりますので、農家の負担は半分で済むような形になっております。

来年度の新たな取組といたしまして、温暖化を見越してワイン用ぶどうの苗木導入についても、来年度補助要項を制定していく方針でございます。ワイン用ぶどうの苗木補助につきまし

ては、補助率が3分の1、補助上限30万円を考えているところでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員、あと2分しかないのでまとめてください。

○12番（渡邊千賀雄） はい。いろいろ述べてきましたが、要は町民の思いや意欲に寄り添った施策を展開しながら、やりがいのある農業、そして住みやすい町づくりを目指して取り組んでもらうことを求めまして、質問を終わります。以上です。

○議長（大川憲明） 渡邊議員、ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩に入ります。開始は2時10分をお願いします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

---

◇ 瀧野良枝

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位5番、議席番号5番、瀧野良枝議員を指名いたします。瀧野良枝議員。

○5番（瀧野良枝） 5番、瀧野良枝です。通告のとおり質問をしてみたいです。初めに、町主催のイベントやプロジェクト事業についてお伺いいたします。第2次総合計画の2大テーマ「日本一のりんごの町」、「日本一女性が住みたくなる町」を町の大きな方向性として、各種施策が展開されているわけですが、中間的な指標であるアウトプットというものと、最終的な目的であるアウトカムというものを、常に意識し続けることが大切かと思っています。

例えば、あるイベントを開催しました。それによって直接的に発生する成果物、例えば、来場者数がこれだけ増えたというのが中間的なアウトプットだとして、その先にそれによって何が実現されるのかという最終的なアウトカムをしっかり意識せずに、来場者数をアウトカムとして設定してしまうと、事業の本来の目的をゆがめてしまったり、無駄なコストを投入し続けてしまうという可能性もあります。

この辺りを住民の皆さんにお知らせするために、またそのイベントなどの目的によってはPR

などで住民の皆さんに協力していただくためにも、今回質問をさせていただきます。

初めに、りんごをテーマにしておりますイベントについてお伺いします。英国りんごフェア、りんごスイーツフェアにつきまして、経費総額、またそのうちの一般財源の額、そして事業に期待する効果、誰を対象に何を期待しているのか、そのターゲットを意識した効果的な周知が行われたかについてお伺いします。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それではまず、経費的な部分でございますが、英国りんごフェアの令和元年度の決算額は 62 万 9,000 円、りんごスイーツフェアの令和元年度決算額は 46 万 7,000 円です。いずれも財源は一般財源でございます。

このイベントを行うようになった契機と申しますか、目的でございますが、県内のりんご生産地というのは、どこも同じようにりんごの高品質を PR してきました。そこで町としては、他の自治体、他のりんご生産地と差別化を図るために、町内の飲食店等に呼び掛けて、りんごのスイーツを販売していただくことで、りんごそのものの PR だけでなく飯綱町はりんごの町であるというイメージ展開、地域ブランドの構築を目指してこういったフェアを始めたところでございます。

周知の方法につきましては、町のホームページへの掲載やフェアチラシの新聞折り込み、月刊情報誌への広告掲載でございます。このフェアの特長として、今言ったような町が発注する有料広告だけでなく、テレビや雑誌、新聞などのマスコミに、りんごそのものとスイーツが一緒になって記事やニュースで取り上げられることが非常に多いということでございます。フェアの初年度、りんごスイーツフェアは平成 20 年度に行ったのですが、その時にはマスコミで 23 回取り上げられて、広告費の換算で 1,300 万円ほどの効果がございました。

現在でも町のりんごについてはテレビ番組で数多く取り上げられますが、あえて飯綱町のりんごが選ばれるというのは、りんごが高品質というだけではなく、りんごの時期になると町内のさまざまな店で特徴的なりんごスイーツを販売しているから、飯綱町のりんごがマスコミで

取り上げられているのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） はい。英国りんごフェアの周知についてですが、前回開催の前日まで協力店舗にチラシが届かなかったという話も聞いております。イベントの告知方法として、各協力店舗のお客さまというのはすでにそのお店のファンですので、その方々へのイベントのアプローチというのはかなり効果的だと思います。イベントのプレ期間に告知ができなかったというのは機会損失ではなかったかと思いますが、この辺り改めて、事情がありましたらお考えをお伺いします。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。今のお話は私のほうにも連絡が来ておりまして、これは完全にこちらのミスでございます。やはりイベントというのは、できるだけ早く周知をして多くの方に知っていただくということが非常に重要でございますので、そういったことがないよう、以後気を付けていきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 次に、期待する効果に対しての評価をどのように捉えているか。お客さまや協力店舗、協力企業から、アンケートやインタビューなどでのフィードバックは取られているかどうかも含めてお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えします。まず、フェアに参加する店舗でございますが、当初は9店舗だったのですが、最近では約16店舗ということで非常に多くのお店の方にご協力をいただいております。また、フェアの開催中、参加する店舗の方から、長野市の方が長野市にもおいしいお店がいっぱいあるのに、あえてこのフェアの期間中は飯綱町の店に買いに来てくれるのだよというようなお話は聞いております。

ただ、大変申し訳ないのですが、各お店にアンケートや詳細な聞き取りについては行っておりませんので、具体的な評価については現在把握していない状況でございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 協力企業、協力店舗がより活性化するための方策、また消費者目線でのお客さまからの評価を反映して改善策を講じることが大切かと思いますが、今後の展望を含めお願いします。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えします。まず一つは、今イベントがスイーツの販売だけになってしまっているのも、そのイベントに深みが足りないといった話も聞いておりますので、来年度は、先ほど言われたとおり、町民の皆さんや他団体と協力しながら、スイーツの販売だけではなく、いろいろなイベントを組み合わせたいと思っております。

2点目は、英国りんごフェアは大体9月中旬から10月中旬、りんごスイーツフェアは11月に行っているのですが、英国りんごフェアとりんごスイーツフェアという似通った企画が2つ行われているといった課題がございますので、来年度のフェアにつきましては、英国りんごフェアとりんごスイーツフェアを併せて行うことも検討してまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） また、最終的なアウトカムとして、町内で循環させていく、相乗効果というものを考えると、お店と農家さんを直接つなぐような取組、例えば共同での商品開発や意見交換会などさまざまな方向に発展する可能性があるのではないかと思います。そういった考えについてはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えします。今お話をいただいたように、農家の方と町内の飲食店の方をつなげていくということは当初からこの事業の目的でございましたので、最初に飲

食店にお願いに行くときにも、いろいろなりんごの種類を持って行って、これで何かおいしいスイーツをつくってみませんか、それでいいものを商品化していくという形を取っております。

イベントの関係ですと、フェア当初のころは、りんごを使った料理教室をやったり、農家のところに行ったりりんごの話聞いてもらったり、りんごの収穫を体験してもらったりと様々なことを行なっていました。また原点に立ち戻ってそういったことを考えてまいります。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） もう一点お伺いしたい点があります。今のお話を聞いていてもそうなのですが、本年度、企画課主催で第1回飯綱りんごスイーツコンクールが「銀座 NAGANO」で開催されました。参加パティシエが事前に町内を訪れ、最終的に29作品が出品されて優勝者の方には、飯綱りんごスイーツ大使として活躍していただくという記事を読みました。

りんごを使ったスイーツという点では、今お聞きしているフェアとテーマが類似しているのですが、どの部分を意識して差別化されているのかをお尋ねいたします。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。この英国りんごフェアやりんごスイーツフェアは、どちらかといいますと町内、中に人を呼び込むようなイベントであると思っております。これに対しまして、今年度行いましたりんごスイーツコンクールでございますけれども、若者を中心に果物離れが見られている中で、このりんごスイーツ、スイーツを通じてりんごの魅力を広く外へ発信をしていきたいというものであります。

さらに飯綱町であったり飯綱町のりんご、こういったものの認知度を上げていく。さらには都市部のパティシエなどにも飯綱町のりんごを売り込むということで、最終的には需要拡大にもつなげていきたいということで、差別化といいますか、別の取組をさせていただいたところでございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 今お聞きした中で、広く外へ発信していくということで、確かに有名なパティシエの方が都会から情報発信をするということで効果もあると思うのですが、町内でフェアに参加して下さっている店舗を外向きにメジャーにしていくということ、全力で応援するというのも同時に大事ではないかと思えます。

町内の企業というのは、ビジネスの視点でいうとロイヤルカスタマーとあって、ほとんどが地元へ愛着もあって、何があっても恐らく同業他社へ移動しないというのがロイヤルカスタマーなのですが、そういった強みがあるから、町としてそういったフェアに参加して協力して下さる店舗を、もっと外向きに発信していくということも大切ではないかと思えます。

また、全国的に外向きにPRしていくという点では、町内にはインフルエンサーといわれる人材がすごく多くいると感じています。全国的にお仕事を展開されている方、またSNS等で影響力の強い方、そういった住民個人の発信力の強さを活用するなど、徹底的に町内の人材を活用するという点に関して、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 「銀座 NAGANO」でやったアップルパイコンテストは、私も表彰式に行きました。フランス人のパティシエも審査員の1人としていました。八王子の方が優勝されたのか、なかなか素晴らしいコンテストだなと思いました。出てきた作品も素晴らしくて、町からは明月堂さんとサンクゼールさんが出品をされて審査を受けたわけでございます。

今、徳永課長から申し上げましたとおり、ああいうような形で一回飯綱町のりんごでついたりりんご関係のスイーツは天下一品だというような評価を受ければ、ともかく飯綱町へ行ったら、あのお菓子、あのスイーツをお土産に買ってくる、そのために飯綱町へ来たというような町にしたいと思ってやりました。

地元にある企業さんを、そういう場でいろいろな機会を通じて展開をしていく、PRしていくということも大賛成です。実質的に長野市に出たり、サンクゼールさんは日本全国に展開しておりますが、そういう形で第2、第3のものがあれば考えていきたいと思えます。

それよりもまた、今のあまりお金のかからない SNS を使ったうんぬんとか、これはちょっと私が苦手な部門で、うまく話に乗っていけない点があって残念だと自分で思っていますけれども、若い人たちと話をすれば、ものすごくそういう必要性を感じます。下手な紙ベースよりよほど価値があるのだ、効果があるのだとおっしゃっています。先般、広報等々の何かでもっと新しい数字を入れろとかいろいろご指摘もございました。もう少しその辺りの町の PR の方法は、研究をしていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 次に、いづなりりんご並木フェスタとりんごの里まつりについて同じく経費総額、一般財源額、期待する効果と周知方法についてお伺いします。りんごの里まつりについては、直近の平成30年度の開催実績についてお伺いします。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、経費の関係でございます。りんご並木フェスタの決算額は114万2,000円です。りんごの里まつりの決算額が688万7,000円です。いずれも地方創生推進交付金、世界に誇る力強い産業形成事業のソフトで対応しておりますので、一般財源額はそれぞれ約半分になります。

これらのイベントの目的でございますが、まず、りんご並木フェスタにつきましては、ブルームリーを代表とするクッキングアップル、そういった食文化の啓蒙（けいもう）というのが、なかなか日本では低いものですから、町の活性化や農業振興につながるということで開始した経緯がございます。イベントの周知方法につきましては、町のホームページやチラシ、新聞折り込みにより PR いたしました。来場者数は400人でございます。

続いて、りんごの里まつりの目的でございますが、これにつきましてはシナノスイートなどの中生種のりんごの PR と、もう一つは、町民の皆さんに年に1回ぐらい集まっていただいて楽しんでもらえるような、産業まつり的なイベントとして計画をしているところでございます。

イベントの周知方法につきましては、ホームページ、チラシ、ポスターの貼付、テレビ CM や

テレビ中継などのテレビ告知などを行っております。平成30年度の来場者数は、非常に天気が悪かった訳ですが、2,000人ほどでございました。以上でございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 次に、期待する効果に対しての評価、どのように捉えているか。アンケート、インタビューの有無を含めてお願いいたします。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） まず、りんご並木フェスタにつきましては、特にアンケートなどは取ってはいませんが、出店する参加者も来ていただく人も、全部で400人程度の小さなイベントでしたので、非常にアットホームな雰囲気でした。来られた方、出店された方それぞれとてもいいイベントだったと言っていております。

りんごの里まつりの来場者については、当初は町民の方が非常に多いのではないかと予想していたのですが、町内の方は6割ぐらいで、あとは長野市等の近隣の方が約3割、上越市、妙高市など県外の方が約1割ということでした。町外の方が4割来ていただいているということで、意外と町外の方に多く来ていただいているイベントでございました。

また、来場者の年代層につきましても、若いファミリーをターゲットにした企画が入ってりましたので、子どもと30代、40代のお父さん、お母さん世代の方が全部で4割ということで、そういった世代が一番多いイベントでございました。

評価としては、町外の方が4割来ていて、その方たちがりんごを目的に来ていただいておりますので、りんごをもっと買いたかったという意見が多かったのと、町内のもっといろいろな団体の人に集まってもらえるようなイベントであつたら良かったなどの意見がございました。以上です。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 今、評価をお伺いしましたが、りんごの里まつりで配布されたチラシは今年度アンケートを実施予定だったのだと思いますが、この内容を見ると、来場したきっかけ、

来た目的のみで、評価をするという項目が無かったかと思います。そこで、項目にプラスすることとして、町が期待している最終的な効果に対する理解度というか浸透度や、来場者がそれに対して満足したのかどうか、また自由記述の部分を入れて、マーケティング要素というものを強くすべきかと思います。

りんご並木フェスタ、りんごの里まつり、どちらも経費としてかなり高額に投資しているような印象があるのですが、最終的なアウトカム、何を設定しているのか、今後の展望も含めて改めてお伺いします。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。確かに聞き取りの内容やそういったものが、次に生かせるものが少なかったということは事実だと思いますので、それについてはまた訂正して行っていきたいと思っております。

事業費につきましても、決して安くないイベントでございますので、ただ人が来てくれるとか、来てくれた人数ではなく、当初の事業目的がどう達成できたのかというところがやはり一番重要だと考えております。しっかりともう一回、このイベントの最初に始めようとした目的を考えながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 続きまして、あじさいプロジェクトと花まつりについて、同じく経費総額、一般財源額、期待する効果と周知方法についてお伺いします。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それではお答えいたします。まず、あじさいプロジェクトでございますが、今年度の決算額は106万5,000円です。このプロジェクトは、最初の3年間は県の元気づくり支援金を活用して進めていたわけでございますが、現在の財源は全額一般財源でございます。

このプロジェクトを始めた経緯でございますが、まずはあじさいで地域の皆さんと一緒に霊仙寺湖周辺を盛り上げていこう、元気にしていこうということで進めました。あじさいの名所にするというのと、もう一つは、地域住民の皆さんが自ら汗を流して一緒に動いていただくことで、その観光地に愛情を持ってもらえるような、そういった思いでこのプロジェクトを開始した、そういった経緯がございます。

PRの方法につきましては、あじさいの開花情報を町のホームページ等で行っているところがございます。植栽などボランティアの呼び掛けにつきましては、各団体に通知を送ったり、広報誌に掲載したり、そういったことで進めているところがございます。

花まつりの直近の決算額は、95万78円でございます。財源は一般財源でございます。このスタートした経緯につきましては、飯綱町は非常に花がきれいな場所ですので、多くの町内外の方に花を見に来ていただきたいということで、そういった情報発信を目的で花まつりをスタートさせているところがございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 次に、期待する効果に対しての評価、どのように捉えているか、アンケートやインタビューなどを取ってありましたら、その点も含めてお願いします。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それではお答えいたします。まず、あじさい園の評価でございますが、これにつきましては、現在の植栽の状況は9,900株まで来ております。指定管理者に言わせると、あじさいの花見客は確実に毎年上昇している状況でございます。町内の花の名所は、花見客が減少傾向にあるのですが、唯一このあじさいは増加しているところがございます。

続いて花まつりの関係でございますが、入り込み客数につきましては、ほぼ横ばい状況が続いております。ただ、花まつりにつきましてもやり方を少し変えておりまして、例えば今までは開花の情報提供だけでしたが、ただ花を見に来てもらうだけではなくて経済効果を高めようと、10年ほど前から飯綱町に来てもらって食事を取ってもらえるような仕掛けづくりを始めて

おります。また、昨年の花まつりにつきましては、観光事業者に花見のバスツアーのパックを販売していただいて、133 人の方にバスツアーに参加をいただいているところでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 行政報告書においても、花まつり開催中の町内の施設入れ込み客数が掲載されておりますので、経済効果を意識しているというところかと思いますが、直接的な経済効果というのを正確に判断するような仕掛けになっているのかどうかというところなのですが、いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） 直接的な経済効果については、どの程度あったかという計算はしておりませんが、例えば、直売所に来ていただくと大体平均的にいくらぐらい購入していただくとか、よこ亭で 1 回あたり平均どのくらいの食事代を出していただくとか、観光関係の経済効果の計算の手法がございますので、これからそういった経済効果も、しっかりと試算していくような形にしていきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 正確に花まつりからどのように町内の施設に動いてきたかというのを把握するために、イベントのチラシに割引券などを掲載するとかアンケートを取るなどして、町内消費をどのように増加させていくかということも含めて、今後の展望をお伺いします。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） 今ちょうど、この春の花まつりのチラシ等もつくっているところでございまして、最終の校正の段階に入っているのですが、もし間に合えば、そういったものも考えていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 続きまして、i ママフェスタについて、同じく経費総額、一般財源額、期待する効果と周知方法についてお伺いします。

○議長（大川憲明） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。i ママフェスタにつきましては、平成29年度から今年度まで3年間継続して実施してきてございます。この3年間の事業費につきましては594万円ということでございます。こちらにつきましては国庫補助、主には地方創生推進交付金を活用し、2分の1の補助を得てございますので、一般財源額につきましては残りの2分の1、297万円ということになってございます。

それから期待する効果でございますけれども、i ママフェスタにつきましては、女性が自分の得意なことを仕事として起業し、このイベントに出店する場面に、来場者がこのイベントを通して楽しみながら接することにより、自分も子育て中ではあるが働くことへの意欲、あるいはやってみたいという気持ちになること。それともう一つは地域の方が関わる、あるいはご家族で来場していただき、女性の働いている場面や起業している女性の活躍を実感していただき、輝く女性への理解を深めていただく、この2つを特に期待して開催をしてございます。

また、中学生の学びの場ということで、このところ起業体験あるいは子どもたちの発表の場、それから郷土食の紹介、あるいは地元企業のPR等々、地域住民が関わることにより、地域への愛着度を形成する効果も期待をしてございます。

周知方法でございますけれども、町のホームページ、広報誌、無線、チラシ、ポスター、SNS、マスコミへのプレスリリース等々各種媒体を使用して効果的に行ってきたと思っております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） その効果に対しての評価についてですが、お客さまや関係者からアンケートを取られたかというところですが、確かアンケートを取っていらっしゃったと思いますので、具体的にどのような内容だったかも含めてお伺いします。

○議長（大川憲明） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。アンケートにつきましては後ほどお答えしたいと思えます。

期待する効果に対する評価でございますけれども、まず来場者の人数でございます。平成 29 年度につきましては 1,079 名、平成 30 年度につきましては 1,609 名、本年度につきましては 1,229 名ということで、それ以上にあったかどうかですけれども、こちらで調べた来場者数でございます。

評価としましては、来場者数が予想以上に多く、このことにより、女性の起業している姿や頑張る女性の姿を見ていただけたのではないかと考えてございます。

また併せて、活躍している、生き生きと輝いている女性を通して、特に子育て中の女性に勇気を与え、ご家族にも一緒にイベントに参加していただくことをご理解を得ていただいたと、こちらとしては考えております。

アンケートにつきましては、初年度アンケートを実施させていただきました。これは会場入り口でアンケート用紙を配布させていただき、アンケートの内容につきましては、一番楽しかった内容は何ですか、i ママフェスタをどのように知りましたか。また年代も聞いてございます。今日参加した一番の理由は何ですか、誰と一緒に来ましたか。それから、飯綱町ではワークセンターをやってございますので、ワークセンターをご存知ですか等、アンケート用紙を配布してございます。

ただ、回収が 30 件ということで、まとめてはみたのですが、回収の方法等につきまして課題が残ったかなと考えております。

また、2 年目につきましてはチラシに町内か町外かの半券をつけまして、それを景品との引き換えということでやらせていただきました。1,600 人来たわけなのですけれども、回収は 374 件ということで、少し受付で手間取ったこともあって、半券を入れてもらえなかったところがあって、少し課題が残ったかなということです。

では 3 年目はどうしようかということで、町内か町外かの聞き取り調査のみでございますけ

れども行ってございます。おおむね半数ぐらいは町内の方、半数が町外から来られたという結果でございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 今、今後の展望も少しお話いただいたかと思うのですが、特にアンケートの回収方法に課題が残るところと、やはり来場者数が中間的なアウトプットだということとをしっかりと意識いただいて、最終的な目標である起業であるとか地域の皆さんとの関わりとか、どの程度重きを置くのかということ、今後の展望を含めて改めてお伺いします。

○議長（大川憲明） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。令和2年度につきましても、国庫補助を2分の1いただきながらiママフェスタを開催する予定でございます。その中で、アンケートをどのように取っていったらいいか、あるいはどのように回収していったらいいか、その内容につきましても検討しながら、またさらにその先にアンケートを生かしていきたいと考えてございます。

今後の展望につきましては、特に子育て中の女性が起業、起業までとは行かなくても、どのように働く場を求めていけるのか、その辺りを考えていきたいと思っております。

それには、やはりワークセンターをやっておりますのでそちらを利用されている皆さん、あるいは子ども・子育て応援会議がありますので、そちらのご意見等も聞きながら、開催をどのようにしていったらいいか検討してまいりたいと思います。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 私が考えるに、ワークセンターを中心にプチ事業チャレンジというのも良いのではないかと考えています。先般行われました、いづな事業チャレンジではチャレンジ自体の意義とプレゼンをする前の準備期間と、終わった後の参加者同士の横の連携がとても良い効果を生んだとお聞きしました。

そこで町内企業、今ちょうど商工会の関係者の方もいらっしゃいますが、例えば商工会など

の協力を得て気軽にアイデアを発表できる機会を作ってみる。1人ではそういったプレゼンするなんていうつもりがなくても、ワークセンターを中心に何人かで協力してプレゼンをしてみるといった体験も意義があるのではないかと思いますし、女性と商工業というコラボレーション。例えば、ある企業のPRを女性が考えて広報戦略をすとか、消費者目線での共同開発とか、そういったコラボレーションも発展性があるのではないかと考えますが、これについて町長のお考えはいかがでしょうか、

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 面白いアイデアだなと思います。今、一生懸命、牟礼駅周辺の整備、そして深沢の商店街の整備をしております。ご存知のとおりシャッターの閉まったところも結構多くあり、本当に寂しいような通りになっております。そんな中で、例えばそういうエリアを限定して何か起業をしたいというような発表会、チャレンジというのも非常に面白いなと思います。これについては、本当は内部だけではなく県内外に周知をして、そういう人たちがチャレンジをしてくれて、新しいお店を展開する、そういうようになれば最高だなと思います。参考にして検討してみたいと思います。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） やはり起業というと、女性は特に少しハードルが高いのですが、アイデアを売り込むとか自分の持っているものを価値があるのだと見いだすことも大切ではないかと考えています。

次に、通告いたしましたヤギ大活躍プロジェクトについてですが、次年度予算に計上されておりませんでしたし、総合戦略会議の中でも今後の方針を検討中ということですので、こちらの質問は割愛をさせていただきます。

次に、魅力発掘体験プログラム開発プロジェクトについて、同じく経費総額、一般財源額、効果と周知方法についてお伺いします。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。この事業でございますけれども、経費総額につきましては平成 30 年度ということをお願いをしたいと思います。平成 30 年度の事業費につきましては 850 万円ほどの費用がかかっております。これは推進交付金の事業でございます、うち 2 分の 1 は交付金でいただいております。残り 2 分の 1 は一般財源ということになりますけれども、さらにその半分、全体でいうと 4 分の 1 は特別交付税措置がされています。推進交付金の事業は全てそういう形になっているところでございます。

この事業でございますけれども、初めの段階としては交流人口また関係人口の増加を図っていくというところになるかと思っておりますけれども、最終的には移住者の増加、移住促進を目的に行っている事業でございます。

内容につきましては、飯綱町の自然、生活、文化などを体験してもらうということで、特に移住ということでは生活という部分も大切になってくると思うのですが、こういったことを体験してもらう。そのための体験プログラムを開発、作成する。また、この体験プログラムを行う組織をつくっていくというものでございます。

平成 30 年度につきましては、この時は高岡地区活性化 109 委員会を中心にこの事業を行っていただいております。さらにこのつくった組織がツアーを開催しました。例えば地域住民や、いろいろなメニューを提供していらっしゃる方々や団体等がガイド役となって案内、講師等を行う、そのような体験プログラム、体験ツアーというものでございます。これを事業として自走していく、旧牟礼西小学校を拠点にやっていく、実施していく仕組みづくり、そういったための実証実験という位置付けになるかと思っております。

今、平成 30 年度の話をさせていただきましたけれども、平成 30 年度は、やはり季節ごとに飯綱町へ来ていただくのがいいということで、夏と秋の 2 回来ていただいております。実はその前年度にもやっております、これは冬の生活というものを見ていただくということで、冬に 1 回やっております。

参加者が体験していただくことで、飯綱町の魅力を参加された皆さんにさらにフェイスブッ

クですとかで発信をしてもらう、それでまた新たなツアー参加者が生まれる、こういった形を作っていきたい。それを移住促進につなげていくというような考えの下でやっている事業でございます。

さらにその組織についても、新たな組織が幾つかできていくというのももちろん大切かとは思っておりますけれども、その組織の中でも人材育成を図っていく。交付金の中では自然塾というような言い方をしておりますけれども、いろいろなことをご存知の方から学んで人材育成をしていく。これによって、その体験プログラム、体験メニューのガイドの育成を図っていく。

また、いろいろな人に自然塾というか、教わる場を提供する中で、町の魅力を再認識してもらって、若い方に郷土愛の醸成といったものを図っていく、これは定住促進につなげていきたい。そのようなことで、プロジェクトという言葉も使っているのですけれども、かなりいろいろなことを考えてその事業を展開しているところでございます。

周知というところでございますけれども、やはり来ていただくには都市部での効果的な周知が必要だということで、そういった点はコンサルにも委託をしている理由の一つでございます。移住希望者が比較的ご覧になるようなツアーサイトを利用したり、またフェイスブック等での発信もしている、そのような周知をしているところでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 次にどんどん続きますので、少しまとめてお話ししますが、主に旧牟礼西小の活用については、今おっしゃっていただいた体験プログラム開発プロジェクトを委託している自然体験ツアーのプログラムと、千葉工大など大学と共同で行っているワークショップを含めたプロジェクト。これも発表会を見に行きましたが、やはり地域の魅力の発見という内容だったかと思えます。さらには産業観光課で担当している、都市と農村交流推進事業における自然体験、農業体験と観光プログラム。少し重なっている部分、共同できる部分があるのではないかと感じられるのですが、今のこの、体験プログラム開発プロジェクトに対する評価も含めて、どのようにお考えかをお願いいたします。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） それでは、今申し上げました事業に対する評価というものを先にお願いをしたいと思います。まず、企画をされた側のご意見として、この移住ツアーを計画したチームが今回の場合は高岡 109 委員会になりますけれども、そこが自走を意識したツアーの運営を体験できたということ。それから、移住ツアーのチームのメンバーがガイド、案内を行うということで、参加者にとって、非常にリアルな飯綱町を体験してもらえたというところで評価がされております。

しかし自走については、やはりハードルが高いということを再認識したとか、ツアーの経費の設定といったものが課題だと、こんなことも挙げられているところでございます。

参加者のご意見としては、アンケート調査の実施をしているわけでございますけれども、ツアー参加者からは、移住にあたっての魅力ですとか課題、こういったものを生の声として聞くことができ、評価としては良かったということでございます。

このツアーは、平成 30 年度は 2 回行ったというお話を申し上げましたけれども、1 回目が 5 組 11 名に参加をいただいております、2 回目は 5 組 13 名、合計 10 組 24 名の方に参加をいただいております。大変うれしいことにこのツアーを体験された中で、実際に 1 世帯 2 名の方が移住をされ、そういった実績も出ているところでございます。

今ご質問のあった、他の事業との差別化といいますか、どこが違うのかということになってくると思いますが、まず一つ目、都市農村交流推進事業です。これは主に農泊とか民泊を中心に行っている事業でございます、これにつきましては、中心は都市部の学生さんが参加されるということで、交流人口づくりが中心なのだろうなど。もちろん移住に結びついていけばいいわけですが、基本的には交流人口づくりということになってくるのかなと思います。

千葉工業大学などとやっております事業につきましては、大学との連携ということで、皆さんが地域との交流ということで集落の行事などにも参加して集落に入り込んで、これはもう完全に関係人口づくりということで、いろいろな展開をいただいているところでございます。

それから、産業観光課のほうで進めております農業体験ですとか、郷土食の魅力発信事業等々、関係する事業もございますけれども、やはり農業体験ですと農業中心の体験メニューということになってくるかと思えます。郷土食の魅力発信ということになってきますと、個別のプログラムに参加していただくというような事業かなと思っております。実際に生活を体験してもらうとか、いろいろな面で一つのプログラムとしていろいろなことを体験してもらうということで、今回この魅力発信体験プログラムを実施をさせていただいたというところが、若干違ってくるのかなと思っております。

この魅力発掘体験プログラムでございますけれども、関係人口づくりから始まるわけですが、先ほども申し上げたとおり、移住を目的に企画から運営まで通してやっていただく。中には生活体験などを含めて、複数のメニューを組み合わせた体験プログラムを実施しているということで、若干他の事業とは違っているのかなと思っております。以上でございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 今いろいろお話いただきまして、この次に質問しようかなと思った内容も入っているのですが、観光目的、交流人口とかそういった意味での誘客という点では、例えば流行りのものとか新しい価値を見出していく、新しいプログラムの開発というのもいいかと思えます。最終的なアウトカムは今お聞きしたように移住である、さらに移住の先には、一緒に集落を維持してくださるメンバーであるということが大事ではないかと思うのです。

そうすると、昔から引き継がれてきた地域の文化や伝統を共有して共感してくださる方を迎え入れたいなということが大切なアプローチではないかと思えますので、現在進められています事業の中で、先ほどの農業体験の中の箱膳の体験や、郷土食の魅力発信事業の中のみそづくりや山菜採りなどそういったメニューをより充実させたり、地域住民でその体験をアテンドしてくださる方を養成したりという投資も必要ではないかと思えます。

また、そのような体験イベントに町民の皆さんも一緒に参加しましょうということを促して、一緒に楽しんで、行政報告書には農業観光も研究していくとありましたが、そのような触れ合

いの中から価値交換プロジェクトのような内容が展開していくのも、町内の人材活用という点では大切かと思えます。

時間がないので次に行きます。次に住もうプロジェクトに関連してのお話ですが、まず2月16日付の中日新聞での掲載内容を共有したいと思います。新聞記事のタイトルは「移住相談会、飯綱町でも動員。企業側、希望聞き調整」という内容で、住民の方から実際はどうなっているのか問題はないのかというお問い合わせをいただきましたのでお伺いします。

記事によりますと、移住相談会、参加者偽装問題でというところなのですが、少し割愛をしまして、長野県飯綱町についての記載を読みますと、長野県飯綱町の相談会でも謝礼を前提とした不適切な人集めが判明と掲載されています。そして、動員が確認された中部地方の主なイベント一覧では、2018年8月26日に開催されたイベントで動員人数26名という一覧が掲載されています。

同じく飯綱町の掲載の中には、飯綱町の相談会では求人サイト運営企業を通じて、現金支給を条件に参加者が動員されていた。関係業者は自治体の希望人数を事前に聞き調整したと打ち明けたと書かれております。この関係について事実確認をしたいと思えます。まず8月26日にありましたイベントの内容、そしてこの証言の中にある、希望人数を事前に聞いて調整したという事実があったのかについて簡潔にお願いします。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。新聞報道にあった8月26日開催の相談会でございますけれども、相談会という書き方をされておりますけれども、実際には移住相談会ではなく、地域おこし協力隊の採用説明会で、そもそも求人と説明会だったというものでございます。新聞記事では自治体が希望人数を伝え調整した旨の記載がございますけれども、町からは希望人数を伝えたという経緯も事実も全くございません。

またその点は委託先の事業者にも確認をしてございまして、飯綱町はそういった指示はしていないよねという確認に対して、そういう指示はされていないということで答えをいただい

ているところでございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） すみません。時間がないので最後に町長にお伺いしたいのですが、自治体からの外注に出すアウトソーシングの考え方についてです。住民の皆さんの中には、少なからず行政がコンサルに丸投げなのではないかという印象をお持ちの方もいらっしゃるのですが、例えば町として、以前私が一般質問でも提案しました業務改善をまず行ってスリム化した中で、さらにその中で職員のノウハウとしてこれは蓄積すべきだ、ここは費用をかけて職員研修をしてでも自前でやっていくのかどうかということを検討して、その上で効率性、効果性を考慮したらアウトソーシングの必要があるということがあれば、分かりやすく説明するということが大切かと思えます。

実際に松山市では、アウトソーシングの推進に関する基本方針というものを公表して、何で必要があるのか、その先のモニタリングの効果についても住民説明をしています。業務改革をするとか職員の人材育成をして職員のノウハウとして蓄積していくのだと。またアウトソーシングについての方針を公表するということについて、時間がなくて申し訳ないですが、最後に町長にお伺いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） とかくソフト事業、何とか計画、何とか何とかというのは、コンサルに任せるというケースが非常に多くあります。もちろん、自前でできるのであれば自前でやるのが筋だと思っておりますが、3年から4年で人事異動がある中、そういうノウハウに長けている職員は、少なくとも現在では厳しいなと思っております。それを育てていく、そういう職員を育成していくということは今のスタッフの中で、それがベターであるという判断であればそういう方法も検討していきたいと思っておりますけれども、アウトソーシング、コンサルばかりに限らず、何をアウトソーシングしていくかという基本のガイドライン的なものは、やはり打ち合わせをして内部でしっかりつくって、内部でつくったものはなるべく公表することを原則とし

ていきたいと思えます。アウトソーシングも、しっかりそういうことで考えてやっていく時代になっているなど思っております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 人口増推進室ができるということでかなり期待をしておりますが、飯綱町はどの分野の魅力で勝負するのか、フィールド設定とターゲットを絞った対策を期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（大川憲明） 瀧野良枝議員、ご苦労さまでした。

今朝の青山議員の質問に対し、追加の答弁を原総務課長のほうから求められておりますので、そのままお聞きください。原総務課長、お願いします。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） それでは午前中の青山議員の、長野県が管理する河川において千年に一度の降雨に対する浸水想定区域図についてのご質問の中で、長野県が管理する中小河川で、長野県建設部が作成を進める浸水想定区域図、これの2020年度、令和2年度の対象に飯綱町がなかったのだけでも今後はどうなのかという質問のお答えを飛ばしてしまいましたので、お答えさせていただきます。

それにつきましては長野県から連絡を受けておりまして、令和3年度から令和4年度にかけて、八蛇川、斑尾川、滝沢川の浸水想定区域図を作成する予定にしているということでございます。それで、令和2年度、2020年度につきましては、先の台風19号で床上浸水以上の被害があった市町村を優先するというところでございまして、飯綱町は浸水以上ではございませんでしたので、令和3年度からの区域図の作成ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 以上で一般質問を終了します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大川憲明） お諮りします。明日3月6日から3月18日までの13日間、本会議を休会

したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(大川憲明) 異議なしと認め、明日6日から18日までの本会議を休会することに決定しました。3月19日の本会議は会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を3時間繰り下げて、午後1時に開くことにします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(大川憲明) 異議なしと認め、3月19日の本会議は午後1時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時 7分

令和2年3月飯綱町議会定例会

( 第 4 号 )

## 令和2年3月飯綱町議会定例会

### 議事日程（第4号）

令和2年3月19日（木曜日）午後1時開会

- 日程第 1 諸般の報告  
報告第1号 議員派遣結果報告
- 日程第 2 常任委員会審査報告  
（1）予算決算常任委員会  
（2）総務産業常任委員会  
（3）福祉文教常任委員会
- 日程第 3 常任委員会付託案件に対する討論、採決
- 日程第 4 議案第23号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第24号 令和元年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第25号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第26号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第27号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第43号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び  
規約の変更について
- 日程第10 議案第44号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第11 発議第 1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書案
- 日程第12 発議第 2号 子どもの医療費無料化の制度創設及び子どもや障がい者等の医療費  
助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置に関する意見書案
- 日程第13 発議第 3号 自然エネルギーへの転換促進に関する意見書案
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

## 出席議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	清 水 満
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	青 山 弘
15番	大 川 憲 明		

## 欠席議員（なし）

---

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	合 津 俊 雄
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 本 孝 利
農 業 委 員 会 長	清 水 藤 一	選 挙 管 理 委 員 長	三 ッ 井 吉 次
総 務 課 長	原 章 胤	企 画 課 長	徳 永 裕 二
税 務 会 計 課 長	永 野 光 昭	住 民 環 境 課 長	梨 本 克 裕
保 健 福 祉 課 長	山 浦 克 彦	産 業 観 光 課 長	土 屋 龍 彦
建 設 水 道 課 長	土 倉 正 和	教 育 次 長	桜 井 俊 次
飯 綱 病 院 事 務 長	大 川 和 彦	総 務 課 長 補 佐	高 橋 秀 一

---

事務局職員出席者

事務局 長

笠井 順一

事務局 書記

荒井 智雄

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） みなさん、ご苦労様です。3月定例会も今日が最終日となりました。一日、活発に進めていきたいと思っておりますのでご協力をお願いします。

これより本日の会議を開きます。

本日は会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

ここで3月4日の本会議2日目、議案第28号「令和2年度飯綱町一般会計予算」の石川議員の衛生費の質問に対する答弁の訂正の申し出があります。議長はこれを許可しましたので山浦保健福祉課長よりお願いします。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 本会議2日目において、石川議員からの骨髄ドナー支援事業の詳細についてのご質問に対して、訂正をお願いします。ドナーとなられた個人に対しましては日2万円の助成、勤め先事業所に対しましては日1万円の助成ですが、期間について、7日間と答弁しましたが、10日間を上限とするに訂正をお願いするものです。よろしくをお願いします。

---

◎諸般の報告

○議長（大川憲明） 日程第1「諸般の報告」を行います。

報告第1号「議員派遣結果報告」。

本報告につきましては、予めお手元に配布のとおり報告を受けておりますので御覧を頂きたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（大川憲明） 日程第2「常任委員会審査報告」を行います。

予算決算常任委員長よりお手元に配布のとおり報告を受けております。

議員全員による予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略します。

次に総務産業常任委員長の報告を求めます。風間総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 風間行男 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（風間行男） 総務産業常任委員会審査報告を会議規則第77条の規定により報告します。

審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件ごとに報告いたします。事件番号、件名、審査結果の順番に読んでまいりますのでよろしくお願ひします。

議案第6号 飯綱町多目的交流施設条例、可決。

議案第7号 飯綱町職員定数条例の一部を改正する条例、可決。

議案第8号 飯綱町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第9号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第10号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、可決

議案第11号 飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第12号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例、可決。

議案第16号 飯綱町農林畜産物直売施設条例の一部を改正する条例、可決。

議案第17号 飯綱町営住宅条例の一部を改正する条例、可決。

議案第18号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例、可決。

議案第21号 飯綱町飯綱福祉センター条例を廃止する条例、可決。

議案第29号 令和2年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算、可決。

議案第34号 令和2年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算、可決。

議案第 35 号 令和 2 年度飯綱町水道事業会計予算、可決。

議案第 37 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計予算、可決。

議案第 38 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、可決。

議案第 39 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、可決。

議案第 40 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、可決。

陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情、継続審査。

陳情第 4 号 自然エネルギーへの転換促進を求める陳情書、採択。

陳情第 5 号 消費税率 5 % への引き下げを求める陳情、不採択。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について赤字のみ報告します。

議案第 6 号 飯綱町多目的交流施設条例。

質疑①、使用に係る実費について、普及定着のため、より低廉または無料としてはどうか。

回答①、1 年間の試行運用の後、改めて方向性を検討したい。

質疑⑤、町民が使用する場合の使用料金の減免制度はあるか。

回答⑤、規則に定める予定であり、区、組等が公益のため使用する場合には、使用料は免除、実費相当額は 2 分の 1 の減額。町内に住所を有する団体等が体育館を使用する場合は、使用料は免除、実費相当額は 2 分の 1 の減額とする予定である。

質疑⑭、使用料の見込みは。

回答⑭、旧三水第二小学校で使用料 200 万円、実費相当額 50 万円を見込んでいる。なお、旧牟礼西小学校については、令和 2 年度中は工事中のため見込んでいない。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 7 号 飯綱町職員定数条例の一部を改正する条例。

質疑①、町長の事務部局の職員を 2 名削減し、水道関係の職員を 2 名増加するということは、全体の職員数に変動はないということで理解してよいか。

回答①、そのとおり。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 8 号 飯綱町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

質疑②、宣誓書を提出することで宣誓とする改正内容だが、正規職員についてはどのような方法で宣誓しているのか。

回答②、条例により、任命権者または任命権者の定める上級の職員の面前で宣誓書に署名している。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 9 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑①、緩和措置の内容は。

回答①、今回の改正は、家賃額が低い者の支給額を下げ、家賃額が高い者の支給額を上げるというもので、千円以上減額となる者は 46 名のうち、約 7 割になる。そこで、1 年間は現在の支給額から千円を控除した額を新支給額とするものである。

質疑③、住居手当支給者 46 名の町内外の内訳は。

回答③、町外が多い。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 10 号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑①、県費教員と町費教員の均衡を図るためとはどういうことか。

回答①、学級の編成基準は児童数に応じて定められており、三水小学校を例にすると、県の教員配置基準から県費教員は 1 クラスの割当てだが、2 クラスあるのもう 1 クラスは町費教員となる。給与については、県費教員は県の規則、町費教員は町の規則で支給されるが、現在のままでは同じ担任業務を受け持っているにもかかわらず差が生じてしまうため、町費教員も県の規則を準用することで均衡を図るというものである。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 11 号 飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正す

る条例。

質疑①、合理的な理由がある場合とはどのような場合か。また、改正しなければ不都合な点があるのか。

回答①、合理的な理由は、直売所のような地域の住民や施設利用者等により構成される団体が管理運営することが適当な場合や福祉施設等で、現在の施設利用者の意見を聴取するなど状況を把握して考慮した上で、現在の団体等が引き続き管理運営することが適当な場合があげられる。また、不都合な点では、現在の条例は公募するに当たっての規定しかうたっていない。公募することの原則や合理的な理由がある場合の規定がないことから、必要に迫られたときの曖昧な解釈をなくし、明確な判断の下で事務を進めるために改正するものである。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 12 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例。

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 16 号 飯綱町農林畜産物直売施設条例の一部を改正する条例。

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 17 号 飯綱町営住宅条例の一部を改正する条例。

質疑①、住宅を借りやすくすることは良いことだと思うが、万が一、家賃滞納などがあった場合の対応は。

回答①、家賃滞納があった場合は、催告して必ず面会して納めていただくこととしている。低所得者及び高齢者については、福祉の部分とも連携し、滞納等が累積しないような方策を考えながら進めていきたい。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 18 号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例。

質疑①、条例中の地域優良賃貸住宅とは。

回答①、地域優良賃貸住宅を整備する考え方の枠があり、原田地区において子育て世代を対象としているものである。

質疑③、町営住宅は対象になるのか。

回答③、若者住宅と町営住宅は全く別であり、若者住宅については規則で定められている。

条例、規則上は非該当であるが、近隣の状況も調査中である。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 21 号 飯綱町飯綱福祉センター条例を廃止する条例。

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 29 号 令和 2 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算。

質疑②、現在、何戸接続しているのか。

回答②、全部で 41 戸接続があり、その内訳は常住 21 戸及び別荘 20 戸である。

質疑③、分譲地全体での区画数は何区画か。

回答③、全部で 67 区画である。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 34 号 令和 2 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算。

質疑①、全て造成してからも草刈りを行うのか。

回答①、今後についても美観を保つために草刈りを実施していく予定である。全戸入居したところで、周辺の地区と同様に地区内での道普請や草刈りの実施を依頼していきたい。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 35 号 令和 2 年度飯綱町水道事業会計予算。

質疑③、以前から懸念されている水道料金の値上げについては現在どのように進めているのか。

回答③、一昨年度に水道審議会から、段階的に引き上げていくことが望ましいという答申をいただいているが、令和元年度には消費税率改定があったため据え置いている。ただし、水源の問題、水の購入、浄水場の改修等の課題もあり、その達成のためには町からの繰入れ・出資・水道料金の値上げについても今後検討が必要である。いずれにせよ水道料金の見直しをしなければ経営が立ち行かなくなる時が来ると予想されるため、今後料金改定への検討を進めていき

たい。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 37 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計予算。

質疑①、下水道の戸別加入数は今後減っていくのか。動静はどうか。

回答①、既に下水道加入率、あるいは水洗化率は 90%を超えている状況にある。接続できない方は単身の世帯の方、あるいは高齢者世帯で親族が町外に自宅を構えている世帯の方が多いようである。農集排については管理組合を設置しており、プール金の仕組みにより接続促進につなげているが、現時点で接続率 9 割を超えており、これ以上の接続率向上は難しい状況にある。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 38 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について。

質疑①、NPO 法人 SUN が多世代交流施設を管理するような話もあったように思うが。

回答①、町が多世代交流施設内で実施する「地域活動支援センター業務」の受託者として、施設に入る予定であることは説明したと思う。しかし、その後「地域活動支援センター業務」の受託者について、担当課で再検討をしているようである。

質疑②、指定管理料は、5 年間同額で推移するのか。

回答②、そのとおり。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 39 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について。

質疑①、非公募により有限会社ふるさと振興公社に選定したということだが。

回答①、募集要項を定めた後、有限会社ふるさと振興公社から申請があり選定した。

質疑②、今までの直売所の従業員の扱いはどうなるのか。

回答②、ふるさと振興公社がムーちゃん、さんちゃんの従業員と面談した。基本的にはふるさと振興公社が雇用するよう進めている。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 40 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について。

質疑①、日和はどうなっているのか。

回答①、さんちゃん等の施設については、昨年 12 月末で指定管理期間が満了したため、12 月議会に指定管理者の指定議案を提出し議決となった。日和についても直売所と併せ、指定管理の協定書を締結している。

質疑②、それぞれのオープンに向けて準備状況は滞りなく進んでいるのか。

回答②、いずれの店舗も開店に向けて順調に進捗している。各直売所の開店時期は、三本松の直売施設は旧ムーちゃん店舗で 4 月 4 日、四季菜は 3 月 14 日、さんちゃんは 3 月 20 日と聞いている。日和の開店時期については 4 月中旬と聞いている。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情。  
継続審査とした。

陳情第 4 号 自然エネルギーへの転換促進を求める陳情書。

説明者、瀬尾誠氏。

意見②、福島原発事故から、私は原子力発電はやめるべきと思う。2050 年までに二酸化炭素排出量をゼロに減らし、山林などで吸収相殺してゼロ宣言していることを承知されたい。

意見③、町の担当課に詳細な話を聞いて決めるべきで継続審査を提案する。

継続審査採決、賛成少数で否決とした。

賛成討論、3.11 で被災された経験から出された陳情書の要旨に賛成する。

賛成討論、陳情書の要旨と同じ内容で、日本共産党も要望しているので賛成する。

賛成討論、2050 年ゼロカーボン町も目標としているので賛成する。

採決の結果、全員賛成で採択とした。

陳情第 5 号 消費税率 5%への引き下げを求める陳情。

説明者、消費税廃止長野連絡会事務局長 相沢道人氏。

質疑①、台風による被災者が復興するために 5%に引き下げるということか。

回答①、県内企業も7割の企業が被害を受けている。今回の台風被害が大変という思いを国に伝え、5%に引き下げをを求める陳情とした。

質疑②、昨年10月に10%になり景気が低迷しているが、5%に引き下げる根拠と理論的な説明をお聞きしたい。

回答②、5%への引き下げで景気回復、個人消費拡大になる。消費税の代わりに財源はいくらでもある。大企業への消費税還付金の見直しが考えられる。消費税の増税分は福祉、介護に回していない。医療費負担はサラリーマンの個人負担が3割、高齢者負担が1割から3割に負担増となった。年金受給者年齢も70歳に引き上げが検討されている。国民健康保険料も上がっている。

反対討論、5%への引き下げには反対。

賛成討論、8%から10%にしたときから景気が悪くなっていることから、5%に引き下げるべき。

反対討論、消費税を福祉、教育、国保へ約束どおり予算化し、これ以上国の借金を作らないためにも10%は必要。

反対討論、政府は、消費税を上げたときに痛税感を和らげるため様々な政策を出してきたので引き下げに反対。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（大川憲明） これより総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。樋口議員。

○11番（樋口功） 11ページの議案第40号ですが、回答の内容について、おわかりであればお答えいただきたいと思います。

質疑①に対する回答①、日和についても直売所と併せ、指定管理の協定書を締結している、の意味について教えてください。

また、質疑②の回答②、日和の開店時期については4月中旬と聞いている、とありますが、

店の内容についてはどうか。例えば、指定管理者がふるさと振興公社になったので、蕎麦屋だけをやるのか、今までの日和の営業形態が続いていくのか、そんな話があったのか教えてください。

○議長（大川憲明） 風間委員長。

○総務産業常任委員長（風間行男） そのような話はありませんでしたので、詳細については、担当課にお聞き願いたいと思います。また、協定書の中身については知りません。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 中身ではなく、協定書を締結しているという意味を教えてください。

○議長（大川憲明） 風間委員長。

○総務産業常任委員長（風間行男） この説明については、特段聞いておりません。

○議長（大川憲明） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め質疑を終結します。風間委員長、ご苦労様でした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。伊藤福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 伊藤まゆみ 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（伊藤まゆみ） 福祉文教常任委員会審査報告を会議規則第77条の規定により報告します。

審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件ごとに報告いたします。事件番号、件名、審査結果の順で行います。

議案第13号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第14号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、可決。

議案第15号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例、可決。

議案第19号 飯綱町ふれあいパーク条例の一部を改正する条例、可決。

議案第20号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例、可決。

議案第30号 令和2年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算、可決。

議案第 31 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算、可決。

議案第 32 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算、可決。

議案第 33 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算、可決。

議案第 36 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計予算、可決。

議案第 41 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、可決。

陳情第 2 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書、採択。

陳情第 3 号 子ども医療費無料化の制度創設及び子どもや障がい者等の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置に関する意見書についての陳情、採択。

以下、赤字のみを報告いたします。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について赤字のみ報告します。

議案第 13 号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑①、改正内容で、償還免除の対象範囲の拡大において、「破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定」を受けたときについても免除できるように改正とあるが、免除ではなく執行の停止でいいのではないか。

回答①、改正法第 14 条では、「災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる」とあり、できる規定である。なお、規定には、「償還金の支払いを猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部又は一部を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくは資料の提供を求めることができる」と明記されているので、免除するか否かは最終的に判断する。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 14 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

質疑②、医療分と介護分の課税限度額の上限が上がったことにより影響を受ける世帯は何世帯あるか。

回答②、医療分で 9 世帯、介護分で 3 世帯の影響があり、税収は 20 万円程度増える。

質疑③、2割軽減及び5割軽減判定のための所得基準が変更になったことにより、影響を受ける世帯は何世帯か。

回答③、今まで軽減のなかった世帯が2割軽減になる世帯数は10世帯。2割軽減から5割軽減になる世帯が6世帯。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第15号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例。

質疑①、それぞれの段階の対象者人数を教えてください。

回答①、予算計上時点の想定では、1段階が418人、2段階が334人、3段階が314人、合計で1,066人。条例施行は令和2年4月1日付なので、多少の人数は前後する。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第19号 飯綱町ふれあいパーク条例の一部を改正する条例。

質疑①、新しいマレットゴルフ場の年間利用見込人数は。

回答①、おおよそ200人前後を見込んでいる。豊野町の河川敷マレットゴルフ場が昨年の台風19号で使用不可になったので、町外利用者も見込むと増える予想である。また、平成29年度三水マレットゴルフ場の利用者数は80人。町マレットゴルフ協会の会員が30人余で、冬は雪で利用できないが、月20～30人利用を見込み、そのほか町外からの利用者数も見込んでいる。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第20号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例。

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第30号 令和2年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算。

質疑①、特別会計以外からの繰り入れはあるか。また、繰入金はどこから取り崩すのか。

回答①、他会計からの繰り入れはない。訪問看護ステーションの財政調整基金から取り崩す。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第31号 令和2年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算。

住民環境課。

質疑③、国民健康保険や後期高齢者医療保険も含めて、財政的に今の医療費でやっていけるのか。医療費削減の対策として、ある市では老人が複数の病院にかかり二重に処方されている等により、多量に処方されている薬を薬剤師等が薬剤管理をして不要な薬を減らすことで医療費を相当削減しているという事例もあるが、そういう対策が当町でも必要なのではないか。

回答③、医療費の増加による保険制度の破たんを国でも危惧しており、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を閣議決定し、医療費の伸びを抑えるよう市町村は国保、後期高齢、介護、健康推進の担当が連携して高齢者の保健事業に取り組むこととしている。これを受けて、当町でも健康推進係、介護支援係、国保年金係の各担当が集まり、今後の方針について話し合いが持たれているところで、今の事例も参考に対策を講じたい。

質疑④、結局、保険税を上げなければならないということも念頭に置いて検討するということか。

回答④、将来的には上げざるを得ないのではないかと予想はしている。現在、当町は激変緩和措置を受けており、この措置がなければ実際にはもっと県へ納付金を納めなければならない。緩和措置の額は平成31年度が約4,700万円、令和2年度は約800万円と緩和措置が減らされている。それに対応できるよう基金への積立でも増やしている。

保健福祉課。

質疑なし。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第32号 令和2年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算。

住民環境課。

質疑⑤、保険料の均等割額が来年度も今年度と同額に据え置かれたが、被保険者の人数的な要因もあるのか。

回答⑤、後期高齢者医療保険被保険者数は増加傾向にあるため、県からの資料のとおり、保険料軽減特例措置の見直し及び財政安定化基金の活用により、保険料増加の抑制となった。

保健福祉課。

質疑①、広域連合の補助金の活用について、以前からも広域連合の補助金を町で活用してほしいという話はあったが、町としては保健師の体制が整っていないのでできないという回答であった。今後の方針は。

回答①、現在活用している補助金は、後期高齢者の健康診査の補助金、ドックの助成に関する補助金の2つを活用している。保健事業と介護予防一体化の補助については承知しており、国保のKDBシステムを活用し、町の課題分析等の分析から個別のアプローチは、令和3年度に育休中の保健師の復帰があるため、体制が整ってからと思っている。令和6年度からは、高齢者の介護予防一体化事業が全国的に実施されるので、令和2年度はその下準備を行っていく予定。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第33号 令和2年度飯綱町介護保険事業特別会計予算。

質疑①、いきいきサロンを夜間に開催しているところはあるか。農家の多い地域では日中できない場合がある。農業のない地域は、昼間にいつでも開催できる。そうすると、サービスの集中化という現象が起こるのではないか。

回答①、夜間開催しているところは聞いていない。男性の参加を促すために、健康マージャンから夕方に懇親会をしているところもある。

質疑③、芋川地区は好評と聞くが、プログラムのマンネリ化、新しい人の発掘など課題もあると伺う。提案も含めて、参加者に何か企画してもらおうとか、参加者がほかの人を1人誘って来るとかやったらどうか。参加できない人の理由を聞いてみるのも良いのではないか。また、交流会をやったらどうか。

回答③、2月末に各地区の従事者が一同に集まり交流会を行った。有意義な意見交換ができ、人集めやメニューの作り方などが参考になった。

質疑⑧、地域密着型介護サービス費が2,700万円減となっている理由は、国の補助金などが減ったということか。

回答⑧、昨年度の実績から予算を減額とした。施設志向や地域密着サービス（小規模デイな

ど)の利用減少によると考える。施設介護サービス給付などで増額としている。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 36 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計予算。

質疑⑤、現在の常勤の医師は何人で、平均年齢は何歳か。現在の人数で標欠とはならないか。

回答⑤、予算作成時より 1 名増となり、現時点では医師 7 名と歯科医師 1 名。予算作成時の平均年齢は医療職 (一) の欄にあるとおり 53.08 歳。標欠となるのは、医師の数が必要医師数の 7 割を切ったときで、現在は 85%程度である。

質疑⑦、病院を黒字にするということは公立病院の使命ではないと考えられる。地域住民の健康に寄与できる病院であればと思うが。

回答⑦、まさに自治体病院とは営利を目的とするものではなく、不採算を受けもち、住民の安心安全のために活動するものと位置づけられている。しかし、健全経営により、できるだけ赤字幅を減らす努力をする必要がある。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 41 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について。

質疑④、指定管理をするにあたって、募集の仕方はどうしているか。

回答④、かつてはインターネット等で一般公募した。今回は、今までの経過や経営状態を勘案し、非公募ということで一者とした。

質疑⑤、指定管理のなり手がいないということか。

回答⑤、昨年夏頃の時点では、なり手が出てこないのではないかと危惧した。

質疑⑥、なぜ、なり手がいないのか。町の施設を使って、気持ちよく運営していってもらうためにどうしているか。

回答⑥、施設の修繕費は、今までは十数万円の経費なので対応できているが、運営上危惧しているのは介護人材不足である。その点、ニチイは大きな会社なので、職員の補充など柔軟に対応ができる事業所として評価している。

質疑⑨、野村上の施設の定員は何人か。今後の利用見込みはどうか。

回答⑨、定員は25人。ほかの施設や事業所との利用者の取り合いもある。多機能施設の特徴を出して取り組むよう伝えている。多機能施設の課題として、ほかの事業所より訪問ヘルパーの利用が少ない。そのことで人材の雇用にも影響している。いずれにしても包括支援センターと相談を持ち、紹介もしている。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

陳情第2号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書。

陳情者が病気で説明に来ることができなかったため、町立飯綱病院大川事務長に飯綱病院等の状況を聞き、審査を行った。

質疑①、医師数OECD平均3.5人、日本2.4人とのことだが、都市とのばらつきがあると思うがどうか。

回答①、医師不足は全国でも言われている。免許を取った方の数であると思われる。パートや仕事をしていない人もおり、実働数を見ないといけない。都市部が多く地方は少ない。研修医制度があり、その期間は研修可能な病院に集まる。

討論なし、採決の結果、賛成多数で採択とした。

陳情第3号 子ども医療費無料化の制度創設及び子どもや障がい者等の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置に関する意見書についての陳情。

説明者、長野地区社会保障推進協議会事務局次長藤本ようこ氏。

質疑②、国の財政が苦しい中で国債の発行で賄うとすれば、のちの世代の負担となるが。

回答②、財源は、国の責任において確保してほしい。

質疑④、組合健保など、財政が厳しい中で追い打ちをかけることになるのではないかと。

回答④、少子化により、子どもを町村に呼びたいために制度を作っているとの声もあるが、住民にとっての安心のための事業である。それを進めるためのペナルティをやめてほしい。

質疑⑥、年齢や所得についての検討はしたのか。

回答⑥、年齢についてはない。所得制限は考えていない。子どもは家庭状況を選べない。子どもが医療を受ける権利は保障されている。

反対討論、子どもを町に増やすことは賛成だが、適正な負担があつてよい。払えない人の施策を考えれば良い。問題は財源で、将来の子どもたちに負担させるわけにはいかない。

賛成討論、自身の公約であり、無料にしてもよいと考える。

反対討論、保育料は所得の高い人まで無料になり、ますます格差が広がる。少々は負担すべきで、困窮家庭には別途考えればよい。

採決の結果、賛否同数、委員長裁決で採択とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（大川憲明） これより福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終結します。伊藤委員長、ご苦労様でした。

---

#### ◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第3、常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第6号 飯綱町多目的交流施設条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第6号 飯綱町多目的交流施設条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第7号 飯綱町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第7号 飯綱町職員定数条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第8号 飯綱町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第8号 飯綱町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第9号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第9号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第10号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、案第 10 号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 11 号 飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号 飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 12 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 13 号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 14 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 15 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 16 号 飯綱町農林畜産物直売施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 16 号 飯綱町農林畜産物直売施設条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 17 号 飯綱町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 17 号 飯綱町営住宅条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 18 号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 18 号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 19 号 飯綱町ふれあいパーク条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 19 号 飯綱町ふれあいパーク条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 20 号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 20 号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 21 号 飯綱町飯綱福祉センター条例を廃止する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行いますが、本案は、地方自治法第 244 条の 2 第 2 項及び飯綱町飯綱福祉センター条例第 11 条の規定による特別多数議決案件であり出席議員の三分の二以上の者の同意を必要とします。本日の出席議員は 15 人でありその三分の二は 10 人です。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立三分の二以上〕

○議長（大川憲明） 起立は三分の二以上です。

したがって、議案第 21 号 飯綱町飯綱福祉センター条例を廃止する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 暫時休憩に入ります。再開は 2 時 15 分とします。

休憩 午後 2 時 2 分

再開 午後 2 時 15 分

○議長（大川憲明） 議案第 22 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 7 号）を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 22 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 7 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 28 号 令和 2 年度飯綱町一般会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

[12 番 渡邊千賀雄 登壇・討論]

○12 番（渡邊千賀雄） 議席番号 12 番、渡邊千賀雄です。議案第 28 号 令和 2 年度飯綱町一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

令和 2 年度一般会計予算は 85 億円、前年度に比べ 1 億 4,000 万円、1.6%の減となっております。町長の政治姿勢として、憲法第 9 条を守り、地方自治の柱としての地域医療の飯綱病院の存続を図っていくこと、また、新たに人口増推進室を設置し、人口増対策の推進、また、産廃処分場への反対表明など、町民の権利と生活を守り、庁舎建設や直売所建設等、活力ある町づくりに取り掛かっておられます。峯村町政、2 期目の後半の予算編成でありました。従来からの人口減少課題、また地域の農業振興、健康福祉増進事業に取り組んできた経緯の上に、地方創生事業も積極的に取り組んでいく内容であります。評価できる施策として、地域医療の拠点として飯綱病院の運営、子育て・福祉・医療の充実、公共交通アイバス運行の実施、防犯灯の設置管理、奨学金や教育環境条件整備、中山間地域等直接支払事業等の農業支援策、住宅リフォーム助成、就職斡旋相談窓口業務、マレットゴルフ場の開設などであり、今後の継続取組を願うところであります。なお、町民の命と暮らしを守るのが地方自治体の大きな仕事であります。国の制度改悪の下で、介護保険の内容と介護の充実。また、国は人口の約 15%の人が貧困層だと言っておりますが、この格差と貧困の対応策の充実。また、深刻な新型コロナウイルス対策と地域経済不況対策がこれから求められると思います。誰もが住みたくなる、そして住んでいて良かったと実感できる町、活力ある町づくりを町民は期待し、求めています。

以上、意見を付して賛成の討論とします。

○議長（大川憲明） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 28 号 令和 2 年度飯綱町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 29 号 令和 2 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 29 号 令和 2 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 30 号 令和 2 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 30 号 令和 2 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 31 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 31 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 32 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算を議題としま

す。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。伊藤議員。

[9番 伊藤まゆみ 登壇・討論]

○9番(伊藤まゆみ) 議席番号9番、伊藤まゆみです。議案第32号 令和2年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算の可決に反対の立場で討論を行います。

この会計は、75歳以上の方を対象としたもので、被保険者の増加により、保険料率が自動的に引き上げられていく仕組みになっており、2年ごとに引き上げられてきました。来年度もその年にあたります。保険料率増加抑制の対策を行い、均等割額は据え置かれましたが、所得割額は増加しました。低所得者に係る軽減の段階的見直しにより、低所得者の負担が増えています。年金は少し増額されますが、物価の値上がりと消費税10%への増額により、生活はより厳しいものとなっています。低所得者への配慮を謳う町長の下での予算ではありますが、この点への支援へは来年度も措置されませんでした。よって、令和2年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算の可決に反対します。

以上、討論を終わります。

○議長(大川憲明) 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大川憲明) 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長(大川憲明) 起立多数です。

したがって、議案第32号 令和2年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(大川憲明) 議案第 33 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大川憲明) 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大川憲明) 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長(大川憲明) 起立多数です。

したがって、議案第 33 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(大川憲明) 議案 34 号 令和 2 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大川憲明) 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大川憲明) 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 34 号 令和 2 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 35 号 令和 2 年度飯綱町水道事業会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 35 号 令和 2 年度飯綱町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 36 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 36 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 37 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 37 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 38 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 38 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 39 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 39 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 40 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 40 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 41 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 40 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告の

とおりの可決されました。

○議長（大川憲明） 陳情第2号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長報告は採択であります。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

陳情第2号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、陳情第2号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書は、採択とすることに決定しました。

○議長（大川憲明） 陳情第3号 子ども医療費無料化の制度創設及び子どもや障がい者等の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置に関する意見書についての陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長の報告は採択であります。

まず、本案に反対者の発言を許します。樋口議員。

〔11番 樋口功 登壇・討論〕

○11 番（樋口功） 議席番号 11 番、樋口功です。あえて反対の意見を申し述べます。

子ども医療費の一部負担、あるいは無償化の制度は、子育て世代、親御さんの負担軽減策として、人口流出防止策、あるいは人口転入策として多くの自治体が実施しています。しかしながら、このことが地方自治体の財源を圧迫していることも事実です。兵庫県のある市、人口 11 万、飯綱町の 10 倍の市ですが、ここでは、子ども医療費無償化を数年前に実施しました。これに係る市負担が大きく、財源を圧迫したことから、あらゆる市の経費の見直しを行うこととともに無償化の制度を廃止しました。数年前に取り入れたこの制度の廃止にあたっては、子どもたちの親からの医療に関わる問合せに答える制度を取り入れました。その結果、無償化以降、病院を受ける子どもの増加に歯止めがかかり、また、無償化で年間 5000 万円増加した医療費を、レセプトが 1 万 2000 件減少し、医療費が 8600 万円減少しました。鼻水が出たら病院へ、指にちょっと怪我をして血が出たら病院へ、といった過剰受診あるいはコンビニ受診が減るとともに、親や子どもが病気や怪我対処について考えるとともに、予防にも注意が向けられたということです。陳情の内容は、子ども医療費を国が支払えば、地方自治体の負担が減るということですが、子ども全員を対象に無償化としているこの陳情について、医療費を支払うのはその親です。そこには、支払能力がある人には相応の支払いをしてもらうのは当然のことではないでしょうか。OECD36 カ国のうちでも、国民負担率の低い我が国にそんな財源はあるのでしょうか。戦闘機を何台減らせばという問題ではありません。今の財源状態での対応は、この負担率を上げるか、国債の発行以外にありません。国債の発行は、今、子ども医療費無償化で親の負担が減った分、将来の子どもたちの負担が増えることを意味します。言い換えれば、親が楽をした分、子どもに苦勞させることとなります。それで良いのでしょうか。繰り返しになりますが、子育ては親の義務です。ある程度の負担はするべきで、それは能力に応じて行えば良いと考えます。

よって、この陳情には反対します。以上です。

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

[ 9 番 伊藤まゆみ 登壇・討論 ]

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。陳情第3号、子ども医療費無料化の制度創設及び子どもや障がい者等の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置に関する意見書についての陳情の採択に賛成の立場で討論を行います。

全国の地方公共団体は、子どもの医療費の助成を行い、安心して子育てのできる環境を整えるために努力をしています。国民健康保険の国庫負担減額措置があるために、窓口完全無料を躊躇うところの中で、住民の願いに応え、窓口完全無料を実施している地方公共団体もあります。財源の捻出は、税の集め方の見直しを行うべきと考えます。また、医療の相談は、現在も行われており、施策の周知が必要です。子どもは国の宝というのであれば、国として、子どもの医療費無料制度を創設し、地方公共団体が行っている上乘せに、国民健康保険の国庫負担減額措置を行うことをやめるべきであると考えます。平成26年3月定例会においても同様の請願を採択し、関係機関に意見書を提出している議会として、今回もこの陳情を採択し、国に意見書を提出すべきと考えます。議員各位の賢明なる判断をお願いいたします。以上です。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。原田幸長議員。

〔6番 原田幸長 登壇・討論〕

○6番（原田幸長） 議席番号6番、原田幸長です。私はこの陳情に反対の討論をさせていただきます。

平成30年に行われました国民健康保険制度改革によって、都道府県も国民健康保険の保険者になりました。これに伴い、国の責任として追加の財政支援が行われております。国は厳しい財政状況を踏まえ、協議を重ね、改革に至りました。こうした協議には、地方代表として、知事も参加されておられます。この改革に伴う、国の財政支援の拡充もあります。制度が持続可能であるために、関係各所が懸命に協議を重ね、改革をしている中で、陳情書の1にある、子ども医療費無料化は国の制度として全国一律に実施すること、ということを求めているわけですが、この制度自体では現実的な話ではなく、不適切と考えます。その理由で反対をいたします。

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。目須田議員。

〔4番 目須田修 登壇・討論〕

○4番（目須田修） 議席番号4番、目須田修です。この陳情書に賛成の立場で意見いたします。

常任委員会の後、医療の現場を含めて、改めてリサーチしました。結果、私は、医療も医療制度も民営の保険が当たり前、健康はお金で買うという考えを優先している、アメリカに追従するのではなく、歴史あるドイツに習ってほしいという考えに至りました。よって、子ども医療費無料化は国の制度として、全国一律に実施等、医療費助成制度を改善することで、子どもや障がい者を持つ家庭の経済的、精神的負担を減らし、また、病院窓口での対応の簡素化や役所作業の削減に繋がり、地方自治体も安心して子育てができるを政策に加えられます。これは、少子化を止めるという町長の願いでもある施策の一つにもなると考え、よって賛成とします。理想を言うなら、高収入の方は寄付をするということが普通という空気づくりと、経済的にもみんなが助け合う国づくりを目指してほしいと思います。以上。

○議長（大川憲明） 次に反対者の発言を許します。中島議員。

〔3番 中島和子 登壇・討論〕

○3番（中島和子） 議席番号3番、中島和子です。私は、すべての子どもの医療費無料化は、不要不急の受診が増え、医療費の増大に繋がると考えます。医療費は公費で賄われ、多くは借金です。その膨らんだ借金を返すのは子ども達です。圧迫される財源は、将来、子ども達への負担となります。無料化を広げることだけでなく、例えば、就学前の子ども達の予防、早期発見等に繋げていくべきと考えます。従いまして、この陳情に反対いたします。

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

陳情第3号 子ども医療費無料化の制度創設及び子どもや障がい者等の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置に関する意見書についての陳情を採択にすることに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、陳情第3号 子ども医療費無料化の制度創設及び子どもや障がい者等の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置に関する意見書についての陳情は、採択とすることに決定しました

○議長（大川憲明） 陳情第4号 自然エネルギーへの転換促進を求める陳情書を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長の報告は採択であります。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は採択です。

陳情第4号 自然エネルギーへの転換促進を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、陳情第4号 自然エネルギーへの転換促進を求める陳情書は、採択とすることに決定しました。

○議長（大川憲明） 陳情第5号 消費税率5%への引き下げを求める陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長の報告は不採択であります。

まず、本案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

[12 番 渡邊千賀雄 登壇・討論]

○12 番（渡邊千賀雄） 議席番号 12 番、渡邊千賀雄です。陳情第 5 号 消費税率 5%への引き下げを求める陳情に賛成の討論を行います。2019 年 10 月安倍政権は、消費税率 10%への増税を強行しました。しかし、実質賃金の低下や低迷する消費動向など、景気悪化が鮮明になる中で消費税率引き上げは過去にはありませんでした。そもそも、消費税を 5%から 8%にしたことで景気が悪化してきました。その景気回復ができないところで、10%への増税ですから、景気回復へ冷や水をかけたのも同然であります。また、消費税の増収分をすべて国民へかえずなどとし、経済対策を考えるくらいなら、景気悪化を心配するなら、消費税率を 5%に引き下げるべきであります。県内での台風 19 号の影響、被害から復興しようとしている被災者にも重く押し掛かっています。更にここに来て、新型コロナウイルス対策で各方面に深刻な経済不況が進行しています。消費税減税こそ、最も有効な景気対策です。消費税は所得の少ない人ほど負担が重い、逆進性のある不公平な税制です。5%への減税による穴埋めの財源は、450 兆円近い内部留保を蓄え、巨大な儲けをあげる巨大企業や、負担能力がある富裕層に応分の負担を求める優遇税制見直しで生み出せることができます。今、国会でも与野党を超えた、減税の声が広がっています。仁義を得た陳情であり、可決すべきであります。

以上、賛成の討論とします。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。原田議員。

[13 番 原田重美 登壇・討論]

○13 番（原田重美） 議席番号 13 番、原田重美です。それでは、反対の立場で討論を行います。

今、渡邊議員から話がありましたが、昨年の 10 月に 10%に引き上げたということで、私も広く公平な税を国民から頂くという意味では、やむを得ないことではないだろうかと判断した。しかし、ここへきて、新型コロナウイルス感染拡大による世界的な経済不安を背景に、消費税

率引き下げを求める声がでてきていることは事実であり、政府、国会の中においても論議が浮上しているようであります。しかしながら、対策としての減税の即効的な有効性、財政効果といった複雑な問題もあるようであります。国はどちらかという大規模な経済金融支援を表明し、最近では、国民に対しての現金支給というようなものを含めて考えた方が良いのではないかとこの論議も出ているようであります。私は、一国民である身として、税金は安いにこしたことはないと考えていますが、結論的に申し上げれば、5%に減税という消費税に限った論議をしていく根拠が理解しにくい。また、地方議会として早急な実現への判断ができていく事項であります。私は、国に対して、責任を持って、総合的な、そして有効な経済対策を求めつつ、あえて、地方議会人として今は否決を考えざるを得ないと考えております。以上です。

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。目須田議員。

〔4番 目須田修 登壇・討論〕

○4番（目須田修） 議席番号4番、目須田修です。消費税率5%への引き下げを求める陳情について、賛成の立場で意見を申し上げます。皆様が体感しているように、10%にして景気が沈んでいる。政府も認めております。これは、アベノミクスの失敗の上塗りです。失敗となれば、即訂正し、出直す政策を実施すべきと考えます。そもそも、3%からスタートした消費税。政府は、立ち上げ時点で用途は福祉と答えていたはずですが。どんどん用途が変わっていくこの政策にまず反対し、せめて消費税5%に下げて、やり直すべきと考えます。以上です。

○議長（大川憲明） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は不採択です。

陳情第5号 消費税率5%への引き下げを求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（大川憲明） 起立少数です。

したがって、陳情第5号 消費税率5%への引き下げを求める陳情は、不採択とすることに決定しました。

○議長（大川憲明） 暫時休憩といたします。再開は3時10分とします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

---

### ◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第4、議案第23号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 23 号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 24 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 5、議案第 24 号 令和元年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 24 号 令和元年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 25 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 6、議案第 25 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算

(第4号)を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大川憲明) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大川憲明) 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大川憲明) 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長(大川憲明) 起立多数です。

したがって、議案第25号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、  
原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長(大川憲明) 日程第7、議案第26号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計補正  
予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大川憲明) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 26 号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 27 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 8、議案第 27 号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 27 号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 43 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 9、議案第 43 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第 43 号）

○総務課長（原章胤） 議案第 43 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、ご説明いたします。追加の議案書並びに議案の提案説明書 1 ページ上段をご覧ください。変更の理由でございますが、長野県町村公平委員会に加入しております、麻績村筑北村学校組合、この組合が令和 2 年 3 月 31 日をもって解散、脱退することに伴うものでございます。加入団体数は、56 団体から 55 団体となります。変更期日は、令和 2 年 4 月 1 日。関係法令は、地方自治法第 252 条の 7 第 2 項でございます。以上、よろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 43 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 44 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 10、議案第 44 号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇・説明〕（議案第 44 号）

○町長（峯村勝盛） 議案書をお願いします。議案第 44 号 教育委員会教育長の任命について、下記の者を教育委員会の教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記。住所 飯綱町大字東柏原 46 番地、氏名 馬島敦子、生年月日 昭和 32 年 1 月 2 日、令和 2 年 3 月 19 日提出 飯綱町長峯村勝盛。現在 1 期目の馬島敦子教育長については、任期が令和 2 年 3 月 31 日で満了となります。そこで、令和 2 年 4 月 1 日から現教育長の馬島敦子氏を 2 期目の教育長として任命したく、議会に同意を求めるものであります。なお、任期は、令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年でございます。よろしくお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

暫時休憩とします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時21分

○議長（大川憲明） 引き続き、会議を再開いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第44号 教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時28分

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 引き続き、会議を再開いたします。

日程第 11、発議第 1 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 9 番、伊藤まゆみ議員。

〔9 番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第 1 号）

○9 番（伊藤まゆみ） 議席番号 9 番、伊藤まゆみです。発議書を朗読いたします。

発議第 1 号、令和 2 年 3 月 19 日、飯綱町議会議長 大川憲明殿。

提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ。

賛成者 飯綱町議会議員 中島和子、同じく目須田修、同じく瀧野良枝、同じく清水満、同じく樋口功、同じく青山弘。

医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書案。上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

詳細につきましては、発議書裏面をご覧ください。

医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書。

総務省「就業構造基本調査」によれば、医師は、週労働時間が 60 時間を超える人の割合が 41.8%と職種別で最も高く（雇用者全体では 14%）なっています。また、「勤務医労働実態調査 2017」では、救急や産科では、一ヶ月の平均時間外労働時間が平均 80～90 時間を超えるという結果が出ています。夜間救急対応の当直を含む 32 時間連続勤務が強いられ、医師の過労死や過労自死が後を絶たず、いのちを守る現場で、医師のいのちが脅かされています。この背景には、経済協力開発機構（OECD）の 2017 年調査で、人口 1,000 人当り医師数が OECD 平均 3.5 人に対し、日本は 2.4 人で 36 か国中 31 位という、絶対的な医師不足があります。

ところが、厚生労働省「医療従事者の需給に関する検討会・医師需給分科会」は、「第 3 次中間とりまとめ」（2018. 5. 31）において、遅くとも 2033 年頃には医師の需給が均衡するとの将来推計を根拠に、2022 年度以降の医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針等を見直していくべきとし、これを受けて政府は、「骨太方針 2018」で 2022 年度以降の医学部定員減について

検討することを打ち出しました。

しかし、厚労省が、定員減の根拠とする医師需給推計は、医師の労働時間をケースによっては最大週 80 時間とし、医療需要の見込みは入院ベッドを減らす地域医療構想に連動しています。医療需要を少なく見積もり、長時間労働解消を前提としない推計を根拠に、医師の養成定員を減らす方向は、医療現場の長時間労働解消の方向とは真っ向から反するものです。そればかりか、救急や産科、小児科などの医師不足で「地域医療崩壊の危機」が社会問題化し、長年つづいた医師数の抑制を転換して実現してきた、今の医師養成の水準を引き下げるとなれば、再び、地域医療崩壊の危機すら招きかねません。

1 月 31 日、阿部守一長野県知事も呼びかけ人の一人である「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」が発足しました。その設立趣意書にも「医師の絶対数の不足、地域間・診療科間の偏在等が極めて顕著となり、いわば『地域医療崩壊』の危機的状況にある」とあります。長野県の医師数も全国平均を大きく下回っています。医師の養成数が減少しては、長野県への医師の誘致も難しさを増す課題となります。日本の医療崩壊を防ぎ、地域住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制の充実のため、医師数を増やすことを下記のとおり強く求めます。

記。2022 年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数を OECD 平均以上の水準に増やすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 3 月 19 日、長野県飯綱町議会議長大川憲明。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。伊藤まゆみ議員、ご苦勞様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第12、発議第2号 子どもの医療費無料化の制度創設及び子どもや障がい者等の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置に関する意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号9番、伊藤まゆみ議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第2号）

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。発議書を朗読いたします。

発議第2号、令和2年3月19日、飯綱町議会議長 大川憲明殿。

提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ。

賛成者 飯綱町議会議員 瀧野良枝、同じく清水満、同じく青山弘。

子どもの医療費無料化の制度創設及び子どもや障がい者等の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置に関する意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定によ

り提出します。

詳細につきましては、発議書裏面をご覧ください。

子どもの医療費無料化の制度創設及び子どもや障がい者等の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置に関する意見書。

子どもや障がい者等にとって、いつでも安心して医療機関を受診できることは、暮らしの安心を支えるうえで必要不可欠です。

現在、子どもの医療費は、すべての都道府県が市町村に補助を行い、多くの市町村でそれ以上乗せして医療費を助成しています。しかし、助成の対象や自己負担額などについては、厳しい財政状況の下での地方単独事業であることから、自治体間の格差が生じています。

また、子どもや障がい者等の医療費助成を償還払いとしている自治体もあり、その場合は患者がいったん窓口で支払いをせねばなりません。自治体が窓口負担の少ない現物給付を行わないのは、国が国民健康保険国庫負担金の減額調整措置を行っていることが一因です。

つきましては、下記の項目について求めます。

記。

1. 子ども医療費無料化は国の制度として全国一律に実施すること。
2. 子どもや障がい者等の医療費窓口無料化（現物給付）を実施している市町村に対する国保への国庫負担金の減額措置を全廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月19日、長野県飯綱町議会議長大川憲明。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第2号 子どもの医療費無料化の制度創設及び子どもや障がい者等の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置に関する意見書案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第13、発議第3号 自然エネルギーへの転換促進に関する意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号2番、風間行男議員。

〔2番 風間行男 登壇・説明〕（発議第3号）

○2番（風間行男） 議席番号2番、風間行男です。発議書を朗読いたします。

発議第3号、令和2年3月19日、飯綱町議会議長 大川憲明殿。

提出者 飯綱町議会議員 風間行男。

賛成者 飯綱町議会議員 清水均、同じく原田幸長、同じく石川信雄、同じく荒川詔夫、同じく渡邊千賀雄、同じく原田重美。

自然エネルギーへの転換促進に関する意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条

の規定により提出します。

詳細につきましては、発議書裏面をご覧ください。

自然エネルギーへの転換促進に関する意見書。

東京電力・福島第一原子力発電所事故から9年が経過した今もなお、多くの方々が事故前の生活には程遠い、先の見えない生活を余儀なくされ、原発がいったん事故を起こせば長期間にわたって被害を受けることを明らかにしました。原子力発電所から出る核廃棄物の処分や諸々の問題に正しく対応するためには、原子力エネルギーから自然エネルギーへの転換を促進することが必要です。

世界各地で頻発している高温や大雨、大規模な干ばつなどの異常気象に対して、地球環境を温暖化する人間の活動を抑制して、石油石炭天然ガスなど再生するのに長い年月がかかる限りある化石エネルギーから自然エネルギーへの転換を促進することが必要です。

このような背景から、飯綱町は、自然エネルギーの導入を促進するため、公共施設やまちづくりでの活用を進め、地域資源である自然エネルギーを有効活用して、環境にやさしく災害に強いまちづくりを推進しています。飯綱町議会は、原子力エネルギーや化石エネルギーから自然エネルギーへの転換を促進するように求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月19日、長野県飯綱町議会議長大川憲明。

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。風間行男議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。目須田議員。

〔4番 目須田修 登壇・討論〕

○4番（目須田修） 議席番号4番、目須田修です。この陳情は、直接福島において被害を受けた、そして、その方は、我が町、飯綱町へ移住された方です。その方からの陳情です。原発を止め、自然エネルギーへの転換促進は急務です。議員の皆さんが全員賛成してくださることを願っています。以上です。

○議長（大川憲明） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第3号 自然エネルギーへの転換促進に関する意見書案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（大川憲明） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第121条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（大川憲明） 日程第 15、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがいまして、申し出のとおり決定しました。

---

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件はすべて終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和 2 年飯綱町議会 3 月定例会の閉会に当たりましてご挨拶申し上げます。

3 月 2 日に開会いたしました今議会には、追加議案を含め 39 件のご提案を申し上げましたが、いずれの案件につきましても原案通りのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。

開会のご挨拶でもふれさせていただきましたが、合併後 15 年目を迎えた飯綱町は、豊かな自然環境や評価の高い農産物などの維持や振興を基本としつつ、その素晴らしい資源を生かした新たな魅力創りをスタートさせる時期が到来していると感じております。

町の東では、旧三水第二小で仕事の創業を、西側では旧西小を舞台として自然とスポーツを

通じての交流や地域の活性化、中央では深沢の多世代交流施設、メーラプラザの活用による若者から高齢者までの交流や健康増進の拠点として、そして南には福井団地入口の将来的には道の駅機能を備えた農林産物販売施設を活用した農業や商業、観光の振興など。基盤は整ってきました。

それぞれの施設の特徴を生かし、町民の皆さんが主体となり大いに活用し、元気あふれるまちづくりを目指していきたいと強く願っております。町全体にバランスよく施設整備ができたと感じておりますが、議員各位におかれましては、施設運営など多方面にわたりご指導やご助言など頂ければありがたいと思っております。一層のご協力を願うものであります。

新型コロナウイルス感染症は、終息がいつになるのか、先が見えない状況が続いております。ご承知の通り、13日に新型コロナ特措法が可決され翌14日から施行されました。首相が緊急事態宣言を出せば、関係地域の県知事は外出の自粛、休校措置などの要請を検討することになります。現状では緊急事態宣言を出す状況にないと言っておりますが、国の動きを注視していきたいと思っております。

町独自の対策としては、各課に新型コロナの関係でどのような影響が出てきているのか、また今後どのようなことが予想されるかなど、調査するよう指示いたしました。緊急的な対応によっては財政措置の必要も出てくることも予想しております。

結びに合津副町長について申し上げます。合津さんには、平成30年4月に副町長として長野県から派遣頂きました。今日まで、その職責を十分果たしていただき、県とのパイプ役として、行政上の諸問題の整理や方向付け、解決の指導的な役割を果たすとともに、職員の良き相談相手として大変なご苦勞を頂きました。私としては、頼りになる大変大きな存在でありました。ただただ感謝するのみであります。

まだ任期は残っておりますが、この3月31日で県に帰られることになりました。就任頂いた時から、2年経過したらその後のことについては県と改めて協議しましょう、という話にはなっておりました。

このまま継続してほしい、という気持ちには強いものがありましたが、私自身の任期が来年

10月までであること、また合津さんの県における今後のお立場を考えますと、当方のわがまをこれ以上申し上げることは、失礼なことと判断いたしました。合津氏のますますのご活躍を心から願ってご報告させていただきます。

以上申し上げまして閉会のあいさつと致します。有難うございました。

---

**◎閉議及び閉会の宣告**

○議長（大川憲明） 本日の会議はこれで閉じ、令和2年3月飯綱町議会定例会を閉会します。  
ご苦勞様でした。

閉会 午後 3時52分

# 予算決算常任委員会審査報告

令和2年3月19日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

予算決算常任委員会委員長 渡 邊 千賀雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

## 記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第22号	令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第7号）	可決
議案第28号	令和2年度飯綱町一般会計予算	可決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

### ○議案第22号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第7号）

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

### ○議案第28号 令和2年度飯綱町一般会計予算

3月4日の本会議において、議長より上記議案について審査の付託を受けた。

予算決算常任委員会では、2小委員会で分割審査し、3月16日開催の委員会において、各小委員長より詳細な報告を受けた。

最初に、総務産業小委員会の風間小委員長より報告があり、終了後に質疑を行ったが、本報告に記載すべき質疑はない。

次に、福祉文教小委員会の伊藤小委員長より報告があり、終了後に質疑を行ったが、本報告に記載すべき質疑はない。

反対討論：なし

賛成討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

以上

## 総務産業常任委員会審査報告

令和2年3月19日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

総務産業常任委員会委員長 風間 行 男

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第6号	飯綱町多目的交流施設条例	可 決
議案第7号	飯綱町職員定数条例の一部を改正する条例	可 決
議案第8号	飯綱町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第9号	飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第10号	飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第11号	飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第12号	飯綱町基金条例の一部を改正する条例	可 決
議案第16号	飯綱町農林畜産物直売施設条例の一部を改正する条例	可 決
議案第17号	飯綱町営住宅条例の一部を改正する条例	可 決
議案第18号	飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例	可 決
議案第21号	飯綱町飯綱福祉センター条例を廃止する条例	可 決

議案第 29 号	令和 2 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算	可 決
議案第 34 号	令和 2 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算	可 決
議案第 35 号	令和 2 年度飯綱町水道事業会計予算	可 決
議案第 37 号	令和 2 年度飯綱町下水道事業会計予算	可 決
議案第 38 号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可 決
議案第 39 号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可 決
議案第 40 号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可 決
陳情第 1 号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	継続審査
陳情第 4 号	自然エネルギーへの転換促進を求める陳情書	採 択
陳情第 5 号	消費税率 5 % への引き下げを求める陳情	不採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

#### ○議案第 6 号 飯綱町多目的交流施設条例

質疑①：使用に係る実費について、普及定着のため、より低廉または無料としてはどうか。

回答①：1 年間の試行運用の後、改めて方向性を検討したい。

質疑②：駐車場使用料の設定は月 500 円とあるが、安すぎないか。

回答②：テナント向けの使用料であり、一般使用者向けの使用料ではない。これも、1 年間の試行運用の後、改めて方向性を検討したい。

質疑③：無料で気軽に使用できるエリアはあるか。

回答③：どちらの施設にもパブリックスペースがあり、貸切使用でない場合は無料となっている。また、区、組等の団体が使用する場合は減免制度を設けている。

質疑④：ブックラウンジとファブラボについては、短時間の使用でも料金がかかるのか。

回答④：使用には料金はかからず、貸切使用でない場合は無料となっている。

質疑⑤：町民が使用する場合の使用料金の減免制度はあるか。

回答⑤：規則に定める予定であり、区、組等が公益のため使用する場合には、使用料は免除、実費相当額は 2 分の 1 の減額。町内に住所を有する団体等が体育館を使用する場合は、使

用料は免除、実費相当額は2分の1の減額とする予定である。

質疑⑥：トレーニングジムの1人につき1回とは、使用時間の制限はあるのか。

回答⑥：使用開始から退館するまでと考えており、時間制限は考えていない。

質疑⑦：宿泊施設を使用した場合の食事の提供はどのように想定しているか。

回答⑦：カフェレストランでの食事や自炊を希望する使用者には、とちの木学校の使用など、使用形態に応じ対応したい。

質疑⑧：6条ただし書きにおける開館時間の変更は、どのようなことを想定しているか。

回答⑧：貸店舗の営業時間前の準備や閉店後の後片付けのために変更することを想定している。

質疑⑨：7条で貸店舗の貸出期間を1年間とした理由は。

回答⑨：貸出しについて、1年間の試行運用の後、改めて方向性を検討したいため。

質疑⑩：パワーリハビリとトレーニングジムの違いは。

回答⑩：パワーリハビリは高齢者の健康増進を目的としており、トレーニングジムはスポーツのための身体機能の向上を目的としている。

質疑⑪：パワーリハビリの運営形態は福井団地などと同様か。

回答⑪：そのようにしたいと考えている。

質疑⑫：体育館の使用料金はB&Gと同様か。

回答⑫：同じにしている。

質疑⑬：11条に原状回復義務、12条に損害賠償とあるが、事業者が倒産した場合や貸店舗からの出火による火災等が発生した場合、原状回復や損害賠償はどうなるのか。

回答⑬：条例の規定は、備品の撤去等を想定した一般的な規定であり、事業者の倒産や火災等に当たっては、債務整理への参加や過失に応じた賠償を求める等の対応を行うことになる。

質疑⑭：使用料の見込みは。

回答⑭：旧三水第二小学校で使用料200万円、実費相当額50万円を見込んでいる。なお、旧牟礼西小学校については、令和2年度中は工事中のため見込んでいない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

## ○議案第7号 飯綱町職員定数条例の一部を改正する条例

質疑①：町長の事務部局の職員を2名削減し、水道関係の職員を2名増加するということは、全体の職員数に変動はないということで理解してよいか。

回答①：そのとおり。

質疑②：実際の職員数が6名から8名ということか。

回答②：定数条例であるため、最大の職員数と捉えていただきたい。

質疑③：人件費はどうなるのか。

回答③：人件費は、実職員数で予算計上している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 8 号 飯綱町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：サービスの宣誓方法は、地方公務員法に基づいたもので間違いないか。

回答①：そのとおりで地方公務員法により条例で定めている。

質疑②：宣誓書を提出することで宣誓とする改正内容だが、正規職員についてはどのような方法で宣誓しているのか。

回答②：条例により、任命権者または任命権者の定める上級の職員の面前で宣誓書に署名している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 9 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：緩和措置の内容は。

回答①：今回の改正は、家賃額が低い者の支給額を下げ、家賃額が高い者の支給額を上げるというもので、千円以上減額となる者は 46 名のうち、約 7 割になる。そこで、1 年間は現在の支給額から千円を控除した額を新支給額とするものである。

質疑②：減額の対象者が 7 割を占めるということだが、飯綱町だけの状況なのか。

回答②：人事院勧告に基づいたもので、地方の市町村は家賃相場から飯綱町と同様なところが多いと思われるが、東京などの都市部についてはそうではないと思う。

質疑③：住居手当支給者 46 名の町内外の内訳は。

回答③：町外が多い。

質疑④：職員組合との話し合いは済んでいるのか。

回答④：済んでいる。

質疑⑤：緩和措置は飯綱町だけが設けていることなのか。

回答⑥：緩和措置は国家公務員にも設けられている。国家公務員は 2 千円を超えて減額になる場合に 1 年間の緩和措置をとっている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 10 号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：県費教員と町費教員の均衡を図るためとはどういうことか。

回答①：学級の編成基準は児童数に応じて定められており、三水小学校を例にすると、県の教員配置基準から県費教員は1クラスの割当てだが、2クラスあるのもう1クラスは町費教員となる。給与については、県費教員は県の規則、町費教員は町の規則で支給されるが、現在のままでは同じ担任業務を受け持っているにもかかわらず差が生じてしまうため、町費教員も県の規則を準用することで均衡を図るというものである。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 11 号 飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する 条例

質疑①：合理的な理由がある場合とはどのような場合か。また、改正しなければ不都合な点があるのか。

回答①：合理的な理由は、直売所のような地域の住民や施設利用者等により構成される団体が管理運営することが適当な場合や福祉施設等で、現在の施設利用者の意見を聴取するなど状況を把握して考慮した上で、現在の団体等が引き続き管理運営することが適当な場合があげられる。また、不都合な点では、現在の条例は公募するに当たっての規定しかうたっていない。公募することの原則や合理的な理由がある場合の規定がないことから、必要に迫られたときの曖昧な解釈をなくし、明確な判断の下で事務を進めるために改正するものである。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 12 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 16 号 飯綱町農林畜産物直売施設条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 17 号 飯綱町営住宅条例の一部を改正する条例

質疑①：住宅を借りやすくすることは良いことだと思うが、万が一、家賃滞納などがあった場合の対応は。

回答①：家賃滞納があった場合は、催告して必ず面会して納めていただくこととしている。低所得者及び高齢者については、福祉の部分とも連携し、滞納等が累積しないような方策を考えながら進めていきたい。

質疑②：規約にはないという解釈でよいか。

回答②：規約にはなく、滞納した際は空け渡し請求ができるとなっているため、そちらで対応することも考えられる。申請時にはよく説明し、契約をすることとする。町では家賃の滞納が累積したケースはない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 18 号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例

質疑①：条例中の地域優良賃貸住宅とは。

回答①：地域優良賃貸住宅を整備する考え方の枠があり、原田地区において子育て世代を対象としているものである。

質疑②：優良賃貸住宅以外もあるのか。

回答②：若者住宅の中でも、福井団地の戸建て住宅は特定公共賃貸住宅として整備されている。地域優良賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅があるが、国土交通省で定めている要綱で、子育て世代の住居の安定に基づき、国の補助事業の社会資本整備総合交付金事業地域優良賃貸住宅という位置づけで事業実施をしている。

質疑③：町営住宅は対象になるのか。

回答③：若者住宅と町営住宅は全く別であり、若者住宅については規則で定められている。条例、規則上は非該当であるが、近隣の状況も調査中である。

質疑④：家賃は福井団地に比べてどのように設定するのか。

回答④：若者住宅管理条例第 10 条により町長が別に定めるとなっており、規則で決めているが、民間の物件、国の積算基準、そして町の若者住宅の均衡を考慮し、現在の若者住宅に近い額または同額が妥当として考えている。

質疑⑤：住宅について、2階建て・集合住宅・平屋建て等あるが、どれに該当するのか。

回答⑤：福井団地の戸建て住宅は月 53,000 円である。また、西黒川、野村上の戸建て住宅についても月 53,000 円である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 21 号 飯綱町飯綱福祉センター条例を廃止する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 29 号 令和 2 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計予算

質疑①：加入分担金 1 千円を予算措置してあるが、新規接続の予定が 1 戸あるということか。

回答①：新規接続があると現時点で判明しているのではなく、予算の窓口を設けているのみである。

質疑②：現在、何戸接続しているのか。

回答②：全部で41戸接続があり、その内訳は常住21戸及び別荘20戸である。

質疑③：分譲地全体での区画数は何区画か。

回答③：全部で67区画である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

### ○議案第34号 令和2年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算

質疑①：全て造成してからも草刈りを行うのか。

回答①：今後についても美観を保つために草刈りを実施していく予定である。全戸入居したところで、周辺の地区と同様に地区内での道普請や草刈りの実施を依頼していきたい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

### ○議案第35号 令和2年度飯綱町水道事業会計予算

質疑①：大門川の改修の予算がついていたと思うが、水源等とは関係のないことか。

回答①：耕地林務係で計上されている用水関係の予算であると思われる。

質疑②：牟礼地区の交際費22万円の用途は何か。

回答②：大門川水利組合関連の費用である。

質疑③：以前から懸念されている水道料金の値上げについては現在どのように進めているのか。

回答③：一昨年度に水道審議会から、段階的に引き上げていくことが望ましいという答申をいただいているが、令和元年度には消費税率改定があったため据え置いている。ただし、水源の問題、水の購入、浄水場の改修等の課題もあり、その達成のためには町からの繰入れ・出資・水道料金の値上げについても今後検討が必要である。いずれにせよ水道料金の見直しをしなければ経営が立ち行かなくなる時が来ると予想されるため、今後料金改定への検討を進めていきたい。

質疑④：水道料金改定に関して、町民、議会の同意を得られるような説明や広報への掲載をしていかなければならないと思うがどうか。

回答④：審議会、全員協議会等でも説明をすることに加えて、町民向けに広報等で周知をしていきたい。

質疑⑤：配水管敷設費牟礼分の1億3,892万円は小玉水管橋のことだと思うが、具体的にはどの

ような工事をするのか。

回答⑤：しなの鉄道から、現水管橋が落下するようなことがあれば運休や事故などで莫大な損害が予想されることから、そのような事故を防ぐため、現在 50 年以上経過し老朽化している施設を新しい水管橋に架け換える工事である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

### ○議案第 37 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計予算

質疑①：下水道の戸別加入数は今後減っていくのか。動静はどうか。

回答①：既に下水道加入率、あるいは水洗化率は 90%を超えている状況にある。接続できない方は単身の世帯の方、あるいは高齢者世帯で親族が町外に自宅を構えている世帯の方が多いようである。農集排については管理組合を設置しており、プール金の仕組みにより接続促進につなげているが、現時点で接続率 9 割を超えており、これ以上の接続率向上は難しい状況にある。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

### ○議案第 38 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質疑①：NPO 法人 SUN が多世代交流施設を管理するような話もあったように思うが。

回答①：町が多世代交流施設内で実施する「地域活動支援センター業務」の受託者として、施設に入る予定であることは説明したと思う。しかし、その後「地域活動支援センター業務」の受託者について、担当課で再検討をしているようである。

質疑②：指定管理料は、5 年間同額で推移するのか。

回答②：そのとおり。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

### ○議案第 39 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質疑①：非公募により有限会社ふるさと振興公社に選定したということだが。

回答①：募集要項を定めた後、有限会社ふるさと振興公社から申請があり選定した。

質疑②：今までの直売所の従業員の扱いはどうなるのか。

回答②：ふるさと振興公社がムーちゃん、さんちゃんの従業員と面談した。基本的にはふるさと振興公社が雇用するよう進めている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

### ○議案第 40 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質疑①：日和は怎么样了のか。

回答①：さんちゃん等の施設については、昨年 12 月末で指定管理期間が満了したため、12 月議会に指定管理者の指定議案を提出し議決となった。日和についても直売所と併せ、指定管理の協定書を締結している。

質疑②：それぞれのオープンに向けて準備状況は滞りなく進んでいるのか。

回答②：いずれの店舗も開店に向けて順調に進捗している。各直売所の開店時期は、三本松の直売施設は旧ムーちゃん店舗で 4 月 4 日、四季菜は 3 月 14 日、さんちゃんは 3 月 20 日と聞いている。日和の開店時期については 4 月中旬と聞いている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

### ○陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

継続審査とした。

### ○陳情第 4 号 自然エネルギーへの転換促進を求める陳情書

説明者：瀬 尾 誠 氏

質疑①：代表者は団体であるべきだが団体があるのか

回答①：団体がないので削除してほしい。

意見②：福島原発事故から、私は原子力発電はやめるべきと思う。2050年までに二酸化炭素排出量をゼロに減らし、山林などで吸収相殺してゼロ宣言していることを承知されたい。

意見③：町の担当課に詳細な話を聞いて決めるべきで継続審査を提案する。

継続審査採決：賛成少数で否決とした。

賛成討論：3.11で被災された経験から出された陳情書の要旨に賛成する。

賛成討論：陳情書の要旨と同じ内容で、日本共産党も要望しているので賛成する。

賛成討論：2050年ゼロカーボンをも町も目標としているので賛成する。

採決の結果：全員賛成で採択とした。

## ○陳情第5号 消費税率5%への引き下げを求める陳情

説明者：消費税廃止長野連絡会事務局長 相沢道人氏

質疑①：台風による被災者が復興するために5%に引き下げるといふことか。

回答①：県内企業も7割の企業が被害を受けている。今回の台風被害が大変という思いを国に伝え、5%に引き下げをを求める陳情とした。

質疑②：昨年10月に10%になり景気が低迷しているが、5%に引き下げる根拠と理論的な説明をお聞きしたい。

回答②：5%への引き下げで景気回復、個人消費拡大になる。消費税の代わりに財源はいくらでもある。大企業への消費税還付金が見直しが考えられる。消費税の増税分は福祉、介護に回していない。医療費負担はサラリーマンの個人負担が3割、高齢者負担が1割から3割に負担増となった。年金受給者年齢も70歳に引き上げが検討されている。国民健康保険料も上がっている。

質疑③：野党が政権を取れば消費税を0%にできるのか。

回答③：マレーシアのマハティール首相が消費税0%の公約で当選し、マレーシアの経済が潤った実例がある。自民政権では無理だと思うが、消費税0%の実現には政権交代しかないと考えている。

意見④：台風被害者に消費税が重くのしかかっているため、5%に引き下げが必要。

意見⑤：消費税を5%から8%に引き上げたときにも景気が悪化したので、5%に戻すことで景気回復になる。

反対討論：5%への引き下げには反対。

賛成討論：8%から10%にしたときから景気が悪くなっていることから、5%に引き下げるべき。

反対討論：消費税を福祉、教育、国保へ約束どおり予算化し、これ以上国の借金を作らないためにも10%は必要。

反対討論：政府は、消費税を上げたときに痛税感を和らげるため様々な政策を出してきたので引き下げに反対。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

以上

## 福祉文教常任委員会審査報告

令和2年3月19日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

福祉文教常任委員会委員長 伊藤 まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

事件番号	件名	審査の結果
議案第13号	飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第14号	飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決
議案第15号	飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例	可決
議案第19号	飯綱町ふれあいパーク条例の一部を改正する条例	可決
議案第20号	飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例	可決
議案第30号	令和2年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算	可決
議案第31号	令和2年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算	可決
議案第32号	令和2年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算	可決
議案第33号	令和2年度飯綱町介護保険事業特別会計予算	可決
議案第36号	令和2年度飯綱町病院事業会計予算	可決
議案第41号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可決
陳情第2号	医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書	採択

陳情第3号	子ども医療費無料化の制度創設及び子どもや障がい者等の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置に関する意見書についての陳情	採 択
-------	---	-----

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

### ○議案第13号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：改正内容で、償還免除の対象範囲の拡大において、「破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定」を受けたときについても免除できるように改正とあるが、免除ではなく執行の停止でいいのではないか。

回答①：改正法第14条では、「災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる」とあり、できる規定である。なお、規定には、「償還金の支払いを猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部又は一部を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくは資料の提供を求めることができる」と明記されているので、免除するか否かは最終的に判断する。

質疑②：合議制の機関の設置とあるが、誰が審査委員会の委員になるのか。議会選出はあるのか。また、施行日は4月1日が多いと思うが、施行の日からとなっている。何か区別はあるのか。

回答②：施行日については4月1日でもいいが、できるだけ速やかに施行したいということで公布の日からとした。また、支給審査委員会の構成メンバーは、条例第16条第2項の医師、弁護士、その他町長が必要と認める者で構成され、その委員については今後検討する。

質疑③：支給審査委員会のメンバーは何人か決まっているのか。

回答③：国からの参考人数としては4名から6名程度だが、特に規定はない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

### ○議案第14号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

質疑①：この改正は、法律どおりの改正で飯綱町独自のものではないということか。

回答①：法律どおり国と同じ。

質疑②：医療分と介護分の課税限度額の上限が上がったことにより影響を受ける世帯は何世帯あるか。

回答②：医療分で9世帯、介護分で3世帯の影響があり、税金は20万円程度増える。

質疑③：2割軽減及び5割軽減判定のための所得基準が変更になったことにより、影響を受ける世帯は何世帯か。

回答③：今まで軽減のなかった世帯が2割軽減になる世帯数は10世帯。2割軽減から5割軽減になる世帯が6世帯。

質疑④：所得の高い世帯から多く徴収し、その分所得の低い世帯の負担を減らす改正という認識で良いか。

回答④：そのとおり。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第15号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例

質疑①：それぞれの段階の対象者人数を教えてください。

回答①：予算計上時点の想定では、1段階が418人、2段階が334人、3段階が314人、合計で1,066人。条例施行は令和2年4月1日付なので、多少の人数は前後する。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第19号 飯綱町ふれあいパーク条例の一部を改正する条例

質疑①：新しいマレットゴルフ場の年間利用見込人数は。

回答①：おおよそ200人前後を見込んでいる。豊野町の河川敷マレットゴルフ場が昨年の台風19号で使用不可になったので、町外利用者も見込むと増える予想である。また、平成29年度三水マレットゴルフ場の利用者数は80人。町マレットゴルフ協会の会員が30人余で、冬は雪で利用できないが、月20～30人利用を見込み、そのほか町外からの利用者数も見込んでいる。

質疑②：駐車場案内をきちんと行ってほしい。

回答②：町道から町民会館へ入る左手の看板にマレットゴルフ場を付け加える。また、そこから入った道路にも立て看板を加える。県道荒瀬原線からの道路にも看板の付け加えを計画している。

質疑③：マレットゴルフ場は出来上がっているのか。工期は終わっているのか。町民の使用料は

ずっと無料なのか。

回答③：工期は令和2年3月末までである。町民の利用料は、規則で減免規定を設定し無料の予定である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第20号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第30号 令和2年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算

質疑①：特別会計以外からの繰り入れはあるか。また、繰入金はどこから取り崩すのか。

回答①：他会計からの繰り入れはない。訪問看護ステーションの財政調整基金から取り崩す。

質疑②：特殊勤務手当が増えた理由は。

回答②：看護師1名増により看護職の特殊勤務手当が増えるため。

質疑③：会計年度任用職員報酬はどこに入っているか。

回答③：衛生費に入っている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第31号 令和2年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算

##### □住民環境課

質疑①：県全体で納付金が64億円マイナスになった理由は。

回答①：県によると、前期高齢者交付金の見込みが平成31年度と比較して大幅に増加したことと、平成30年度決算繰越金を納付金総額の減算に活用したため納付金が減少しているとの

こと。

質疑②：保険者努力支援制度による交付金の算定はどのようになっているか。

回答②：保険者努力支援制度については前年度と同様の見込み。新事業の実施は見込んでおらず、現状の見直し等による点数確保を予定している。

質疑③：国民健康保険や後期高齢者医療保険も含めて、財政的に今の医療費でやっていけるのか。医療費削減の対策として、ある市では老人が複数の病院にかかり二重に処方されている等により、多量に処方されている薬を薬剤師等が薬剤管理をして不要な薬を減らすことで医療費を相当削減しているという事例もあるが、そういう対策が当町でも必要なのではないか。

回答③：医療費の増加による保険制度の破たんを国でも危惧しており、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を閣議決定し、医療費の伸びを抑えるよう市町村は国保、後期高齢、介護、健康推進の担当が連携して高齢者の保健事業に取り組むこととしている。これを受けて、当町でも健康推進係、介護支援係、国保年金係の各担当が集まり、今後の方針について話し合いが持たれているところで、今の事例も参考に対策を講じたい。

意見④：医療費削減の対策を進めることで町の財政負担も減るため、やはり取り組む必要があると感じる。

質疑⑤：保険税を減らす方法は、今言った方法のほかはないか。

回答⑤：現在、ジェネリック医薬品差額通知の送付を平成30年度から実施しており、ジェネリック医薬品に切り替えることでいくらか負担が減らせるかをお知らせしている。国保の保険税は最終的には県全体で統一する方向で進められているが、それも踏まえ、来年度は保険税の改定をするかどうか検討をする予定。

質疑⑥：結局、保険税を上げなければならないということも念頭に置いて検討するということか。

回答⑥：将来的には上げざるを得ないのではないかと予想はしている。現在、当町は激変緩和措置を受けており、この措置がなければ実際にはもっと県へ納付金を納めなければならない。緩和措置の額は平成31年度が約4,700万円、令和2年度は約800万円と緩和措置が減らされている。それに対応できるよう基金への積立でも増やしている。

## □保健福祉課

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

## ○議案第32号 令和2年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算

## □住民環境課

質疑①：歳出予算に還付加算金が予算計上されているが、還付金の還付が遅れることにより発生する加算金のため、最初から予算化されている必要があるか。

回答①：今まで還付加算金が発生したことはなく、可能性も極めて低いですが、発生したときの準備のため毎年概算で計上している。

質疑②：保険料の均等割額が来年度も今年度と同額に据え置かれたが、被保険者の人数的な要因もあるのか。

回答②：後期高齢者医療保険被保険者数は増加傾向にあるため、県からの資料のとおり、保険料軽減特例措置の見直し及び財政安定化基金の活用により、保険料増加の抑制となった。

## □保健福祉課

質疑①：広域連合の補助金の活用について、以前からも広域連合の補助金を町で活用してほしいという話はあったが、町としては保健師の体制が整っていないのでできないという回答であった。今後の方針は。

回答①：現在活用している補助金は、後期高齢者の健康診査の補助金、ドックの助成に関する補助金の2つを活用している。保健事業と介護予防一体化の補助については承知しており、国保のKDBシステムを活用し、町の課題分析等の分析から個別のアプローチは、令和3年度に育休中の保健師の復帰があるため、体制が整ってからと思っている。令和6年度からは、高齢者の介護予防一体化事業が全国的に実施されるので、令和2年度はその下準備を行っていく予定。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

## ○議案第33号 令和2年度飯綱町介護保険事業特別会計予算

質疑①：いきいきサロンを夜間に開催しているところはあるか。農家の多い地域では日中できない場合がある。農業のない地域は、昼間にいつでも開催できる。そうすると、サービスの集中化という現象が起こるのではないか。

回答①：夜間開催しているところは聞いていない。男性の参加を促すために、健康マージャンから夕方に懇親会をしているところもある。

質疑②：毛野地区は運営も送迎もよくやっている。地域の歴史というテーマだと男性が大勢来た。従事者の手当はあるのか。

回答②：総合事業の対象者として、該当した人には1人1回500円を月4回まで会へ助成し、送迎は訪問D事業として助成があり、会へ助成している。

質疑③：芋川地区は好評と聞くが、プログラムのマンネリ化、新しい人の発掘など課題もあると伺う。提案も含めて、参加者に何か企画してもらおうとか、参加者がほかの人を1人誘っ

て来るとかやったらどうか。参加できない人の理由を聞いてみるのも良いのではないか。  
また、交流会をやったらどうか。

回答③：2月末に各地区の従事者が一同に集まり交流会を行った。有意義な意見交換ができ、人集めやメニューの作り方などが参考になった。

質疑④：なかなか通所Bまでできない地区がある。社協の担当者に入ってもらい広めてほしい。活発に行っている事例や地区の現状、課題を整理して解決策までもって行ってほしい。

回答④：今年は中止になってしまったが、いきいきサロン全員集合など、そういう場でほかの地区と情報交換を図りたい。社協に生活支援コーディネーターを2人配置しているのは強み。是非、活用してほしい。

質疑⑤：いきいきサロンは社協の仕事か。なぜ役場が関わるのか。サロンの年間計画立案時にメニューなど関わっているか。町の関わりが薄いのではないか。

回答⑤：社協が育成しており、その事業に町が助成している。町は直接関わっていないが、助成しているため実績報告書で内容を把握している。メニューで出前講座などを利用すれば、役場職員や包括支援センターが出向く。メニュー計画は、社協と地区で行っている。

質疑⑥：年間計画を立てるときには情報交換をしながら立てているが、参加者が少ないことが悩み。コーディネーターにも入ってもらっているが、男性の参加を呼び掛けると今まで参加者していた方の中で参加を拒否する人がいる。行政も相談にのってもらいたい。男性に呼び掛けるのは、組長さんにも関わってもらった方がいいのか。

回答⑥：毛野では、鍵当番を伍長さんが行うことで毎回男性の参加がある。地区によって、区長、組長、伍長の関わりは違うと思うが、実情にあった関わりが重要。

質疑⑦：社協の活動へのチェック機能はあるか。

回答⑦：総合事業は年度途中で中間報告をしてもらっている。年度末に実績報告を提出してもらっている。

質疑⑧：地域密着型介護サービス費が2,700万円減となっている理由は、国の補助金などが減ったということか。

回答⑧：昨年度の実績から予算を減額とした。施設志向や地域密着サービス（小規模デイなど）の利用減少によると考える。施設介護サービス給付などで増額としている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

## ○議案第36号 令和2年度飯綱町病院事業会計予算

質疑①：来年度の工事内訳の中で「医療ガス設備」の「アウトレットバルブ」とは何か。

回答①：病室の酸素等の吹き出し口の器具であり、経年劣化により交換が必要となったもの。

質疑②：前年度比 267 万 5 千円の増と大きく違うが、その他医業外収益とは何か。

回答②：その他医業外収益の予算は、不特定多数の保険外の収益のため、過去 3 年の実績を基に算出している。

質疑③：繰入基準の資料をもらったが、繰入基準のそれぞれの項目が予算書のどこで確認できるのか。

回答③：繰入基準のそれぞれの項目は細かく予算書に載ってはいないが、損益勘定（3 条）では、医業外収益の他会計負担金 2 億 2,242 万円と、資本勘定（4 条）では、他会計負担金 1 億 4,758 万円を足して、当年度繰入金 3 億 7 千万円となる。どの項目に計上するか明確な定めはないが、企業債償還分は 4 条に収入している。

質疑④：「業務量」の年間患者数を 365 日で割れば 1 人当たりの入院日数となるのか。

回答④：一概にそういうことではない。当院の基準は、平均在院日数 21 日とされており、最大で 21 日であるが、21 日を超える者と短期間で退院される者がおり、相殺して 21 日までとしなければならない。

質疑⑤：現在の常勤の医師は何人で、平均年齢は何歳か。現在の人数で標欠とはならないか。

回答⑤：予算作成時より 1 名増となり、現時点では医師 7 名と歯科医師 1 名。予算作成時の平均年齢は医療職（一）の欄にあるとおり 53.08 歳。標欠となるのは、医師の数が必要医師数の 7 割を切ったときで、現在は 85%程度である。

質疑⑥：医師も高齢化しており、若い医師を招聘したほうが良いのではないか。

回答⑥：なかなか来ていただけない。地域医療に情熱のある医師でないと、地方では症例も少なく新しい病気にあたるのが少ないため、勉強にならないということもある。若い医師は、多くの症例を学んで経験を経てから来ていただいた方が良いと思われる。

質疑⑦：病院を黒字にするということは公立病院の使命ではないと考えられる。地域住民の健康に寄与できる病院であればと思うが。

回答⑦：まさに自治体病院とは営利を目的とするものではなく、不採算を受けもち、住民の安心安全のために活動するものと位置づけられている。しかし、健全経営により、できるだけ赤字幅を減らす努力をする必要がある。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

## ○議案第 41 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質疑①：昨年の経営収支を聞いて、「厳しい」、「やっとなだ」ということを聞いた。相手先の決算書は確認しているか。

回答①：会社全体の経営は成り立っていると確認しているが、野村上の事業所のみについては把握していない。

質疑②：経営が厳しいとの話だが、今後5年間は撤退するということはないということか。

回答②：そのとおりである。不測の事態が発生したら、事業所と協議していく。

質疑③：介護保険の報酬など、制度が厳しくなっているから経営面にも影響するのか。

回答③：制度的な問題よりも時期によって利用者の確保に波があり、運営に影響が出ているようだ。

質疑④：指定管理をするにあたって、募集の仕方はどうしているか。

回答④：かつてはインターネット等で一般公募した。今回は、今までの経過や経営状態を勘案し、非公募ということで一者とした。

質疑⑤：指定管理のなり手がいないということか。

回答⑤：昨年夏頃の時点では、なり手が出てこないのではないかと危惧した。

質疑⑥：なぜ、なり手がいないのか。町の施設を使って、気持ちよく運営していってもらうためにどうしているか。

回答⑥：施設の修繕費は、今までは十万円位の経費なので対応できているが、運営上危惧しているのは介護人材不足である。その点、ニチイは大きな会社なので、職員の補充など柔軟に対応ができる事業所として評価している。

意見⑦：なくてはならない施設なので、連携しながら管理していってほしい。

質疑⑧：三水地区のデイサービスは、老朽化による機械の修理などが出ていると聞くが、行政はどう支援しているか。予算計上し、修理しなければ運営しないということもあるのか。

回答⑧：大規模な修繕は予算計上し議会にお諮りしている。小規模なものは緊急性の有無により両方で協議を行い実施している。

質疑⑨：野村上の施設の定員は何人か。今後の利用見込みはどうか。

回答⑨：定員は25人。ほかの施設や事業所との利用者の取り合いもある。多機能施設の特徴を出して取り組むよう伝えている。多機能施設の課題として、ほかの事業所より訪問ヘルパーの利用が少ない。そのことで人材の雇用にも影響している。いずれにしても包括支援センターと相談を持ち、紹介もしている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

## ○陳情第2号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書

陳情者が病気で説明に来ることができなかつたため、町立飯綱病院 大川事務長に飯綱病院等の状況を聞き審査を行った。

質疑①：医師数 OECD 平均3.5人、日本2.4人とのことだが、都市とのばらつきがあると思うがどうか。

回答①：医師不足は全国でも言われている。免許を取った方の数であると思われる。パートや仕事をしていない人もおり、実働数を見ないといけない。都市部が多く地方は少ない。研修医制度があり、その期間は研修可能な病院に集まる。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で採択とした。

### ○陳情第3号 子ども医療費無料化の制度創設及び子どもや障がい者等の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置に関する意見書についての陳情

説明者：長野地区社会保障推進協議会事務局次長 藤 本 ようこ 氏

質疑①：貧困家庭の定義は。

回答①：長野県が平成30年度に行った「子どもと子育て家庭の実態調査」の定義を参考にした。

質疑②：国の財政が苦しい中で国債の発行で賄うとすれば、のちの世代の負担となるが。

回答②：財源は、国の責任において確保してほしい。

質疑③：無料となり何でも病院に行けばよいとなれば、医療費がかかり財政が厳しくなる。そうなった自治体も出ているが。

回答③：窓口完全無料を実施している群馬県で平成24年に行ったアンケートへの回答では、9割近くが様子を見ると回答している。

質疑④：組合健保など、財政が厳しい中で追い打ちをかけることになるのではないか。

回答④：少子化により、子どもを町村に呼びたいために制度を作っているとの声もあるが、住民にとっての安心のための事業である。それを進めるためのペナルティをやめてほしい。

意見⑤：無料で恩恵を受けられればよいが差をつければよい。誰もが恩恵を受けられるのはおかしい。無駄なお金は削減しなければならない。

質疑⑥：年齢や所得についての検討はしたのか。

回答⑥：年齢についてはない。所得制限は考えていない。子どもは家庭状況を選べない。子どもが医療を受ける権利は保障されている。

質疑⑦：ユーチューバーやゲームを作るなど、高収入を得ている子どももいるが、家庭の所得に応じた対応を提案する。

回答⑦：子どもはしっかり遊び、学ぶことが仕事と考えている。家庭の主たる生計者ではない。

反対討論：子どもを町に増やすことは賛成だが、適正な負担があつてよい。払えない人の施策を考えれば良い。問題は財源で、将来の子どもたちに負担させるわけにはいかない。

賛成討論：自身の公約であり、無料にしてもよいと考える。

反対討論：保育料は所得の高い人まで無料になり、ますます格差が広がる。少々は負担すべきで、困窮家庭には別途考えればよい。

採決の結果：賛否同数、委員長裁決で採択とした。

以上

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

10 番

11 番

12 番